

一時保育における保育の処遇のあり方について

平成 11 年度研究報告書

主任研究者 民秋 言 (白梅学園短期大学)

研究要旨

近年、保育所が対応を迫られている課題は多様化しているが、そのなかでも最も重要かつ検討を要するもののひとつに「一時保育」がある。本研究は、保育所における一時保育が子ども(乳幼児)の心身にどのような影響を及ぼすか、その実態を明らかにし、そのうえで保育の処遇のあり方を追求するものである。保育(社会)学、教育学、児童福祉学、心理学さらに小児医学専攻の研究者がチームをつくり学際的にこの点を明確にしたい。

分担研究者

大嶋恭二(東洋英和女学院大学)

高野陽(東洋英和女学院大学)

迫田圭子(立正大学)

桑幸男(名古屋市立大学)

倉戸直実(浪速短期大学)

研究協力者

千葉 武夫(聖和大学短期大学部)

清水 益治(奈良保育学院)

岡本美智子(聖心女子専門学校)

広利 吉治(宮城学院女子短期大学)

金子 恵美(日本社会事業大学)

小沼 肇(武蔵野短期大学)

佐藤 信雄(北海道文教短期大学)

小田 進一(北海道文教短期大学)

西村 重稀(福井県高志福祉事務所)

山中 和子(四日市市立西浦保育園)

菊池 繁信(大阪府もみの木保育園)

新納 雅司(岡山県親和保育園)

水上 彰子(富山市立東部保育所)

杉山 治子(東京都練馬区立光が丘第4保育園)

河合富美子(倉敷市福祉部児童家庭課)

中久喜直保美(神奈川県中原保育園)

1. 研究の目的と言周査の概要

A. 研究目的

認可保育所の行う一時保育が、まずそれを利用する子どもにどのような影響を与えているのかを明らかにし、つぎにこれはいかなる保育処遇によるものかを検討し、これに対してどのように対処すればよいのかその方策を考える、という3つの課題を探る目的を持つ。

B. 研究方法

一時保育を扱った研究はまだ体系的に十分ではないが、先行研究を分析しその問題点を検討したうえで、一時保育実施園の実態調査を行った。調査は、全国域の12調査対象地区を設定し、その地区で一時保育を実施している公私立およそ2か園ずつを対象とし、面接聴取調査並びに質問紙による調査を実施した。質問紙調査票に関しては、本研究会が平成10年度から実施している調査研究の内容や結果を参考・継続するものとして作成した。この研究は、保育所において実施されている一時保育の利用状況だけでなく、一時保育実施時に保育士が配慮している点など、保育士の姿勢や態度が子どもにどのような影響を与えるかについて、園長、保育担当者、保護者等を対象に調査

を行った。つぎに、より具体的に一時保育の実践状況を把握するために、園長、保育担当者、行政担当者または保育関係者を対象に面接聞き取り調査を実施し、一部の一時保育の実施園の保育をビデオに録画し分析した。さらに、保育園の一時保育がどのように利用者に伝えられているのか、また一時保育の工夫していることや独創的な取り組みについて紹介するため、園や行政からパンフレットなどの関係資料を収集した。調査の期間は平成12年1月～2月であった。尚、質問紙による調査の内容分析については平成10年度に実施したものも合わせて用いた。

C. 結果と考察

の質問紙による調査は約60ケースを調査した。の面接聞き取りは13件の報告を得た。一時保育の実態ビデオは3本を録画・観察した。の関係資料は約20点を収集した。～の調査研究により次のような結果がえられた。なお、検討の過程で平成10年度調査結果も適宜組み込まれている。

保育所における一時保育について、園・在園児・一時保育児・一時保育利用者にとっての「プラス面」と「やりにくい面」とを整理した。さらに、今後の一時保育の取り組みや対策の方法について若干の提案をした。

一時保育は、認可保育園において、毎日8時間あるいは11時間とされている通常保育のほかに、今日的な保育ニーズに応えるために実施している保育園の事業の一つであり、広く、いわゆる子育て支援事業の一環としてとらえられている。具体的には、保育に欠けなくとも、毎日ではなく、週に1日あるいは2・3日、月に14日を限度に子どもを保育するものである。

この事業は、平成2年度に一時的保育事業として制度化され、平成10年度から一時保育と呼び名が変わり、今日では「一時保育促進基盤整備事業」という制度で取り上げられている。

この一時保育を利用するためには、()保護者

の就労形態等により、家庭における育児が断続的に困難となり、一時的に保育が必要となる児童(以下、単に「断続的な労働等」という)、()保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要となる児童(「緊急・一時的な事情」)、()私的な理由やその他の理由により一時的に保育が必要となる児童(「心理的負担等私的理由」といった3つの条件が定められている。さらに自治体によってはあるいは実態から言えば、()として「体験的に入園する児童」(「体験入園」)を加えているところもある。

さて、現在、一時保育を実施している園は厚生省資料(図表1)によると、平成8年度では、公私立合わせて1,051カ園である。これは全国の保育園総数のうち4.7%にあたり、いまだ、数的には決して多いものとはいえない。実施園のうち公立は31.6%、私立は68.4%である。尚、この度の新エンゼルプランでは、平成16年度の目標を3,000か所としている。

一時保育の概要について我々の実態調査の結果よりさらに説明する。利用条件別にみた子どもの割合は(図表2)、()断続的な労働等は35.6%、()緊急・一時的な事情は36.4%、()心理的な負担・私的理由は17.8%、そして()体験入園は10.3%となっている。図表4の一時保育の開始年次をみていると、制度化された平成2年とそれに続く、3・4・5年と、平成7・8・9年の2つの山がある。平成7年はエンゼルプランの立ち上げと軌を一にしているといえる。

利用している子どもの年齢は保育対象年齢と同じく0歳から5歳にまでまたがっているものの、1歳から3歳に集中している。(図表3)ただし図表6のはじめに入所した年齢でみると、0、1歳が多くみられる。このことから、入所してきた子どもは1・2年間は継続して利用しているとみることができる。

一時保育に子どもを受け入れる条件を、うえに述べた4つの理由の他にみるなら、一日あたりの受け入れ可能数(図表5)、入所年齢(図表6)、子ど

もの持つ条件(図表7)、利用料(図表9~12)、実施時間(図表14)、平日以外のサービス実施日(図表15)、登園時の健康状態把握(図表21)などをあげることができる。ここでは、とくに実施時間と担当者とそれを実施している場所すなわち保育室の状況に注目したい(図表16)。担当者のうち、一時保育専任は60%程度、クラスを担当しながらの保育士もおよそ同じ率で見られる。主任は20%余り、園長は6%程度であった。使用する保育室について(図表17)最も多いのが、「通常保育の保育室」を利用しているものが70%近くを占め、「特別の部屋を用意」しているのは40%となっている。また、登園時に子どもの健康状態をどのように把握しているかについては(図表21)、「保護者からの報告が」50%余、次の「保育者の観察」が35%余、これら2つを合わせると90%近くになる。特に「保健婦・看護婦が観察」するが2%に満たないことは注目に値する。

次に一時保育を受けている子どもがどのような様子を見せるかを知ることはわれわれにとって重要な課題である。子どもの様子については、図表20に示した。さらに、図表20の子どもの様子20項目と、先に述べた利用の理由(群)別にクロス集計した。その結果は、図表25~27に示した。カイ自乗検定で5%以下の有意差が認められたものとして興味深いのは、「一時保育の子どもの様子」と「一時保育の担当者」をクロスした図表25において「断続的な労働等」群の、主任が「担当していない時に、「保育園に来るのを楽しみにしている」子どもが多いこと、逆に、「登園時に保護者と別れるのをいやがる」や「眠りが浅くすぐに目覚める」、「時々思い出したように泣く」は、主任が「担当している」ときに頻度が高くなっている点である。こうした傾向は「体験入園」群の子どもが、「ぐっすり眠る」のはクラス担任保育士「担当せず」にもみられる。さらに「園の施設や遊具に興味を示す」とか、「私的理由群」の「通常保育の子どもの遊びに入りたがる」にも同様の様子がうかがえる。

このデータからは一時保育の担当者の在り方が

問われる。つまり、クラス担任保育士も含めてとくに主任は、たとえ保育者としてはベテランでも一時保育の専任ではなく、例えば電話の応対や本務などが一時保育の間にも入り込み、それに専念できないため、子どもが安定しない様子を示すと考えられる。子どもが安心して過ごし、受け止めてくれる保育者の存在が求められている。

さらに、「一時保育の子どもの様子」と「一時保育の場所」についてクロスした図表26では、一時保育のために「特別の部屋」を「使用する」時には、「保育中にこやかにしている」や「ぐっすり眠る」等が高く、「通常保育の園児と同じ部屋」を「使用せず」で「ぐっすり眠る」の数値が高いことも合わせてみると、部屋の使い方が、子どもの情緒は安定する条件のように思われる。

しかし、「私的理由」を除く3つの群の「通常保育の子どもに興味を示す」、「私的理由」群の「通常保育の子どもと遊びたがる」や「体験入園」群の「園の施設や遊具に興味を示す」の数値をみると、「特別の部屋」を「使用せず」、あるいは「通常保育の園児と同じ部屋」を「使用する」方が、子どもはより活動的かつ主体的に一時保育を楽しんでいるように捉えられる。

続いて「一時保育の子どもの様子」と「一時保育のための特別プログラム」をクロスした図表27で、一時保育のための特別のプログラムを用意しているかどうかについてみると、「断続的な労働等」群の「通常保育の子どもに興味を示す」や「私的理由群」の「通常保育の子どもの遊びに入りたがる」、「体験入所」群に、「子ども同士でよく遊ぶ」や「園の施設や遊具に興味を示す」など子どもが生き生きと一時保育を送る姿を見ることができる。このように「一時保育の特別プログラムを用意する」より、むしろ、「通常保育の園児と一緒にする」というように園全体で子どもを受けとめることが必要であると思われる。しかし、「その子にふさわしいクラスに入れる」というプログラムに注目するならば、それを「実施している」時には、「緊急一時的な事情」群によく現れているように、「元氣

に園内を動き回る」をはじめ、「通常保育の子どもに興味を示す」「通常保育の子どもの遊びに入りたがる」がともに高い数値を示している。このことから一時保育は、発達に見合った、つまり、一人一人の子どもに見合った受け止め、も求められていることが分かる。

保育士の関わり方の配慮点に関する年齢差については、図表 28 に示した。

送り迎えの時、必要な事項の連絡を親と交わす等 21 通りの配慮点を列記し、一時保育の際に、そのような点に配慮して、保育をしているかどうか、0 歳・1 歳・2 歳・3 歳・4 歳・5 歳・6 歳の各年齢について、5 か所以内に 印をつけてもらった。それぞれの配慮点について、各年齢で がついた割合(承認率)を示したものの図である。

いずれの年齢の承認率も 50%以上であった配慮点は、1.送り迎えの時、必要な事項の連絡を親と交わす(平均 89.1%)、19.事故、怪我などの対応を特に心掛けている(平均 66.7%)であった。これらの配慮点は一時保育かどうかに関わらず、全ての子どもにあてはまる点であろう。配慮の基本は全ての子どもについて同じであると考えられる。

いずれの年齢も承認率が 10%以下であった配慮点は、8.軽食・補食を出す(平均 2.1%)、9.おやつとの与え方に工夫をする(0%)、15.全員を集めて同じ活動などをする(平均 1.0%)、16.主にテレビやラジオを見せる(0%)、17.動植物を置いて、和むようにする(平均 1.0%)、20.お気に入りの物を持ってきても良いようにする(平均 5.2%)であった。これらの配慮点を質問項目に含めたのは、一時保育の子どもに特別にあてはまる可能性があると思ったからである。しかしながら、このように承認率が低かったことから、少なくともこれらの項目は、一時保育の子どもだけに特別に配慮する点ではないと言える。

年齢差について Q 検定を行ったところ、承認率が 10%以下の全ての項目に加えて、「2.一時保育の子どもだと分かるように名札などをつける」では有意差がなく、他の全ての項目では有意差があっ

た。低年齢ほど、承認率が高かった項目は、「1.送り迎えの時、必要な事項の連絡を親と交わす」、「4.眠いときは眠れるようにする」、「6.手をにぎったり、だっこする」、「11.いつでも水分の補給ができるようにする」、「18.子どもの体調に特に留意する」、「21.記録を書き、引き継ぎをスムーズにする」であった。低年齢児についてはこれらの点を配慮して一時保育を実施する必要がある。

逆に年齢が大きくなるほど、承認率が高かった項目は、「5.子どもの話をじっくり聞く」、「7.在園児と親しくなる機会とする」、「13.好きな遊びがじっくりできるようにする」、「14.異年齢の子どもとの交流を大切にする」、「19.事故・怪我などの対応に特に心掛けている」であった。大きな年齢児についてはこれらの点を配慮して一時保育を実施する必要がある。

「1.寄ってきた子どもを受けとめようとする」は 1・2・3 歳児、「10.すぐに遊べるようにおもちゃを置いておく」は 1・2 歳児に特に配慮する必要があるといえよう。次に一時保育が子どもに及ぼす影響についてみてみよう。

本研究には、一時保育の子どもへの影響を整理する作業がある。図表 29 は面接聴き取りのデータをまとめたものである。その作業過程で、一時保育が影響を与えるものは、利用する子どもにだけではないこと、影響にはプラス面と必ずしもそう言い切れない面とがあることが明らかになった。

すなわち、影響を受けるものとして、「園」「在園児」「一時保育児」「一時保育利用保護者」の 4 者があげられ、それらへの「プラス面」、「やりにくさ」あるいは「困ったこと」、及び「今後の課題」とに分けている。

まず「園にとってのプラス面として「地域社会の住民や保護者の実状が、保育者一人一人によく理解され」、それを「積極的に園の保育の在り方に生かす姿勢」が身に付いたとともに、「地域のニーズに応えているという実感を得、やりがいを感じている」といった、「地域に根ざした保育園づくりに役立っている。」「利用者へのサービス内容の工夫

と強化をして」育児支援の広がりを果たすことができた、などである。

一方、「やりにくさ」や「困ったこと」として「一時保育は変則的で予測が立てにくい」や「不安定な子どもを毎日あずかる」、そして「感染症には特に注意が必要」などがあげられる。また「不安をサポートし、かつリードできる」「子どもを受け止める力量と優しさ」のある保育者の確保の難しさなどがある。

次に「在園児」にとっての「プラス面」と「難しさ」をあげる。在園児が「一時保育の子どもたちのことを、相手の身になって考えること」ができるようになった。その反面で「生活リズムのちがいで保育の難しさも訴えられている。「一時保育児」にとっての「プラス面」は「在園児との交流によりたくさんのお友達ができた」さまざまな「遊びと体験ができた」「生活習慣の自立がはかられた」「発達の遅れに少しは対応できた」といった直接子どもに関わるものと、「育児ノイローゼの親から子どもが回避できる」などの点があげられている。一方、「子どもが泣くなど不安な状態で一日を過ごしている」などの「環境になじむことの難しさ」を指摘するケースが多くみられる。

最後に「一時保育利用保護者」にとっての「プラス面」としては、「育児をしているとイライラして子どもにあたる」親を一時的に解放できる、「一時的に子どもから離れて過ごす機会を一時保育に求めている」といった面が注目できる。また「保護者同士のつながり」を求めての利用もみられる。一方、「やりにくさ」としては「一時保育に通わせることは、子どもに悪い、かわいそうという罪悪感」のようなものがいまだにあることにも注目しておく必要がある。

またアンケート調査で聞いた「今後充実すべき事項」によれば、行政からの補助金が約半分を占めている。また「一時保育専用職員」を確保することも60%余を占めている。

D. 結論

一時保育を実施している園長に、その意識について尋ねた。その結果、「とても意義がある」と「どちらかといえばある」の2つの層を合わせるとほとんど全ての園長が「意義あり」としている。また、冒頭に述べたように、一時保育は、新エンゼルプランにも位置づけられ、かつ多面的にみてプラス面が多い。今後ますます充実させることが課題となろう。そのためには、とりわけ保育者の専門性の向上が第1であり、研修体制の整備が不可欠である。

さらに一人一人の子どもをしっかり受け止め、かつ園全体で子どもを受けとめる保育体制を作ることである。これはつまるところ通常の保育の充実にもつながる。今までみてきた課題を一つずつ解決しながら、より充実した一時保育を目指すことが必要であろう。

図表 1 都道府県別認可保育所数および一時保育実施施設数

区分	認可保育所数			一時保育実施園数		
	総数	公立	私立	公立	私立	全体
北海道	687	456	231	7	7	14
青森	508	173	335	2	7	9
岩手	338	179	159	1	9	10
宮城	206	175	31	1	0	1
秋田	243	149	94	1	9	10
山形	229	153	76	4	5	9
福島	288	218	70	7	3	10
茨城	421	221	200	0	7	7
栃木	277	216	61	2	8	10
群馬	413	152	261	1	15	16
埼玉	701	463	238	13	20	33
千葉	559	404	155	7	17	24
東京	1578	998	580	0	5	5
神奈川	343	157	186	1	31	32
新潟	663	523	140	4	2	6
富山	279	224	55	6	15	21
石川	344	271	73	19	12	31
福井	289	186	103	1	6	7
山梨	242	152	90	1	1	2
長野	650	545	105	98	26	124
岐阜	409	298	111	3	6	9
静岡	381	222	159	1	9	10
愛知	928	732	196	22	18	40
三重	454	317	137	1	3	4
滋賀	234	151	83	0	6	6
京都	248	177	71	3	10	13
大阪	649	357	292	1	30	31
兵庫	580	328	252	3	36	39
奈良	203	137	66	4	6	10
和歌山	232	169	63	10	0	10
鳥取	205	157	48	5	2	7
島根	268	139	129	9	31	40
岡山	313	188	125	0	10	10
広島	491	355	136	3	10	13
山口	346	173	173	51	74	125
徳島	229	170	59	4	12	16
香川	213	143	70	0	12	12
愛媛	356	264	92	4	7	11
高知	323	220	103	0	2	2

福岡	549	220	329	1	7	8
佐賀	211	82	129	0	4	4
長崎	430	108	322	0	14	14
熊本	490	220	270	2	15	17
大分	286	101	185	7	9	16
宮崎	417	148	269	3	8	11
鹿児島	385	133	252	0	3	3
沖縄	325	165	160	4	8	12
小計	19413	11889	7524	317	557	874
札幌市	154	29	125	0	2	2
仙台市	74	52	22	2	1	3
千葉市	85	62	23	3	2	5
横浜市	222	121	101	0	13	13
川崎市	108	88	20	0	0	0
名古屋	269	125	144	0	15	15
京都市	255	36	219	1	0	1
大阪市	325	141	184	0	33	33
神戸市	151	84	67	0	11	11
広島市	131	86	45	0	3	3
北九州	164	37	127	2	7	9
福岡市	154	22	132	0	7	7
小計	2092	883	1209	8	94	102
宇都宮	55	22	33	0	4	4
新潟市	101	38	63	0	3	3
富山市	59	45	14	6	6	12
金沢市	112	15	97	0	0	0
岐阜市	49	38	11	1	6	7
静岡市	60	24	36	0	0	0
浜松市	54	18	36	0	8	8
堺市	82	36	46	0	10	10
姫路市	77	31	46	0	15	15
岡山市	87	43	44	0	6	6
熊本市	129	22	107	0	6	6
鹿児島	68	8	60	0	4	4
小計	933	340	593	7	68	75
計	22438	13112	9326	332	719	1051

図表2 理由別年齢利用数

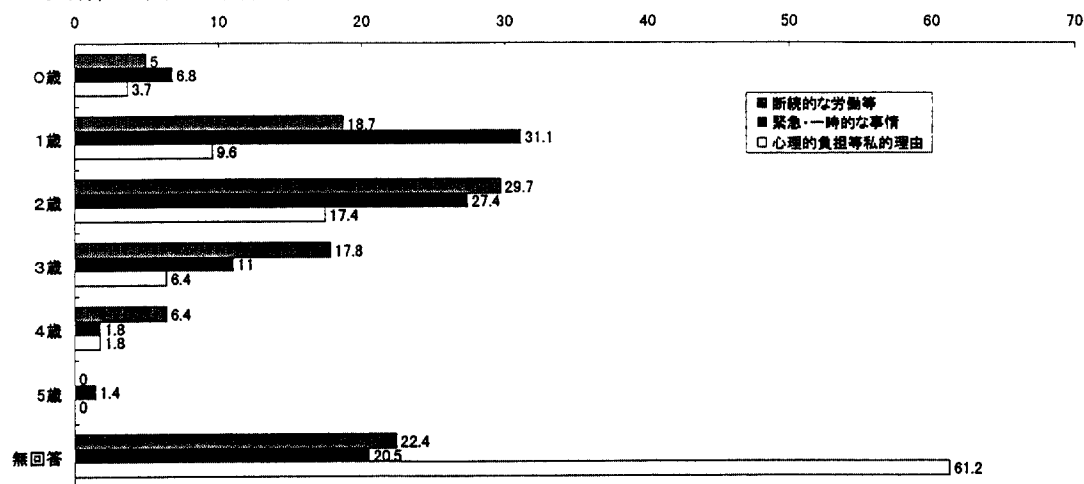
	サンプル数	Q19 年齢 (継続的な労働等)							サンプル数	Q19 年齢 平均(歳) 断続的な労働等
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	無回答		
全 体	219 100.0	11 5.0	41 18.7	65 29.7	39 17.8	14 6.4	-	49 22.4	170 100.0	2.02
設置主体別) 公 立	68 100.0	3 4.4	10 14.7	18 26.5	14 20.6	3 4.4	-	20 29.4	48 100.0	2.08
私 立	143 100.0	8 5.6	30 21.0	43 30.1	24 16.8	11 7.7	-	27 18.9	116 100.0	2.00

	サンプル数	Q19 年齢 (緊急・一時的な事情)							サンプル数	Q19 年齢 平均(歳) 緊急・一時的な事情
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	無回答		
全 体	219 100.0	15 6.8	68 31.1	60 27.4	24 11.0	4 1.8	3 1.4	45 20.5	174 100.0	1.67
設置主体別) 公 立	68 100.0	4 5.9	19 27.9	23 33.8	6 8.8	2 2.9	2 2.9	12 17.6	56 100.0	1.80
私 立	143 100.0	11 7.7	46 32.2	35 24.5	16 11.2	2 1.4	1 0.7	32 22.4	111 100.0	1.59

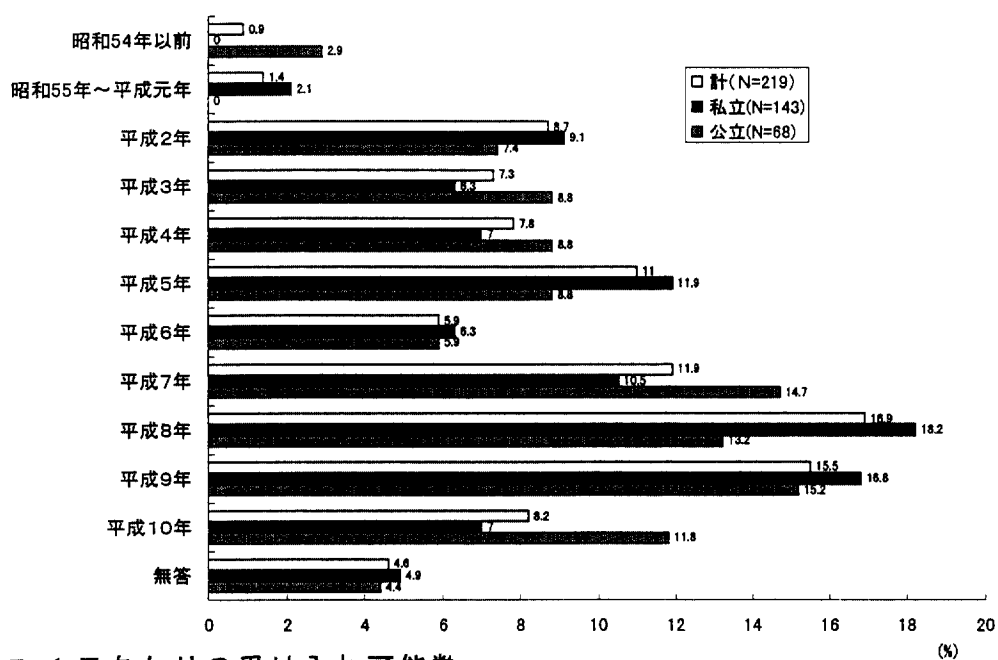
	サンプル数	Q19 年齢 (心理的負担等私的理由)							サンプル数	Q19 年齢 平均(歳) 心理的負担等私的理由
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	無回答		
全 体	219 100.0	8 3.7	21 9.6	38 17.4	14 6.4	4 1.8	-	134 61.2	85 100.0	1.82
設置主体別) 公 立	68 100.0	-	7 10.3	9 13.2	4 5.9	2 2.9	-	46 67.6	22 100.0	2.05
私 立	143 100.0	8 5.6	14 9.8	27 18.9	9 6.3	2 1.4	-	83 58.0	60 100.0	1.72

	サンプル数	Q19 年齢 (体験的な入所)							サンプル数	Q19 年齢 平均(歳) 体験的な入所
		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	無回答		
全 体	219 100.0	2 0.9	12 5.5	16 7.3	10 4.6	6 2.7	3 1.4	170 77.6	49 100.0	2.31
設置主体別) 公 立	68 100.0	2 2.9	2 2.9	1 1.5	5 7.4	2 2.9	-	56 82.4	12 100.0	2.25
私 立	143 100.0	-	10 7.0	13 9.1	3 2.1	4 2.8	3 2.1	110 76.9	33 100.0	2.30

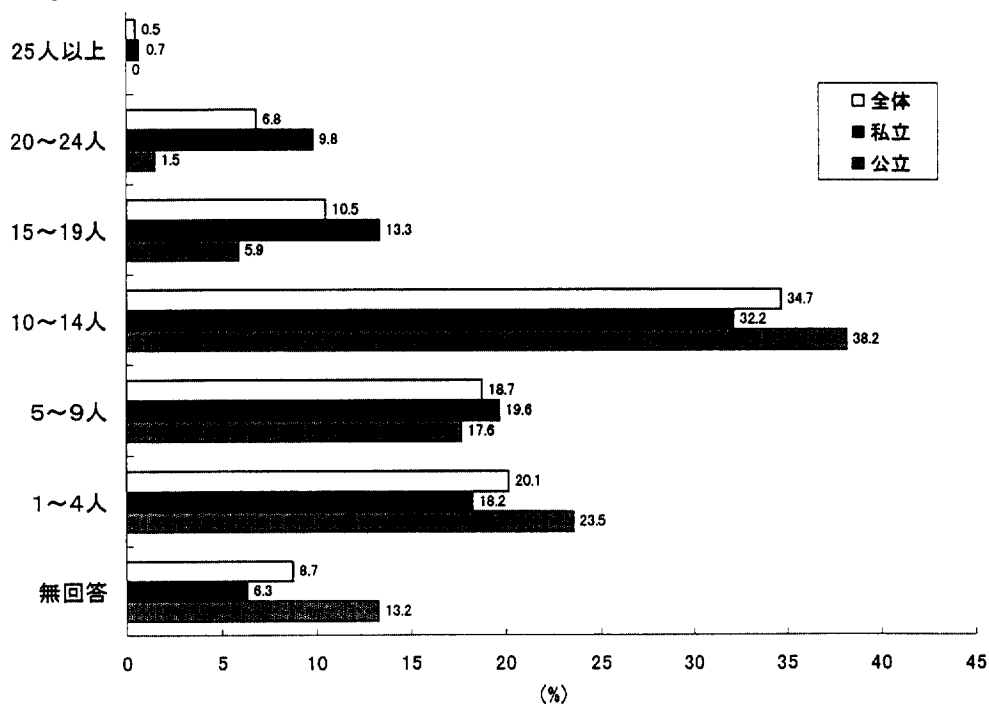
図表3 入所理由別年齢分布



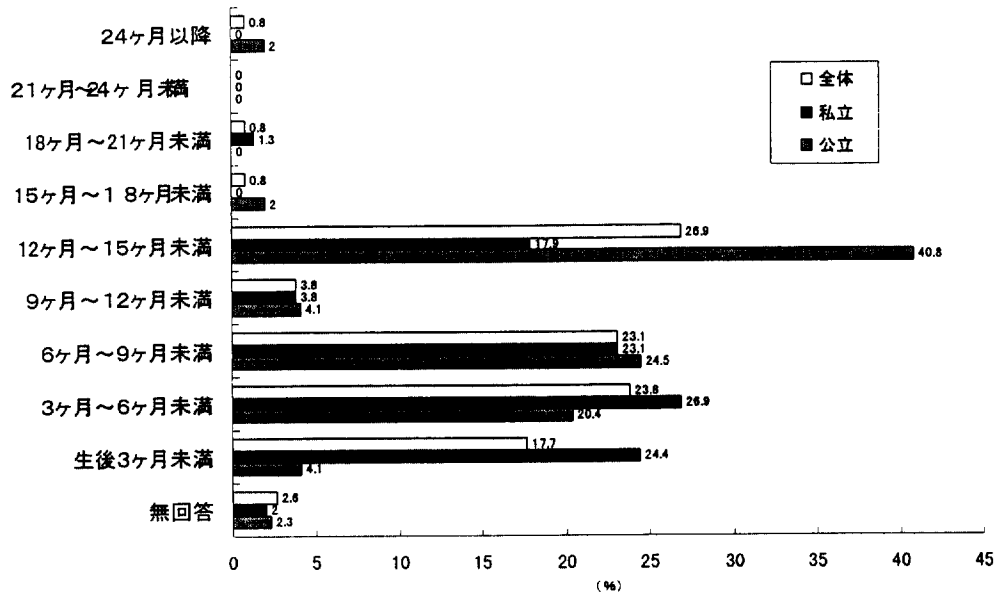
図表4 一時保育の開始年



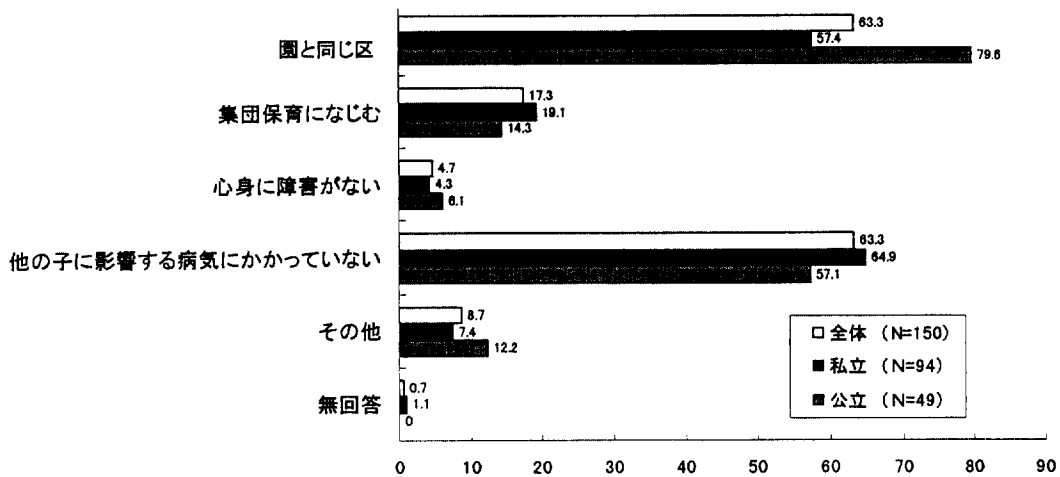
図表5 1日あたりの受け入れ可能数



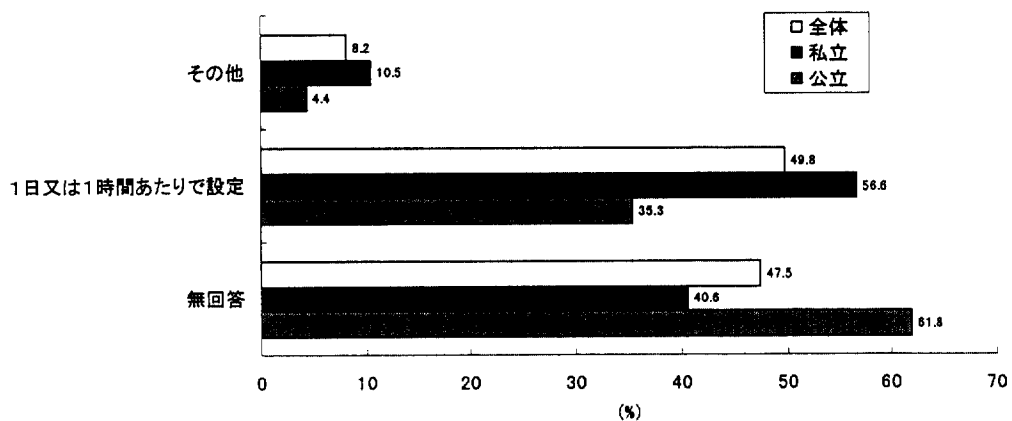
図表6 一時保育児の入所年齢



図表7 人数・年齢以外の受け入れ人数



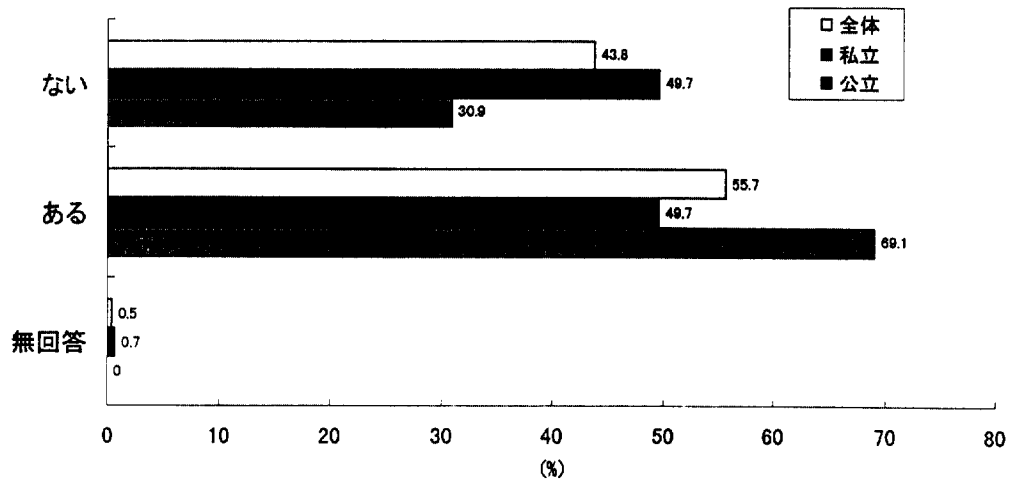
図表8 一時保育の利用数の設定



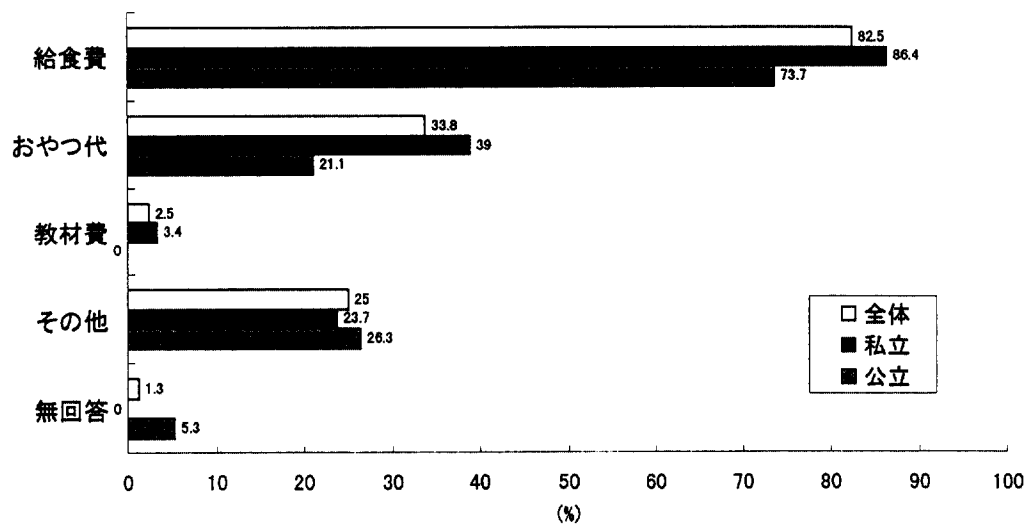
図表 9 利用料平均額

	1日当たり利用料	備考	1時間当たり利用料	備考
公立	1489.13 (円)	23園平均	650.00 (円)	1園
私立	1735.00	80 "	362.50	4園
全体	1681.31	107 "	420.00	5園

図表 10 年齢による利用料の違い



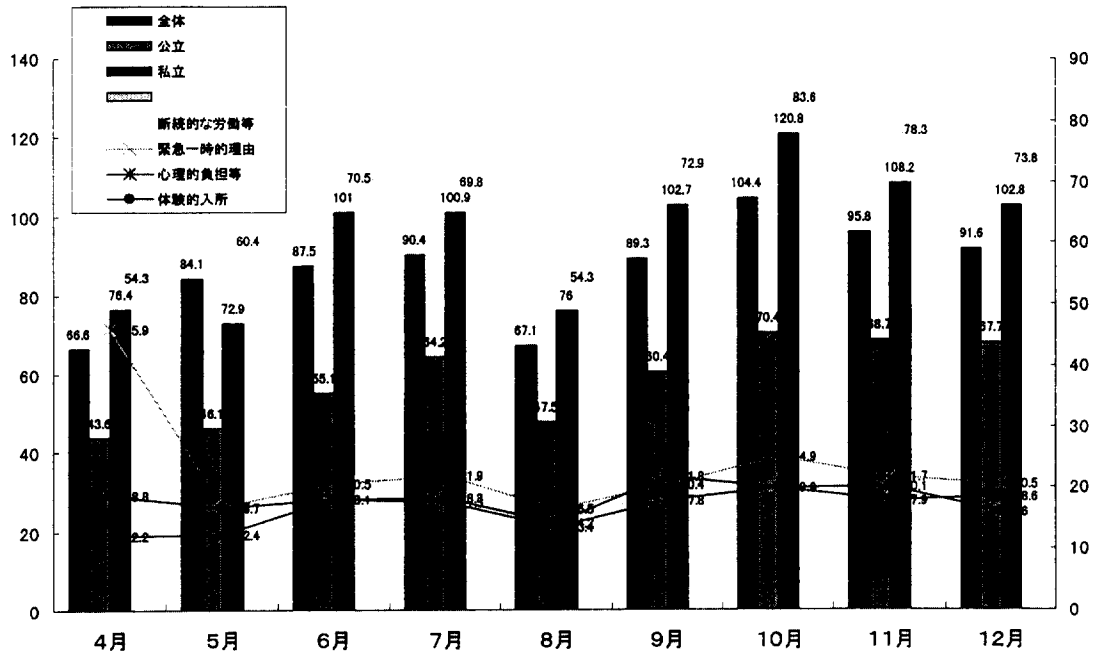
図表 11 徴収している費用



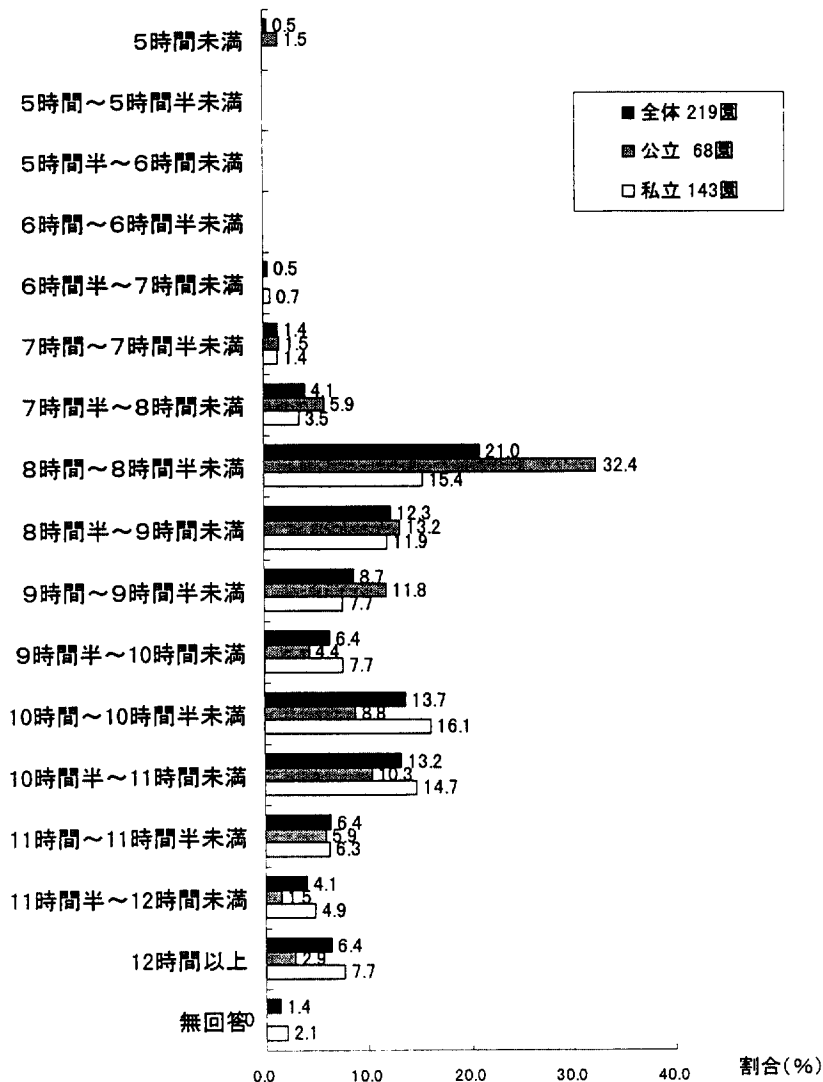
図表 12 利用料以外の徴収金平均額

	給食費 (1食あたり)	おやつ代 (1日あたり)	教材費 (1日あたり)
公立	184.00円(12園の平均)	100.00円 (2園の平均)	0円
私立	296.63円(41園の平均)	89.09円 (11園の平均)	200円 (1園)
全体	269.81円(54園の平均)	90.77円 (13園の平均)	200円

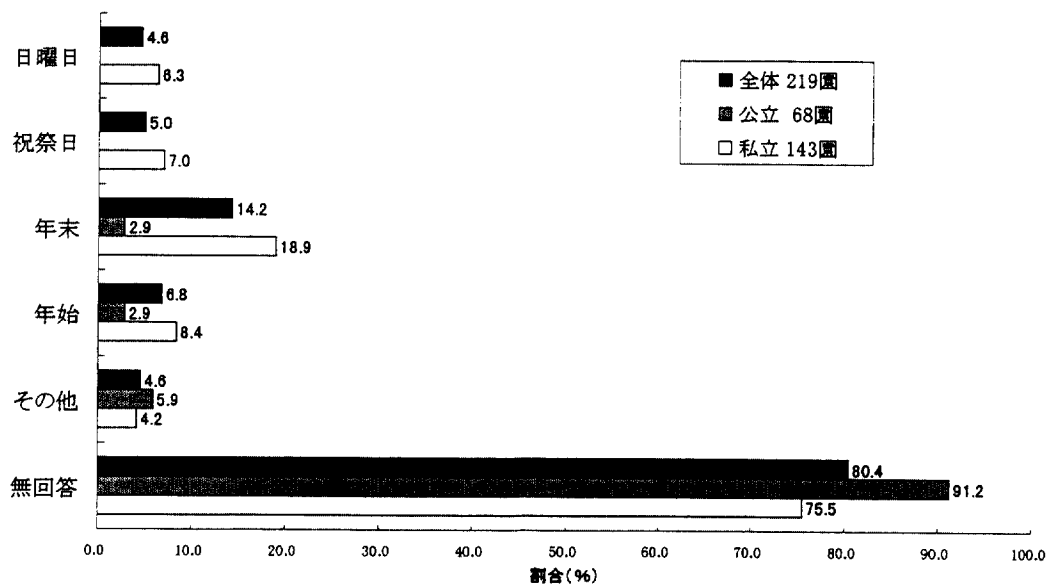
図表 13 月別の平均利用者数



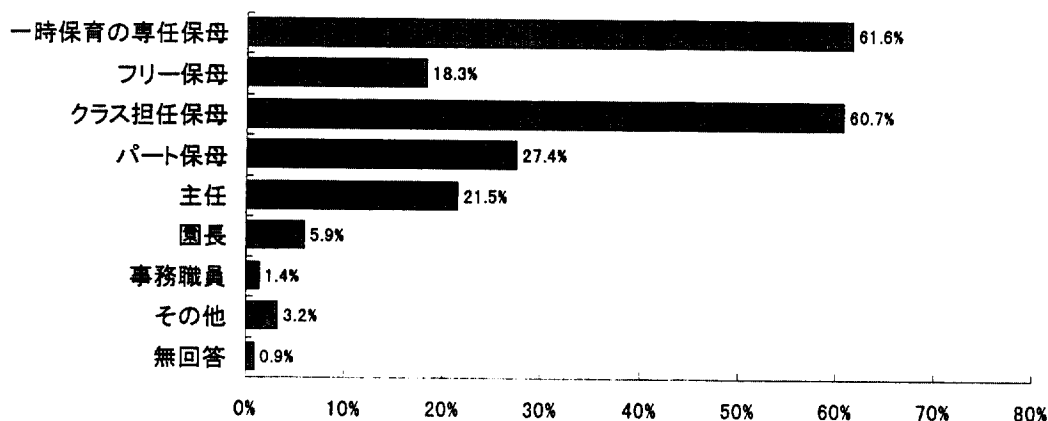
図表 14 一時保育サービスの実施時間



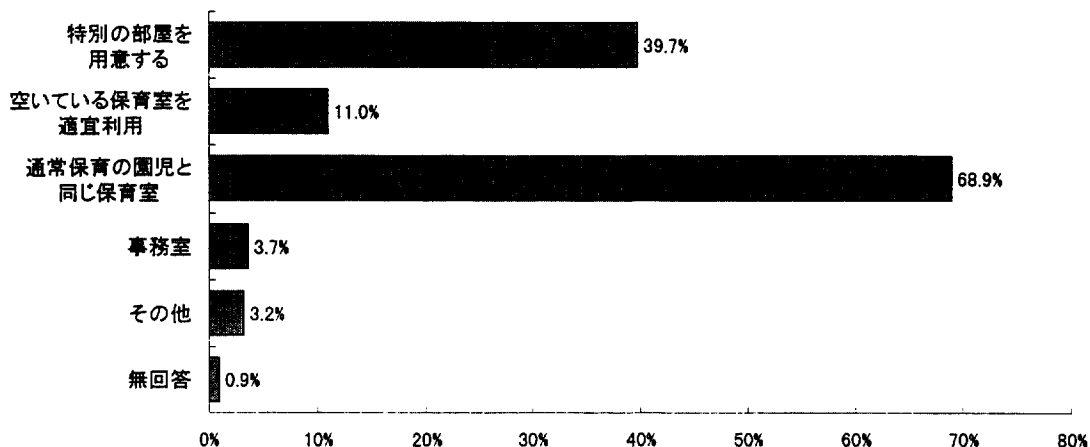
図表 15 平日以外のサービスの実施



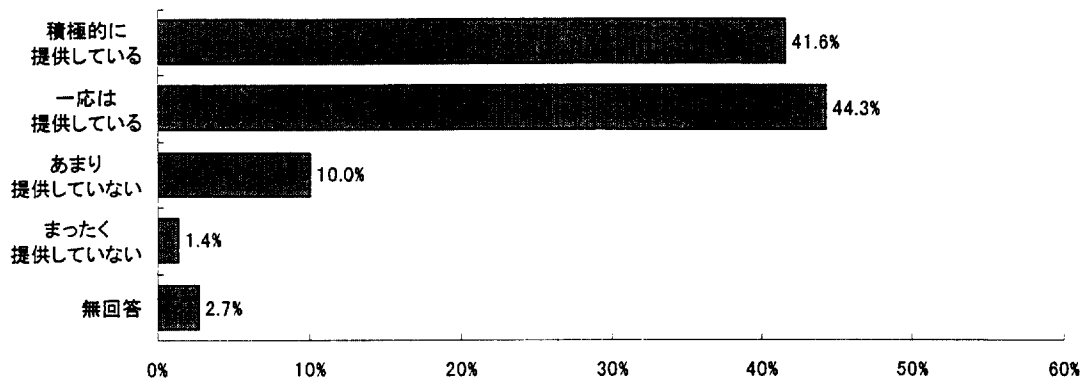
図表 16 一時保育担当者（複数回答）



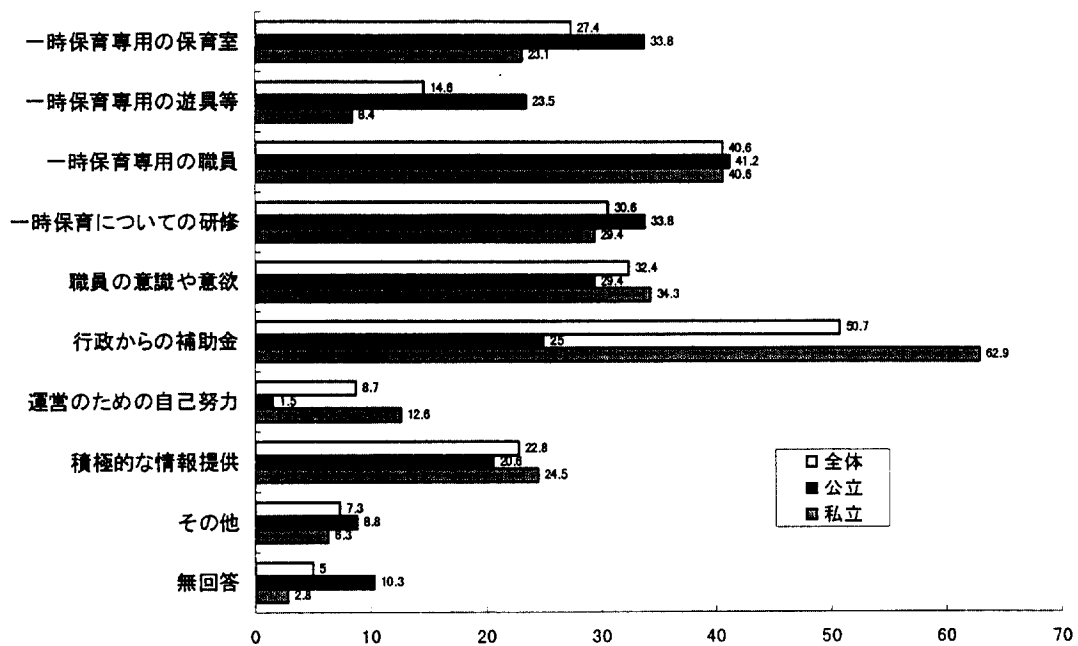
図表 17 一時保育をする場所（複数回答）



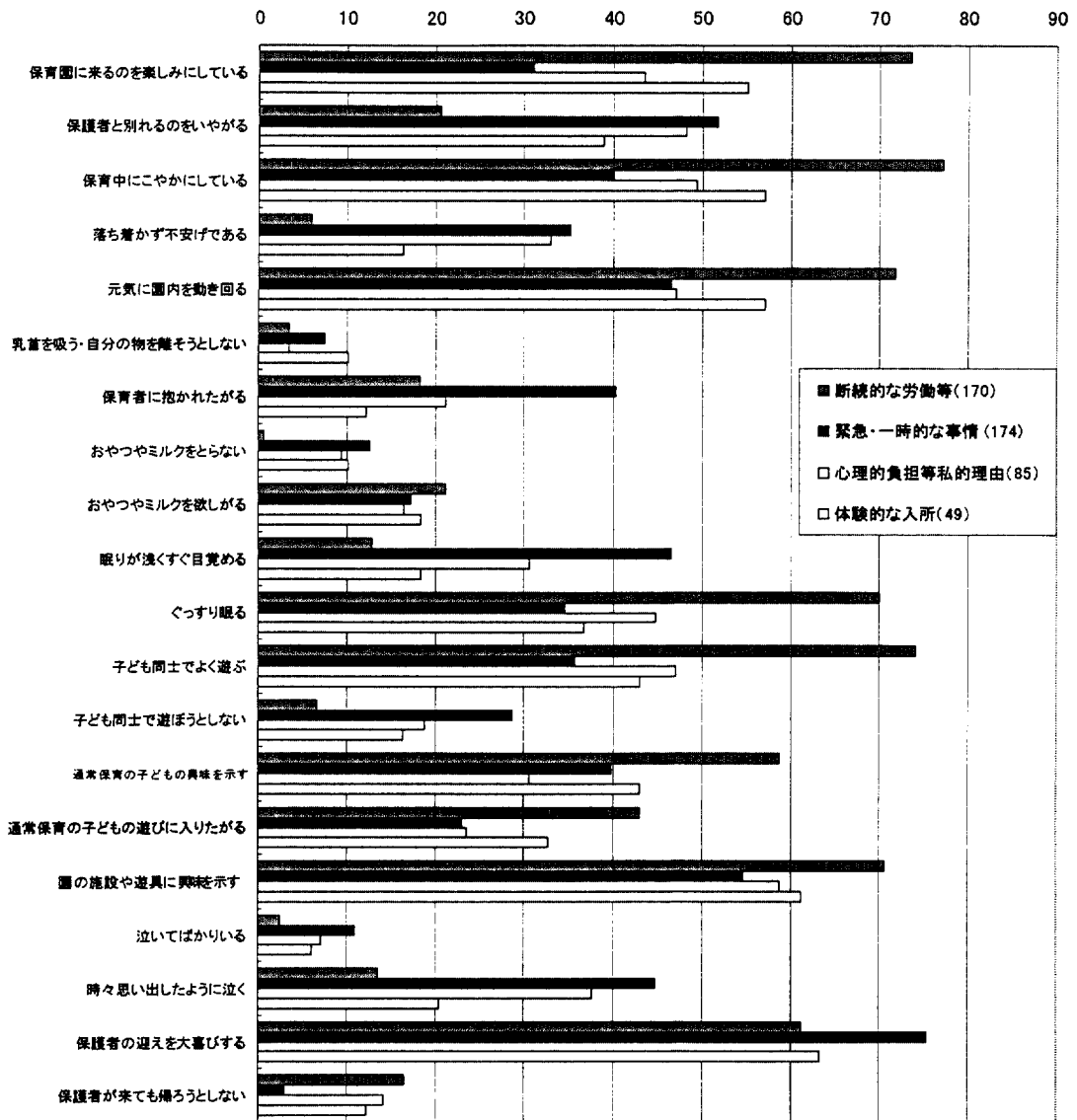
図表 18 地域の人達への情報提供



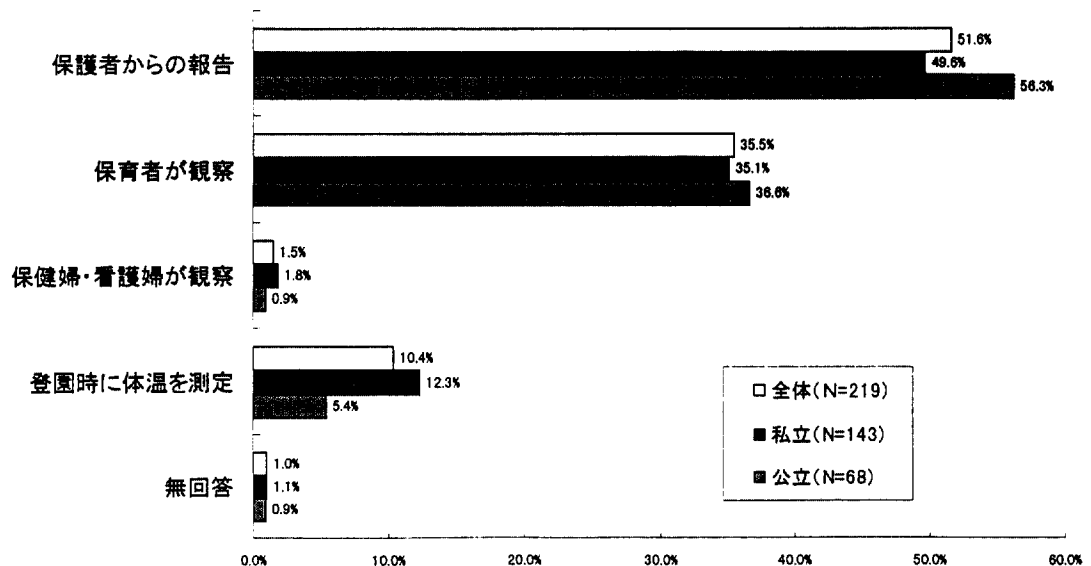
図表 19 今後充実すべき事項（3つ選択）



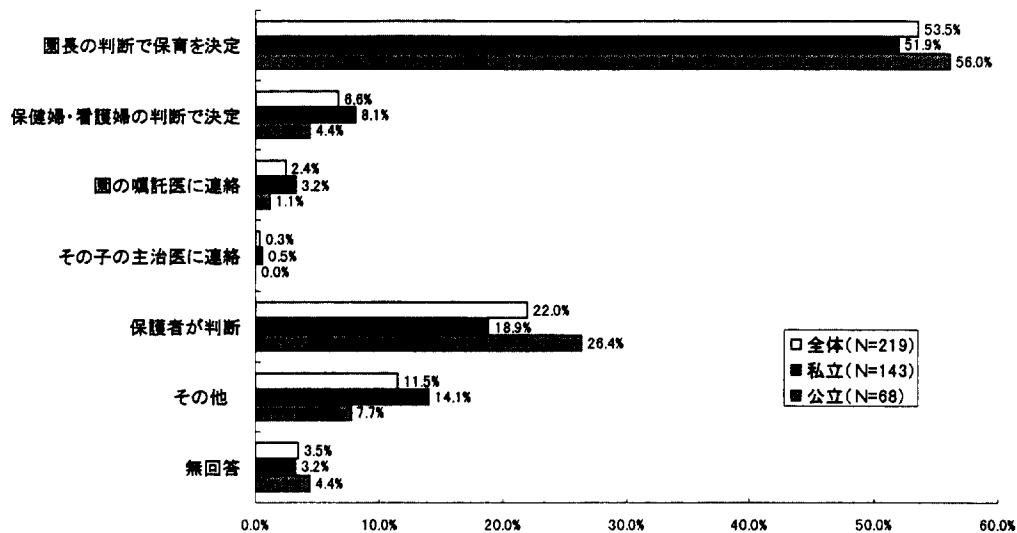
図表 20 入所理由別子どもの様子



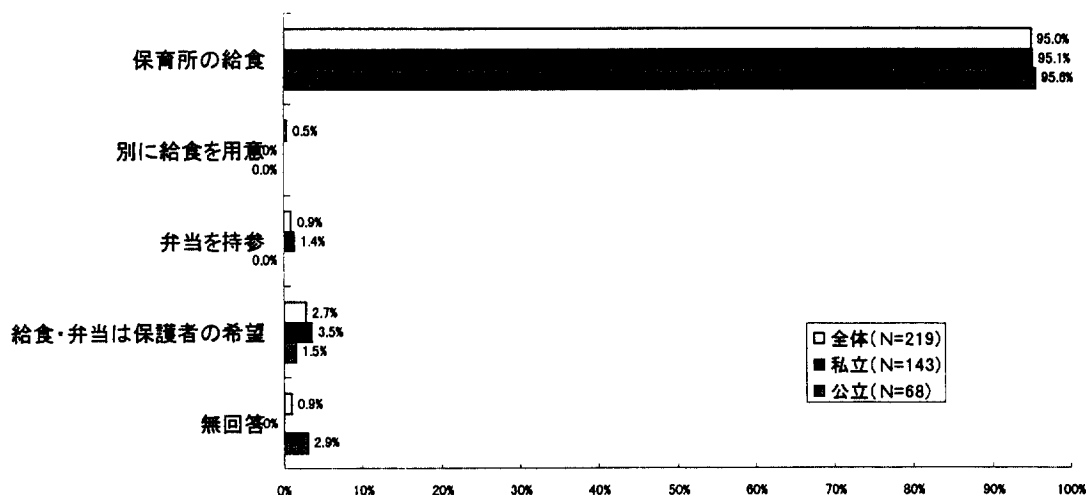
図表 21 登園時の健康状態の把握方法



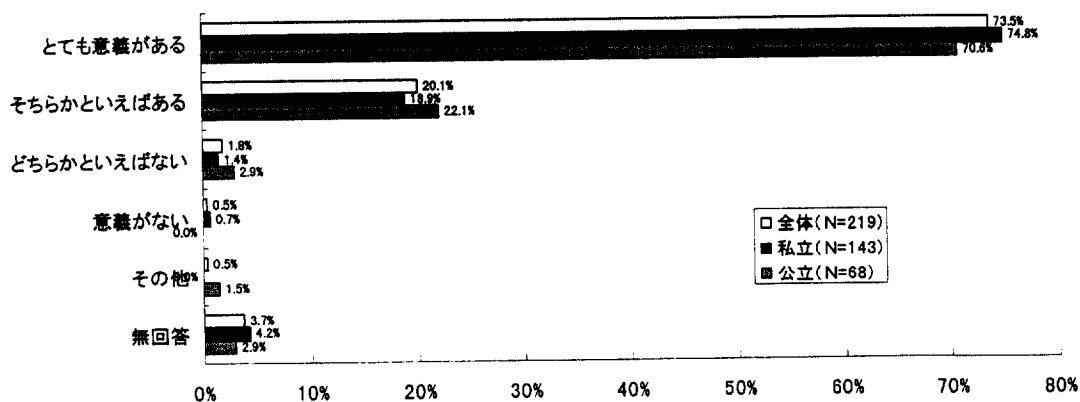
図表 22 体調不良の対処



図表 23 一時保育での昼食



図表 24 一時保育の意義



図表25 一時保育の子どもの様子 × 一時保育の担当者

断続的な労働等	一時保育の専任保母		フリー保母		クラス担任保母		パート保母		主任	
	担当 (N=120)	担当せず (N=49)	担当 (N=33)	担当せず (N=136)	担当 (N=93)	担当せず (N=76)	担当 (N=53)	担当せず (N=116)	担当 (N=37)	担当せず (N=132)
1 保育園に来るのを楽しみにしている									56.8	78.0
2 保護者と別れるのをいやがる									32.4	17.4
4 落ち着かず不安げである									13.5	3.8
10 眠りが浅くすぐ目覚める									24.3	9.8
11 ぐっすり眠る					62.4	80.3				
18 時々思い出したように泣く									32.4	8.3
緊急・一時的な事情										
7 保育者に抱かれたがる			56.3	36.9						
14 通常保育の子どもに興味を示す							52.0	34.1		
心理的負担等の私的理										
9 おやつやミルクを欲しが									35.0	10.8
14 通常保育の子どもに興味を示す					42.9	22.0				
15 通常保育の子ども遊びに入りたがる	18.2	42.1			37.1	14.0				
体験的な入所										
2 保護者と別れるのをいやがる					24.0	54.2				
11 ぐっすり眠る					20.0	54.2				
13 子ども同士で遊ぼうとしない			20.0	32.5						
14 通常保育の子どもに興味を示す			52.0	34.1						
16 園の施設や遊具に興味を示す					76.0	45.8				
19 保護者の迎えを大喜びする							43.8	72.7		

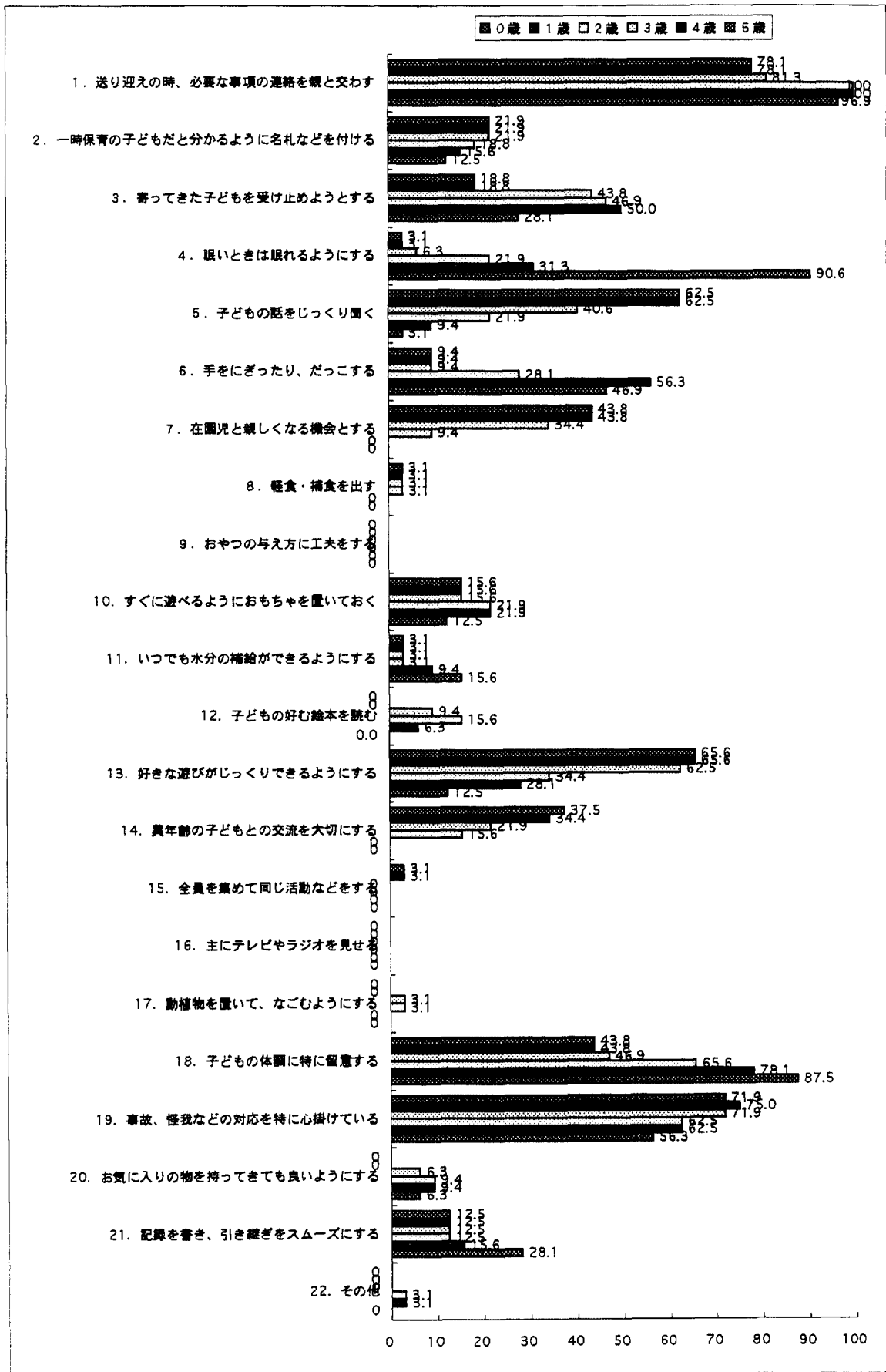
図表26 一時保育の子どもの様子 × 一時保育の場所

断続的な労働等	特別の部屋		通常保育の園児と同じ部屋	
	使用 (N=81)	使用せず (N=88)	使用 (N=108)	使用せず (N=61)
3 保育中にこやかにしている	85.2	69.3		
5 元気に園内を動き回る			65.7	82.0
9 おやつやミルクを欲しが	27.2	14.8	15.7	29.5
11 ぐっすり眠る	77.8	63.6	63.0	83.6
14 通常保育の子どもに興味を示す	50.6	65.9		
緊急・一時的な事情				
14 通常保育の子どもに興味を示す	30.8	46.3		
15 通常保育の子ども遊びに入りたがる			28.4	12.3
20 保護者が来ても帰ろうとしない	6.4	0.0		
心理的負担等私的理				
10 眠りが浅くすぐ目覚める			20.5	41.5
14 通常保育の子どもに興味を示す	19.2	48.5	43.2	17.1
15 通常保育の子ども遊びに入りたがる	13.5	39.4	34.1	12.2
体験的な入所				
3 保育中にこやかにしている	42.9	76.2		
11 ぐっすり眠る			25.0	52.4
16 園の施設や遊具に興味を示す			78.6	38.1

図表27 一時保育の子どもの様子 × 一時保育のプログラム

	一時保育の子どもに 特別のプログラムを 用意する		通常保育の園児と一 緒にする		その子にふさわしい クラスに入れる		その子に好きなこと を自由にさせる	
	実施 (N=61)	実施せず (N=108)	実施 (N=107)	実施せず (N=62)	実施 (N=60)	実施せず (N=109)	実施 (N=55)	実施せず (N=114)
断続的な労働等								
1 保育園に来るのを楽しみにしている							63.6	78.1
9 おやつやミルクを欲しがる	32.8	14.8						
13 子ども同士で遊ぼうとしない							12.7	3.5
14 通常保育の子どもに興味を示す	49.2	64.8						
15 通常保育の子どもの遊びに入りたがる					53.3	37.6		
緊急・一時的な事情								
5 元気に園内を動き回る					60.3	38.2		
14 通常保育の子どもに興味を示す					54.0	31.8	51.9	34.5
15 通常保育の子どもの遊びに入りたがる					31.7	18.2		
心理的負担等私的理由								
5 元気に園内を動き回る					63.0	39.7		
11 ぐっすり眠る					66.7	34.5		
12 子ども同士でよく遊ぶ							62.1	35.7
14 通常保育の子どもに興味を示す	14.6	45.5						
15 通常保育の子どもの遊びに入りたがる	7.3	38.6						
体験的な入所								
9 おやつやミルクを欲しがる					37.5	9.1		
11 ぐっすり眠る	60.0	20.7						
12 子ども同士でよく遊ぶ			54.5	18.8				
16 園の施設や遊具に興味を示す			72.7	37.5	81.3	51.5	35.3	75.0
19 保護者の迎えを大喜びする			51.5	87.5				

図表 28 一時保育の子ども年齢と保育士の配慮事項



調査結果の分析と考察

1 一時保育実施園での聴き取り調査結果の分析

園・在園児・一時保育利用児・保護者のプラス面、やりにくさ、課題について

保育所において実施されている一時保育について、実際に保育の現場で子どもの様子や保育士が配慮していること、工夫していることなど、課題として解決しなければならないことなどを聴き取り調査を実施した。調査方法は、本研究員が一時保育を実施している施設を訪問し、園長・主任・保育担当者・保護者・行政担当者などからその実施状況・子どもの様子・今後の課題等を聴き取ったものである。13件の報告を次のように整理した。

「園」、「在園児」、「一時保育児」、「一時保育利用保護者」のそれぞれにとっての「プラス面」、「やりにくい面」と課題を報告の本文から抜き出し、示された言葉をもとに、キーワードを作成した。そのキーワードを図表29のようにまとめた。

キーワードを作成するための聴き取りの内容は次のような意見を参考とした。(各項目の前の太字はキーワードである。)

A-1. 園にとってプラス面

地域に根ざした保育園、育児支援の広がり、保育士の成長、保育士のやりがい、広報活動、空き保育室の利用

- ・保護者の実状が、保育者一人ひとりによく理解される
- ・積極的に園の保育の在り方に生かす姿勢
- ・保護者の期待に応えているとの実感を得、やりがいを感じている
- ・通常の園児の健康問題と一時保育の対象児の健康問題との関係を考慮した健康管理を可能にしていることは、この施設の一つの長所としてあげることができる
- ・空き保育室利用
- ・利用者へのサービス内容の工夫と強化(手続きの簡便さや受入れ保育時間の柔軟性)をして、子育て支援の体制を強化してきた

- ・保育者は、やり甲斐と手応えを感じている
- ・地域へ貢献出来る
- ・一時保育を実施することによって保育士の意識が変革した
- ・行事なども地域の子どもも組み込んで企画することがスムーズにできるようになった

A-2. 園にとってのやりにくさと保育の工夫や今後の課題

変則的な利用状況、不安定な子どもを預かる、感染症、職員の確保・配丘、行事の参加、保護者の安定、子どもの状態の把握、手続きが煩雑、保育士の力量、保育士の待遇、保育士の研修、個別対応、相談体制、広報活動の充実

- ・利用者がその日の都合で増減するため、保育者の配置に困っている
- ・職員確保とも関連するが、年度当初の利用児童数と、年度後半、特に年度末等には相当数の要望に応えなければならず、人事問題は頭痛の種である
- ・保育室確保は現実には出来ない
- ・保育園の行事に参加してもらう場面等では、同年齢クラスに入って貰うが、毎日の保育園児と、単発的な一時保育児では統一した行事が出来にくい
- ・保護者の不安感を取り除くための努力が大変だった
- ・一人一人の子どもの状態がわからないので困ることがある
- ・通常保育の子どもとの接点で苦勞するなどの点から、現場の職員にとって緊張や負担が大きい
- ・虐待や放置等の懸念がある場合である。この方たちは来られたり、来られなかったりするの子ども状態がわかりにくい。本園では一時保育を一つのクラスとして位置づけているので、状態がわかりにくい
- ・一人の人間を預かる訳なのでその手続きがどうしても煩雑になってしまう
- ・一時保育は、変則的で、予測が立てにくい
- ・0・1歳児は、体調に留意
- ・2~5歳児は事故・怪我等の対応が主
- ・毎日不特定な子どもを預かるという保育上の

困難さ

- ・感染症には特に注意
- ・保護者との送迎時の連絡、子どもの体調、事故などに留意
- ・0・1歳児は専用クラスが多い
- ・私がある園を訪問した時、母親の買い物で、預けられた2歳児の顔が忘れられない。暗く沈んだ声で泣き続けていた。子どもは母親が何をしているか感じ取っている。真剣に働く親の子どもは納得しているため表情が違う。このことを利用者に知ってもらう必要がある
- ・一日の受け入れ人数も限られ
- ・一時保育の子どもと分かるように名札をつける迎え時の事故を防ぐため親と子に写真を添付している
- ・食事・睡眠は無理強いしないよう
- ・1日の記録は、実施園が話し合い同一の記録票を使用している。
- ・母親の子育てに対する不安・悩みを解消するため、積極的に相談に応じたり、懇談会・保育参観等も実施している
- ・看護職も面談の場に参加
- ・登園時の健康状態の把握には、その看護職が参加しておらず、保護者の申告と保育者の観察に任されている
- ・一時保育の対象児の食事は、通常の給食を提供しているが、対象児の家庭での食生活を配慮してとのことであり、好き嫌いも含めてその対象児に合わせることにしている
- ・発達保障について、常に話し合いが必要
- ・当初から一日の保育は無理な面があり、慣らし保育的な期間が必要
- ・不安をサポートし、かつリードできる保育者が必要となる
- ・活動的、知識的、技術的に秀でている人が求められる。しかし人的な面は、人材確保や処遇という点で不十分であり、今後の大きな課題である
- ・クラス担任やフリー保育士たちが応援に加わる形を取る
- ・食事や寝具の扱い、受け入れ時の対応、連絡ノートの記録など、細かい配慮
- ・保育者には、子どもを受け止める力量と優しさが求められる
- ・特別なプログラムは組まず、通常保育児と一

緒に活動させたり(とりわけ3歳以上児の場合)、その子のしたいことを自由にさせて時を過ごさせているのが実態のようである

- ・手を握ったり、だっこするなど身体的接触(スキンシップ)に努め、
- ・子どもの要求にスムーズに応えるようなあり方(眠いときには眠りやすく、好きな仕方などで遊ぶなど)を工夫している
- ・好きな遊びにじっくり取り組めるよう
- ・一時保育児が登園する際には園長及び一時保育の担当者が十分に観察する
- ・健康・安全のマニュアルを作成している園はなかった
- ・嘱託医にまず相談等をする園は極めて少ない
- ・ミルクの状態や離乳食には気を配り、食べやすいよう細かく切るなど手を加えている
- ・一時保育のための「記録用紙(ノート)」を用意している園はかなりある
- ・保護者の悩みなどの相談には入所申し込みの折りや、登降園時に顔を合わせたときに受けているケースが多い
- ・広報活動が十分でない
- ・職員の一時保育の理解というものが、いままでは、措置児入所児だけを対象に保育してきたこともあって一時保育そのものの在り方に戸惑いを感じている
- ・障害児の生活しやすい環境と言うことで、クラス編成も固定化せず、担当保育者もチーム編成で柔軟に子どもたちの生活を援助できるシフトを試行中である
- ・一時保育の対象の子どもの条件として、感染症に罹患していないことをあげている。その感染症に罹患の有無に関する判断については、結核に代表される慢性感染症の把握は比較的困難ではないが、いわゆる「風邪」や子どもに多い急性感染症についての把握は必ずしも容易でない
- ・一時保育の対象児の健康問題が、他の通常の園児の健康に及ぼす事態を認識するならば、受入れ時の乳幼児の健康状態の把握を、看護職の業務とすることも考慮したい

B-1. 在園児にとってのプラス面

- 一時保育児との交流、行事の広がり、心の成長

- ・一時保育の子どもが暮らしやすい生活こそが、一般の子どもにも生活しやすい環境であるはず
- ・3歳以上児は保育中にこやかで子ども同士よく遊び
- ・園内の行事はもちろん、園外の行事(お年寄り訪問、校区の行事、園外保育)にも非定型の子どもは在園児と一緒に参加しています
- ・クラスの子どもたちともお友達になっている
- ・在園児との交流が出来るように配慮
- ・在園児が、一時保育の子どもたちのことを相手の身になって考えることは重要なことである

B-2. 在園児にとってのやりにくさと保育の工夫や今後の課題

利用児の情緒の不安定さの影響(泣き声など)、感染症

- ・一時保育の子どもは個別に対応することで安定感が保てることから、在園児保育が多少手薄になっても一時保育児の安全性を確保している現状があり、園全体の協体制の努力のためもの思いたい
- ・感染症

C-1. 一時保育児にとってのプラス面

友達ができる、遊びの体験、施設遊具の利用、幼稚園入園までの体験、行事の参加、生活習慣の確立、発達の遅れへの対応、親の育児ノイローゼからの回避

- ・4・5歳児の利用が僅かに見られるのは、母親が仕事を止め家庭にいるようになり保育を途中で退所した子どもと幼稚園に行かず家庭にいる子どもが利用できる
- ・保育園入園までのならし保育
- ・3歳以上児は、体験的な入所も多く保育園に来るのを楽しみ
- ・保育中にこやかで、子ども同士よく遊ぶ
- ・保育所日より等を渡してあるので、母親と子どもが話しをして、楽しい行事のある日に仕事を入れる
- ・もっと大々的にPRして育児ノイローゼ(その一歩手前にいる人も)から解消してあげれる、助け人になってあげたい
- ・クラスの子どもたちともお友達になっている

- ・外国籍の子どもで、健康診断で、集団の中で言葉の刺激を受けた方が良いといわれて利用している場合など、同年齢の子どもたちの方が環境として良いと思うから

- ・子どもに保育体験をさせるため
- ・在園児との交流が出来るように配慮
- ・「園にくるのを楽しみ」にし、「園内を元気に動き」回って遊び、「子ども同士で遊ぶ」姿も見られ、昼寝も熟睡し、園の遊具等にも興味を示す傾向が強い
- ・園の施設・遊具に興味を持ったりする子が多い
- ・泣く子どもは殆どいなくなりピーターが増えている
- ・同年齢の子どもたちのいる保育室に入った方が、子どもたちも落ち着くようである

C-2. 一時保育児にとってのやりにくさ

情緒が不安定、環境の変化、クラスへの統合への不安、生活リズムの違い

- ・緊急・一時的な事情での入所児は、やはり「保護者との別れ」がつらく、「落ち着かず不安げ」であり、通常保育児等と遊ぼうとはせず、思い出したように泣いたり昼寝では眠りは浅い
- ・心理的負担等私的な理由での入所児は、保育者に抱かれたがるなどの甘えを見せたり、泣いてばかりいたりして落ち着かない子どもが多い
- ・通常の保育の入所児童と一緒に生活リズムなどさまざまな面で不都合が生じている
- ・子どもが環境になじむことが難しい
- ・泣く等、不安な状態で一日を過ごしている
- ・1・2歳児の様子は、別れを嫌がり思い出したように泣く
- ・3歳以上児でも午前中は安定感が少なく、自分の居場所をつかむことでいっぱいだという印象から活動エリアの広がり少ない
- ・通常の年齢のクラスと一緒に保育する場合、保育の継続性や遊びの活動といったものから一時保育の子どもが溶け込みにくい状況も起きている

D-1. 一時保育利用保護者にとってのプラス面

育児ノイローゼからの一時的開放、時間の

有効活用、相談できる相手、保護者同士のつながり、多様な活用の仕方、緊急時の柔軟な対応、慣らし保育

- ・育児をしているとイライラして子どもにあたる
- ・育児ノイローゼで悩む母親
- ・母親の出産・病気、家族の介護
- ・祖母がリフレッシュのために一時を利用
- ・子ども自身の成長(気候の良い時期に子どもの成長を実感する経験を目の当たりにする等)が一時保育利用者増にあらわれているのではない
- ・保護者にとっては、一旦登録していれば、何時でも利用できるという安心感があり、自分の行動範囲が広がりとても重宝している
- ・利用のための制度が保育所入所のように厳密でないため、利用する保護者にとってはよい制度であると思う
- ・初めは、親の為の理由で利用するが、子どもが喜ぶから、子どもの為になるから、と利用の理由が変わっていくことも多い
- ・医者受診のための理由が最も多い
- ・満員の為申し込みに応じられないことはあるが、原則として緊急の場合は受け入れる
- ・「資格の取得・職業訓練」や「就職口探し」が多い
- ・「上の子の授業参観や遠足」など学校行事との関連での利用
- ・「わが子が可愛いとは思えない」とか「子どもに手をあげてしまいそうで不安になる」などの心理的な理由
- ・保護者の悩みなどの相談には入所申し込みの折りや、登降園時に顔を合わせたときに受けているケースが多い
- ・育児の不安に駆られ、疲れきって、そのイライラを子どもに持っていくよりも、一時的に子どもから離れて過ごす機会を一時保育に求めて、自分の時間を思い通りに使い、心機一転して子どもとの生活に帰ることも必要である
- ・保育所に直接電話で申し込むシステムに改善された。手続きの簡素化により、利用者にとっては一時保育が非常に利用しやすいものものとなった
- ・保育園にすぐ入れない待機児童が利用したり

している

D-2. 一時保育利用保護者にとってのやりくさと今後の課題

利用しにくい、定員、在園保護者との関係、利用の戸惑い、行政主体の限界、財政の確保、補助事業の柔軟性、利用者の人数と受け入れ定員の問題、休日保育との関係、利用料の設定、保険の問題、他機関との連携、保育士養成校の役割

- ・一時保育を利用する保護者や児童に疎外感を感じさせ、ぎくしゃくしてしまうことになってしまった
- ・わが子が泣いても平気、長時間預かってもらうことで自分の時間ができて育児から開放され喜んでる
- ・利用者(母)は、言葉には出しませんが「子どもにわるい」「子どもがかわいそう」という罪悪感がある
- ・利用者が年々増加し、保育園の定員オーバーと重なって受け入れできないときがある
- ・一時保育利用の子どもは、休日保育と合わせて利用している。
- ・1・2歳児の利用者が目立って多い
- ・1日単位で利用料を徴収するため、1日利用しないと不経済という考えがあるようだ
- ・保護世帯と市民税非課税世帯は、利用料が無料のため、次第に慣れてくると無料ならという気持ちなのか定められている利用限度週3日を利用する
- ・一時保育の利用者は、休日・祝日の希望もあり休日保育と併せて利用している
- ・利用月のピークは、6月と10月・11月である。6月は、参観日、10月・11月は運動会・遠足等幼稚園・小学校の行事が集中するためである
- ・地域の行政の指示・要請によるものでなく、園の方針や地域のニーズがあるとしている
- ・心身障害のないもの、感染症に罹患していないことをあげている
- ・専用の保育室を確保しているが、郡部の施設では通常の保育室で一般の子どもと同じに保育している
- ・記録については、全ての施設で記録をとっており

・一時保育の利用状況については、市部の施設は比較的使用度が高いように感じられたが、郡部では余り利用されていない

・これが地域における保育サービスの原点である

・一時保育児は主管課にて一括保険加入

・経営的には、利用料との関係もあるが、全て正規職員での対応ができる程安定的でない

・一時保育の行っている保育所の設置場所が限られているため、かなり遠くからの利用者もいて、数的に実施場所を増やす工夫が必要

・利用料と委託料だけで経営を考えるのは少々無理がある

・現在の保育所で行う保育の中に取り入れて特別メニューでなく対応できる事が望ましいと考える

・育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のためにこの事業を利用している人の中には、市の保健婦の勧めで利用している人もいる

・保護者の持つ不安をサポートし、かつリードできる保育者の必要性を述べられたときには、そのような保育士をどれだけ数多く輩出できているかという点で、保育士養成校の教員として反省した

・ニーズに現場が答えたと考えるならば、人材養成もニーズを反映したものにしなければならない

・一時保育の制度そのものを地域にもっと知らせていくことが必要

・公立では実施していないとの返事が目立った区民が優先されるが、他区の利用者も受け入れる

・幼稚園に通園しているのだから、夏休みに定期的、あるいは緊急一時利用が見られる。

・緊急時については10人を超えても受け入れるとしている。年齢ごとに定員は定められていない

・とりわけ開発された団地の住民に多い

・通常乳児を保育している園にあっては、看護婦の配置をしている園が多かった

・1日あたり1,000から2,000円程度で1ヶ月最大14日の保育が受けられるわけであるから、条件さえ合えばベビーシッターの利用よりもよい場合はいくらでも考えられる

・実施園の殆どが一時保育指定園であり、指定

園は1自治体当たり2~5園にとどまっているから、指定園あたりでは利用者は多くても自治体全体から見れば僅かな数になる

・全ての園が一時保育を可能とするように制度の変革が必要一つの保育室、単数の保育士では受け入れ態勢に限界がある

・国庫補助の基準を緩和

・100名を越えている。この実績は、S市の昨年度一年間の延べ利用児童数174名と比較すると、画期的とも言えよう

・一日平均3人以上が利用すれば補助するという県単補助事業を10年度から実施した

・はじめて保育所で預かることを少なくする意味からも、地域の子育て過程に対して広報して、育児サークルなどの子育て支援事業に参加してもらっている

・乳児の利用の場合には、通常の保育の中に組み入れられることが難しくなるケースが多くなり一時保育専任の保育士を配置することになる

・配置されている保育士が1名では受け入れ人数には限界がある

・利用希望の多い乳児をさらに受け入れるためには、どうしても一時保育専用の部屋が必要になる

・8時30分から17時間での枠が設けられているが、それらが利用を困難にしている。例えば、出産時に利用したくても父親の通勤時間を考えると枠内の時間では利用が困難になってしまう

・利用者の立場にたって今後さらに利用しやすいシステムに改善していく必要がある

図表29 一時保育の「プラス面」、「やりにくい面」と今後の課題

	A.園にとって	B.在園児にとって	C.一時保育児にとって	D.一時保育利用保護者にとって
1 「プラス面」	<p>地域に根ざした保育園、 育児支援の広がり 保育士の成長 保育士のやりがい 広報活動 空き保育室の利用</p>	<p>一時保育児との交流 行事の広がり 心の成長</p>	<p>友達ができる 遊びの体験 施設・遊具の利用 幼稚園入園までの体験 行事の参加 生活習慣の確立 発達の遅れへの対応 親の育児ノイローゼからの回避</p>	<p>育児ノイローゼからの一時的開放 時間の有効活用 相談できる相手 保護者同士のつながり 多様な活用の仕方 緊急時の柔軟な対応 慣らし保育</p>
2 「やりにくい面」	<p>変則的な利用状況 不安定な子どもを預かる 感染症 職員の確保・配置 行事の参加 保護者の安定 子どもの状態の把握 手続きが煩雑</p>	<p>利用児の情緒の不安定さの影響（泣き声など） 感染症</p>	<p>情緒が不安定 環境の変化 クラスへの統合への不安 生活リズムの違い</p>	<p>利用しにくい 定員の問題 在園保護者との関係 利用の戸惑い</p>
今後の課題	<p>保育士の力量 保育士の待遇 保育士の研修 個別対応 相談体制 広報活動の充実</p>	<p>行政主体の限界 財政の確保 補助事業の柔軟性 利用者の人数と受け入れ定員の問題 休日保育との関係 利用料の設定 保険の問題 他機関との連携 保育士養成校の役割</p>		

2. 一時保育における保健に関する問題点の検討

(1)、一時保育実施体制にみられる保健の問題点

調査対象の施設に入所している乳幼児の年齢分布は3歳未満児が最も多く、入所理由別に見ても、この時期が最も多く入所している。緊急・一時的な理由によるものは1~2歳で5割を占め、断続的労働によるものは1歳児よりも2歳児の方が多い。いずれの理由による入所児も特に1歳~1歳3か月の間が最も多いが、この年齢では、健康上多くの問題が発生する危険性が潜んでいる。すなわち、感染症の発生と事故の発生が最も重要な問題であるが、その他摂食に関する問題も発生しやすい。

まず、感染症としてはいわゆる学校伝染病といわれる病気をはじめ種々の感染症の発生が認められる。それ故、一時保育の実施にあたっては、対象年齢と疾病との関係を念頭におく必要がある。次に事故は歩行に伴う転倒、転落事故などが多く、比較的軽傷の傷害の発生頻度は高いが、時には重症な傷害、口腔内傷害、顔面や頭部の傷害も多い。また、誤飲事故が最も多い時期であり、窒息や中毒などの危険なものも少なくない。それらは、保育現場では比較的少ないものの、保育環境の整備は怠っていけない。

入所児の受け入れ条件としては、「他の子に影響する病気にかかっていない」ことが上げられている。これは上記の感染症予防に主眼をおいており妥当な理由と言える。

保育サービスの実施時間は、一般の通常の保育時間と同じであり、8時間以上にも及び、もしその時間帯を一時保育の現場で課すとすれば、乳幼児の身体的疲労、事故発生などの健康障害を来す要因となり、さらに食事との関係も重要な因子として配慮されなければならない。

一時保育用の保育室は、4割が専門の保育室を準備しているが、通常保育の園児と同じ保育室を利用しているものは69%に達している。これは複数回答で回答させているので、専門の保

育室も利用し、通常の保育室も利用している両者の利用の場合もあると考えられる。いずれにしても、通常の保育室の利用の場合には、通常の園児との間の感染の危険が高くなる要因となる。

(2)、乳幼児の健康状態の把握と保育の実際

一時保育において乳幼児の健康状態に配慮している実態をよくうかがい知ることができる。登園時の健康状態は、保護者から聴き取りを行い、さらに保育者が個々の乳幼児の健康観察を行って把握している。看護職が観察している施設は全体で1.5%であり、これは看護職が配置されていない施設が多いためか、配置されていても通常の保育の専任となっているためとも考えられる。通常の保育の登園時の基準に応じて健康把握を行っている施設もあるが、登園時の観察を通園児と比べてより丁寧に行っている施設もあり、検温を実施したりして、注意深い把握を行っている施設が目立つ。さらに、生育歴、既往症、日常の心身の所見などの情報収集に心がけ、アレルギーの有無、睡眠、食欲などを詳しく聴取している。これは、通常保育児に比して健康上の問題が多く発生することの危険性と、さらにそれに伴う他の子どもに及ぼす影響の大きいことを考慮しての対処であろう。

体調のよくない子どもへの対処は、園長の判断で保育の可否を決定している施設が半数を越え、看護職が嘱託医が関与している割合は低い。その場合、早めの対処が出来れば問題はないが、遅れがない対処法が必須の条件となる。

保育中も乳幼児の健康状態の観察には注意を払っていることが把握できる。特に、一時保育は保育が継続していないことに注目して、健康観察や聴き取りに力を入れている施設もある。また、保育中は、衣服の調節、室温の調節、換気にも配慮し、さらに乳幼児の活動、食欲、睡眠などにも十分な注意を払って観察している施設が多い。体調が良くない状態が発生したときのことを念頭におき保護者との連絡が密にできるようにも心がけている施設も多い。

このように、通常の保育における健康に関する対処に比して一時保育での対処はより濃厚な印象を受ける。それは保育が連続していないこと、一時保育という特殊な保育形態であることが関与しているものとも考えられる。

保育中にみられる子どもの状態には、入所の理由によって差異が認められる。これらの状態は、健康上の問題としてとらえることによって、保育方法などの検討事項として留意するべきであろう。食欲がなくミルクやおやつを摂らない、眠りが浅くすぐに目覚める、子ども同士で遊ぼうとしない、などの状態は、保育理由が緊急・一時的事情による子どもに多く認められる。また、食欲があり、睡眠にも問題が認められないものは、断続的に勤務についている保護者の子どもに多い。保育が、子どもの健康に影響を与える要因であることを示す結果といえる。

このような問題は、一時保育に参加した当日だけで、さらに保育の場だけで解消される者であれば、健康上の重大な問題は発生は少ないであろう。しかし、子どもによっては、たった一日の保育が、しばらくの期間に及ぶ生活の乱れをもたらす危険性も否定できない。緊急保育の子どもにとっては、その保育生活はまさしく一時的なものであるには違いないが、その影響は決して一時的なものではありえないことも予測される。このことは、保育担当者にも言えることである。その対象児に対する保育は、僅か一日のことであろう。しかし、一時保育の保育担当者は、専任であろうとなかろうと、上記のような結果が認められ、自らが行う短期間の保育のもたらす影響の大きさを認識しておきたいものである。保育は個々の子どもの心身の状態や健康状態に応じて実施されるべきであることはいうまでもないが、一時保育においても通常の保育園児と同様に、家庭の実態も適切に把握されたうえで実施される必要があることを明確に示している結果である。

(3)、食事について

一時保育において9割の施設では昼食を保育

所の給食を活用している。子どもの活動状況、発達状況に応じて食事の提供が基本的条件となるが、通常の保育園児と異なり、個々の乳幼児の体質、食欲、健康状態の把握は困難なことが多いので、提供される食事内容には十分な配慮を要する。そのために家庭での食事、食べ方などの聴き取り、アレルギーの有無の確認など事前の情報収集に心がけている施設が多い。食事は内容の充実もさることながら食べ方、食べる時の雰囲気作りなど食事を通した心の健康づくりへの対処も一時保育における重要な要件となる。その点は食べ物に対する配慮が多くの施設で行われていること、さらに食行動に関する対応もよく行われている実態をみることができる。しかし、好き嫌い、食べないもの、咀嚼の状態などを家庭に問いあわせたり、子どもの食欲や食べる態度を尊重するなど一時保育においては特別に配慮をしている。子どもが保育に慣れるまでの一時的対応とも受け止めることができるが、見方によってはサービス過剰の傾向もなくはない。しかし、偏食の矯正、未経験の食べ物を提供したり、噛むこと心がけたり、マナーや食器の使用などを指導してよりよい食生活の確立に向けての働きかけを行っている施設も認められる。

アレルギーには非常に気を遣っている実態がわかる。特にアレルギーの子どもに対して除去食を提供している施設もあるが、その除去食には医師の適切な関与が期待したいものである。アトピー性皮膚炎など食物アレルギーには非常に関心が高い。しかし誤った食物摂取や食生活は乳幼児の健康障害の発生の原因にもなりかねず、十分な医学的栄養的対応が不可欠であろう。

(4)、聞き取り調査で明らかになった問題

研究者が一時保育を実施している保育園を訪問し、各々の実態を調べた。

その中で、保健に関する問題として、一時保育の実施が子どもの健康増進につながったものと健康障害発生要因につながった事例が明らかになった。

健康の保持増進につながったものとしては、アトピー性皮膚炎の症例に対して、スキンケアを励行したことにより症状の軽減が図ることができた。また、手洗いの励行、薄着の励行、戸外遊びなどの保健活動を介して、子ども自身の健康増進の効果がみられたことに加え、保護者の子どもの健康増進に関する意識の向上が可能となった。子どもの健康状態について保護者が正しく報告できるようになったこと、集団保育と子どもの感染症との関係が認識できるようになったことも、一時保育を実施したことの効果とみなすことができる。

一方、乳幼児の健康障害のうち提供された食物によってアレルギー症状の発症がみられた例もあった。一時保育におけるアレルギーへの対応が難しいことの認められた。なお、これらの個々の内容については事例報告に記されている。

(5)、保健に関する問題点のまとめ

一時保育においても乳幼児の健康と安全の確立は重要な要素である。集団保育の一形態である以上、感染症、事故の問題は重要であることはいうまでもなく、実施している各施設はその対策に留意していることが把握できた。特に一時保育の特性を理解したうえでの対応が必須の条件であることはいうまでもなく、対象児にとって保育が非継続であること、通常保育の園児の生活との関係を背景にした健康管理の必要性を適切な認識しておかなければならない。また、一時保育対象児の入所理由によっては通常の保育園児と同等の健康管理がそのまま活用できるものもあろう。例えば、保護者の断続的な労働が理由になっている園児では、同等の健康管理の方がより効果的な対応といえると思われる。

しかし、単発的な保育では必ずしも同等の健康管理が望ましいものとはいえず、一時保育としての管理の確立が必要なこともあろう。特に感染症予防の観点からいえば、一時保育対象児の予防接種状況、既往症の確認、生育歴と日常みられる症状や所見などの情報収集の励行が必

要である。また、保護者に対して予防接種の励行、登園前日や当日の健康状態や生活実態の確認とその報告の徹底を指導する体制が必要である。

今後、特に母親など親や家族のリフレッシュのための一時保育の要望が増えると思われる。リフレッシュを必要とする親の場合には、親の生活や育児態度が子どもの心身の状態に影響を及ぼすことは決して少なくなく、また、子どもの心身の状態を適切に判断するだけの能力が発揮できないことも多いと考えられるので、保育を提供する側の適切な保健的対応が重要な位置を占めることになる。

Ⅲ. 聞き取り調査

一時保育実施園の園長・主任・保育担当者・利用者（保護者）及び行政関係者に対して一時保育の実施状況、子どもの様子、意見や課題を聞き取り調査したものである。13 件の聞き取

りの報告を以下に記載する。（聞き取りの形態は、1 園だけのものから、2 つの園を比較したもの、ある自治体を対象にしたもとさまざまな形態がある。）

報告 1

一時保育の事業目的を 2 つの保育実践から学ぶ

一時保育の実践保育園の内容

非定型的な一時保育と育児リフレッシュへの取り組みに関して特徴が見られる 2 力所の社会福祉法人の保育所を拠点として、具体的な一時保育への取り組みを事例的に調査し分析した。

すなわち、非定型的保育サービスを主体とする埼玉県入間市の A 保育園と私的理由による一時保育を積極的に取り入れている神奈川県平塚市の B 保育園を聞き取り調査研究の対象として、それぞれの実態及び特徴を分析した。

図表 30 両保育園の一時保育の概要

	A 保育園	B 保育園
受け入れ開始年齢	生後 2 ヶ月	生後 2 ヶ月
1 日受け入れ可能人数	10 人	20 人
事業開始の理由	園の方針	園の方針・地域のニーズ
受け入れ理由	非定型的保育 緊急保育	非定型的保育 緊急保育 私的理由保育 体験保育
利用料等の経費	保育料 1 日 1300 円 300 円 食事代	保育料 0、1、2 歳児 1 時間 500 円 3、4 歳児 1 時間 400 円 5 歳児 1 時間 300 円 おやつ代 1 日 50 円 食事代 1 日 300 円
特別保育事業	乳児保育 延長保育 地域子育て支援センター 休日保育 地域開放事業 育児相談 育児情報提供	乳児保育 延長保育 地域子育て支援センター 地域開放事業 育児相談

1. 両保育園の利用実態からみる特徴

① 2 園の利用状況の大きな違い

A 保育園と B 保育園との利用状況の一番大きな相違点は、行政の事業の方向付けにあるといっている。K 県 H 市では、保育園の独自事業の色合いのある地域育児センター事業として、一

時保育が実施されている。そこで、B 保育園は、非定型的保育と緊急保育にあわせて、私的理由保育と障害児などの体験保育などを利用理由に加えている。年間ののべ利用人数は 1476 人に対し、私的理由保育は 532 人であり全体の 36% となっている。また体験保育は 28 人である。

図表 31 平成 10 年度月別利用実績

		非定型型		緊急		リフレッシュ		体験		合計	
		A園	B園	A園	B園	A園	B園	A園	B園	A園	B園
4月	実利用人数	13	19	2	5	0	15	0	0	15	39
	延べ利用人数	55	120	6	26	0	88	0	0	61	234
5月	実利用人数	15	20	1	1	0	14	0	0	16	35
	延べ利用人数	111	112	10	3	0	98	0	0	121	213
6月	実利用人数	18	34	2	1	0	11	0	0	20	46
	延べ利用人数	127	99	14	2	0	24	0	0	141	125
7月	実利用人数	19	20	3	1	0	14	0	0	22	35
	延べ利用人数	101	61	6	9	0	29	0	0	107	99
8月	実利用人数	16	15	1	0	0	16	0	2	17	33
	延べ利用人数	97	39	5	0	0	38	0	28	102	105
9月	実利用人数	19	24	3	2	0	22	0	0	22	48
	延べ利用人数	143	71	17	7	0	47	0	0	160	125
10月	実利用人数	17	20	3	1	0	24	0	0	20	45
	延べ利用人数	154	58	13	4	0	46	0	0	167	108
11月	実利用人数	17	15	4	1	0	13	0	0	21	29
	延べ利用人数	132	48	14	4	0	25	0	0	146	77
12月	実利用人数	20	15	6	5	0	21	0	0	26	41
	延べ利用人数	121	47	14	11	0	28	0	0	135	86
1月	実利用人数	17	12	4	6	0	18	0	0	21	36
	延べ利用人数	101	34	9	10	0	28	0	0	110	72
2月	実利用人数	15	17	3	6	0	19	0	0	18	42
	延べ利用人数	135	72	11	8	0	35	0	0	146	115
3月	実利用人数	16	11	2	1	0	16	0	0	18	28
	延べ利用人数	141	61	18	10	0	52	0	0	159	123
合計	延べ利用人数	1,418	822	137	91	0	532	0	28	1,555	1,476

図表 32 平成 10 年度年齢別登録者数

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	合計
A園	6	10	17	5	1	1	0	0	40
B園	63	69	61	47	16	10	1	1	268

それに対してS県I市の行政は、利用理由は非定型的保育と緊急保育に限られている。年間のべ利用人数は 1555 人で、非定型的保育が全体の 75%を占めている。B保育園は、非定型的保育が全体の 56%であり、年間の利用人数の状況は、2園ほぼ同数であるなかで、B保育園が利用理由が多様であることが顕著である。

② 2園の登録者の大きな違い

一時保育登録者数は、利用理由の多様なB保育園が 268 人であるのに対して、A保育園は 40 人である。B保育園の場合、年間のべ利用人数 1,476 人に対して登録者が 268 人いることは、一人の登録者の利用日数が数日間であると思われる。これは、利用理由の多様さが反映しているものであろう。それに対して、A保育園の場合は、年間のべ利用人数は 1,455 人に対し登録者は 40 人であり、その 75%が非定型的保育で

あることから、一人の登録者の利用日数は相当な日数が利用されていることがうかがえる。

③ 私的理由保育の必要性

緊急保育は、A保育園は年間 132 人で全体の 25%を占めている。B保育園の場合は、年間 94 人で全体の 6%しかなく、際だってA保育園の緊急の割合が多い。A保育園が私的理由保育を利用理由として受け付けていないことから、緊急保育の中に私的理由保育が含まれているものと思われる。実際にA保育園が一時保育の申し込みを受け付けているとき、父母のリフレッシュなどの理由を隠しながら、緊急保育として申し込みしていることが多々あるからである。

平成 8 年度に、国が一時保育の利用要件として私的理由を追加したにも係わらず、平成 10 年の時点ではS県I市の行政姿勢は私的理由保

育を含めなかった。2園の利用理由人数の比較を通して、私的理由が大きな住民ニーズであることがうかがえる。地域の子育て支援は地域の保育ニーズにそったものでなくてはならないことが、この2園の対比で行政の姿勢が顕著に示されている。

2. 両保育園における一時保育の環境構成の工夫と保育者の援助

1) 保育環境事例比較から見る乳児（0、1歳児）室の工夫

①家庭的な雰囲気部屋の作り

カーペット、ソファ、畳、家庭用家具などで居心地のいい場所にする（A園）

②部屋を区切って、保育室をこじんまりと家具で区切って、保育室をいくつものコーナーに分ける（A園）

6～8人の少人数で過ごせるように、可動式間仕切りで小部屋をつくる（B園）などとかく大きくなりがちな空間を、区切って使用している

③少人数グループで

0、1歳児の子ども達を、月齢および発達段階に合った少人数グループ4つに別れている（B園）

④家庭の生活を主体に

食事、おむつなどを保育園に合わせるのではなく、家庭の生活から徐々に園生活に慣れていくように配慮している（A園）

⑤戸外遊びを中心に

天気のいい日は、園庭に出て遊んだ方が開放的になれる（B園）

2) 保育環境事例比較から見る乳児（2歳児）室の工夫

①家庭的な雰囲気部屋の作り

コーナーを設定し、その子の遊びが楽しめるようにしている

絵本、ままごと、ブロックなど（A園、B園）

②集団遊びよりも、それぞれのあそびと保育者との関係

集団遊びに入れようとするのではなく、保育者との関係を大切にする、するとしだいに子ども同士の交流が生まれる（A園、B園）

③園生活に合わせるのではなく、園が家庭に合わせた保育を無理に園生活に合わせない

3) 保育環境事例比較から見る乳児（3歳以上児）室の工夫

①コーナー遊びを主に

好きな遊びが選べるように（A園）

あしたも遊びたいと思わせる環境の工夫（A園）

②保育者との関係から、他児の関係に広げる保育者と一緒にお手伝いをする（B園）

保育者と一緒到他児の中に入って行く（A園、B園）

在園児に一時保育利用児を紹介（B園）

③その子の場所づくり

靴箱、ロッカーなど、名前を大きくつける（A園）

④年齢のクラスにこだわらない

年齢の低いクラスに入ることによって落ち着く場合は、年齢クラスにこだわらない（B園）

4) 保育環境事例比較から見る乳児（一時保育専用）室の工夫

①国は一時保育の専用保育室の施設設備のための補助を行っている。

両園とも増築を行っているが、日常的に利用児がその保育室で保育をうけるといよりは、子どもが集団保育不可能な場合に、いつでも使える温かい空間として整備され、臨機応変に利用している。（A園、B園）

②家庭的な生活空間（A園、B園）

③キッチンを整備（A園、B園）

5) ビデオでみる利用児の一日の保育の流れの工夫と保育者の援助

①受け入れ手順は、一目瞭然

初めての保育園での生活に親子ともに戸惑わないために、朝の受け入れの案内は非常にシンプルであり、利用者に分かりやすい

工夫がされている（A園、B園）

②受け入れ時に体調の確認

利用者は、保育者と直接引き継ぎを行い、体調の確認のために検温をする（A園）
連絡先、保育時間、食事の状態を確認する（B園）

③保育者が抱きしめる

保育者の膝の上で過ごす（A園）
保育者に抱かれて、親と別れる（B園）

④保育室は家庭的であると同時に、楽しみがいっぱい

保育室は、家庭的な温もりと同時に、入ったとたん、ぱっと目に入る遊びたくなる遊具や玩具を準備（A園、B園）

⑤戸外遊びを主に

「泣く子には空を見せよ」のことわざのとおり、不安な子どもの心情を落ち着けるのは、戸外遊びが一番（A園、B園）

⑥他児の遊ぶ姿を見ながら遊びだす

他児の遊びを観察してから、活動を開始する。友達との遊びに保育者が入れようとするのではなく、子ども自身が納得して遊びだすのを待つ（A園、B園）

⑦給食は無理せず

家庭の調理以外、口にしたことのない子どもに、給食の無理強い危険である。食べれるものだけ、食べればよいといった大人側の余裕が必要（A園、B園）

⑧在園児のいる保育室で、一時保育を受け入れる

一時利用児にとって在園児の中で過ごすことは、気が紛れる。「一時保育専用の保育室を設けているが、できるだけそれぞれの年齢のクラスで受け入れ、在園児との交流をはかっている」（B園）

「一時保育利用児は、はじめて親から離れる子どもがほとんどなので、別室で一時保育利用児だけが隔離されてしまうより、同じ年齢の子ども達の中の方が気も紛れ、遊びにも入りやすく、安定した時間を過ごせる」（B園）

⑨生活年齢にこだわらず、その子に合わせる
「園のリズムに合わせるのではなく、できるだ

けその子に合わせて過ごせるように心がける」（B園）「初めから園のリズムに合わせるのではなく、まずは家庭の生活に合わせるようにする」（A園）

6) 両保育園の環境・保育者の援助のまとめ

一時保育の実践例については、両保育園のビデオ取りを通して環境構成を比較し、保育者の援助を比較した。それぞれの保育園においては、園の保育方針や物的環境を配慮しつつ、個々の子どもの状況に応じた一時保育の方法が工夫されており、これらの全般的な傾向については両園ともに共通点が多く見られた。一般的に一時保育の集団構成は、通常の定型的・継続的な保育の集団構成とは異なることから、個々の子どもの発達状況、保育場面への適応状態等をきめ細かに考慮して、通常保育との関連性を持ちつつ柔軟に対応することが必要であるとされている。子どもの受け入れ方、保育の環境構成、通常保育との関係等に関していくつかの類似するパターンが形成されている。このパターンを多様な角度から分析し事例として蓄積するとともに、それらを情報として各保育所に提供していくことにより、一時保育の一般化が促進される契機となるものといえる。また、一時保育専用保育室のは両園とも設置されているが、日常的には通常保育の保育室の方が、一時保育児が気が紛れたり、遊びの取得になるプラス面が多く、一時保育専用保育室は、余裕の保育室として活用されていた。

3. 一時保育の利用児の事例（担当者の記述）

事例1「アレルギーによるショック状態をおこしたAくん」

Aくんの母親はインストラクターの仕事をしており、Aくんが3か月のときに仕事に復帰しました。上の子を一時保育を利用して仕事をしていたので、Aくんを出産したときから同様に一時保育を利用して仕事を続けることにしていたからです。私たちも喜んで預かることにしていました。利用することが決まり、面接をしてAくんの様子を聞いていくとアレルギーの体質ということでした。アトピー性の皮膚炎があ

るので薬を使っていると言う話でしたが、ほとんど症状は見られませんでした。私たちは薬の効果が出ているのだという認識しかありませんでした。

Aくんが6か月になる頃から、母親と離乳食の進め方の話をするようになりました。「医師からは9か月を過ぎないとアレルギーの検査が出来ないといわれているので、卵は使わないでほしい」というのが母親の要望でした。一時保育の利用も週に2回ほどでしたので、家で食べさせている食品を教えてもらい同じ物を使っていくことにしました。

離乳食が始まって2か月ぐらいたった日のことでした。Aくんの担当の保育者からAくんの様子がおかしいと報告がありました。急いで様子を見に行くと体じゅうがじんましんのように赤くなりぐったりとしているのです。今までに見たことの無い症状に一瞬あわてましたが、すぐに嘱託医のところへ連れて行きました。母親にも病院に来てもらうように連絡を取りました。診察の結果、「アレルギーによるショック状態になっており、気管が狭くなって呼吸困難を起こしていた。もう少し遅かったら危なかった」と言われたのです。Aくんの無事を確認するまでの間の気持ちは今思い出してもなんともいえないものです。

Aくんの担当から離乳食の様子を聞いていくと他の子に使った卵のスープが混じてしまったとのことでした。ほんの少しの量でしたがAくんにとっては大変なことだったのです。病院で卵について調べてもらったところ非常に高い数値でのアレルギーであったことがわかりました。母親ともよく話をして卵以外にもアレルギーがあるかもしれないこと、それがはっきりするまではしばらく一時保育を休んでもらうことにしてもらいました。母親からは卵さえ気をつけてもらえれば心配は無いと思うから預かってほしいと言われましたが、一つ違えば命に関わることです。私たちももっとアレルギーについて勉強したいことを伝え承してもらったのです。

上のお子さんの利用は続いていましたので、母親といろいろ話をしていくと皮膚炎に使って

いた薬もかなり強いもので、それにより炎症を押さえていること、Aくんのアレルギー体質も他人より強いことなどがわかってきました。すでに母親は面接時にはわかっていたことでしたが、私たちにはそこまで話してはいなかったのです。I市の一時保育の場合、集団保育が可能なことが利用の条件でしたので、相談したところ一時保育でのあずかりは難しいだろうということでした。母親にも事情を話したところ仕事は続けたいということなので措置児として預かってくれるところを探すことになり、次年度より兄弟で預けられるところが見つかり別の保育園に行くようになりました。

週に数回の利用の中でも私たちは母親と色々な話しをしてきたつもりでしたが、在園児のようにはいかず足りないこともあったのでしょうか。特に乳児の場合は保護者との信頼関係と子どもの様子を正しくつかむことが大切なときであり、利用回数の少ない一時保育の場合の対応を考えさせられる事例でした。

事例2 「家庭で暴力を受けていたB子」

2歳になったばかりのB子が一時保育で預けられたのは、母親が実家の仕事を手伝うことになったという理由でした。面接の時の話ではまだオムツが外れていないとか上手に食事が出来ないなどしつけ面のことを気にしていたので、まだ心配は要らないこと、保育園で他の子どもたちと関わっていくことでかなり変わっていくということ話し、様子を見ていきましょうと言う事で母親も納得した様子でした。

いままでほとんど外にでることもなかったB子にとって、保育園の生活はとても楽しいものようでした。ほとんど泣くこともなく園に慣れ、次第に笑顔も多くなっていきました。少々乱暴に見えるところもありましたが、私たちはさほど気にすることもなく過ぎていきました。数ヶ月も過ぎると在園児と変わらずよく遊び、しつけの面でも一人で出来ることも多くなり母親も喜んでいました。B子が成長するにつれ母親の保育園に対する信頼感も増し、家庭での話しも聞かれるようになってきました。B子だけでなく母親の笑顔も多くなっていました。

そんなある日母親から衝撃的な話を聞きました。B子の弟が障害を持っており、母親の介護が必要なこと、そのためほとんどB子と関われる時間が取れず幼いB子が母親のそばに来ることがわずらわしかったというのです。B子のかわいいと思えなかったというのです。それが保育園に預けるようになり母親自身に余裕が出来たことと、B子の成長振りなどから今までとは違った目でB子をみられるようになりとてもかわいく思えるようになったと話してくれました。話をしているときの母親の顔はとてもはればれとしていました。そんな背景があったと言うことに驚きましたが、母親自身から話してくれたことと保育園での生活がB子にとって幸せなものであったことに私たちもうれしく思いました。しばらくすると保育園に育児相談をしているある機関からB子のことでの問い合わせがありました。B子の母親が一時保育を利用する前から育児相談をしており、その内容は私たちに話してくれたものだけでなく、実際はB子に手をあげていたというのです。そこでアドバイザーは保育園などに預けることをアドバイスしていたこと、また保育園に預けるようになってからの変化などを母親から聞きB子にとっていい方向に向いているようだと教えてくださいました。母親自身に少し問題があるようなのでこれからも見守ってほしいという事で話が終わりました。驚きと共に連絡を下された関係機関の方には感謝しています。母親からの話だけでも驚いていただけに、普段私たちには見えない家庭の様子に触れ子どもたちの置かれている状況や子育て中の母親たちの苦悩が見えてきたような気がします。一時保育をしていなければなかなかわからなかったことかもしれません。

事例3 「保育中にけがをしてしまったC子」

年長のクラスに兄のいるC子はまだ0歳なので母親が世話をしながら仕事をしていました。しかしC子が9ヶ月になり、ハイハイを始めると目が離せなくなり仕事どころでは無くなってきました。そこで一時保育を利用することになったのです。兄を預けている保育園ですから幼

いC子を預けることに不安もなく、預けている間仕事に集中できるようになったと喜んでいました。

初めての保育園生活にC子は最初戸惑い、泣くことも多かったのですがだんだんと慣れていきました。母親も保育園に対しての信頼感があり、C子の様子も冷静に受け止めていました。私たちにとってもスムーズに保育を進めていくことが出来ました。

C子が1歳半になり、歩くのも上手になった頃園庭で他の子どもたちと遊んでいました。

(当園では安全性を考え、乳児クラスの子どもの庭はプランターでしきり幼児クラスの子どもの庭とは分けて遊べるようにしています。)そこへC子を見つけた兄がやってきてC子と遊び出しました。担当の保育者も兄と一緒に遊んでいたの少しC子から目を離してしまいました。手押し車を押していたC子を後ろから兄が押していたので勢いがつき、前のめりに転んでしまいました。ちょうどそこにおままごとの茶碗があり、おでこをぶつけて切ってしまいました。すぐに病院へ行き治療してもらいましたが3針縫うこととなりました。

母親にはすぐ連絡を取りけがの様子と対応を話しました。また治療後もう一度連絡を取りお迎えをお願いしました。母親が園に着いたときにけがの起きた状況と治療の様子を詳しく話し謝罪しました。母親も子どものけがはいつ起きてもおかしくない保育園の対応に納得してくださいました。日頃から私たちとのコミュニケーションの多かった母親でしたのでC子のけがに対しても寛容であったのだと思います。

C子のように日常的に一時保育を利用している保護者とは会話も多く保育園に対する信頼感も増してきますが、利用を始めたばかりの人や緊急で預けることになった人たちとは保育園との信頼関係もできていません。そんな時にこのような事故が起きていたらどうなっていたでしょう。それぞれの家庭との信頼関係を作っていくことも大切ですが、通常の保育の中で地域の人たちに信頼される保育園であるよう努力していかなければと思いました。

事例4 「アトピーがひどかったD子」

母親の出産のため預けられた4歳のD子はアトピーがひどく、かきむしりとがさついた乾燥皮膚で、見ていても可哀想な状態でした。保育園でもかゆみのため集中できず、遊びが中断され楽しそうな顔が見られませんでした。また何事にも引っ込み思案で、感情を表に出すことが余りありません。母親も妊娠中ということもあってかいつも疲れた顔をしていました。

私たちはまずD子のスキンケアに気を配ることを第一に考え、保育者との1対1の対応のなかでD子がじっくりと遊べるように配慮してきました。その結果、笑顔も増え、子ども同士の関わりも見られるようになってきました。

母親にD子のスキンケアについての話や保育園での様子をこまめに伝えていく中で、次第に家庭の様子を話してくれるようになりました。小学校に通っているD子の姉が登校拒否をしていること、D子のアトピーに4人目の出産とたくさんの方が重なり、育児に自信が持てず疲れていたことがわかりました。私たちはD子を預かっている間は上の子とじっくり関わるようにアドバイスし、D子のことは安心して預けてほしいと話しました。

D子が保育園に来るようになって3ヶ月を過ぎると、母親とD子の姉との関係もよくなり少しずつ学校へ行けるようになってきました。母親にも笑顔が見られるようになり、精神的に落ち着いてきていることが私たちにもわかってきました。驚いたことにその頃からD子のアトピーの症状がよくなってきたのです。

母親が今まで誰にも相談できず悩んでいたことが、D子を預けたことで私たちと相談ができるようになり、子どもたちが変わっていく姿を見ることで自信を取り戻しつつありました。D子の姉も含め、子どもたちも明るくなり、生き生きしていきました。

事例5 「育児に疲れた几帳面な母親」

12月のある寒い朝8時頃、保育園の育児相談用の電話が鳴った。若い女性の声で、「とにかく育児相談を受けたい。私はもう疲れた。どうしたら良いのかわからない」と号泣している。

公衆電話のようだったので、どこからかけているのかを尋ねると、市内の総合公園からだという。何でも夜が明けるのを待つ幼い子どもを2人おんぶとベビーカーで連れ出し、ぼんやりと歩いているうちに、自宅から2キロ近く離れた公園まで来たのだという。電話に出た保母が、早朝だしまだ園長もいないので、出来れば9時頃来園してもらえないかと伝えると、泣きながら「私は朝5時頃から小さな子どもを2人連れて総合公園まで歩いてきた。そして今までぐるぐる公園の中を歩いて時間をつぶしてきたので、もう疲れた。子どもは泣くし、そんな時間まで待てない。今からタクシーを拾って保育園に行きます。」と、かなり興奮した様子である。この緊急性を感じた保母が、「それではとにかくお待ちしていますので、気を付けて来てください。」と伝え、受話器を置いた。

10分位で母子がタクシーで到着する。母親は先ほどの興奮状態からは少し落ち着きを取り戻している様子だった。保母が0歳と1歳の子ども2人を預かり、まずは母親の訴えをじっくりと聞くことにした。母親の年齢は22歳で、夫と子ども2人の4人暮らしである。夫は仕事が忙しく、幼い子どもを2人かかえて、母親は毎日孤軍奮闘している。義理の母が近くに居るが、できるだけ手を借りずに自分の力で子育てをしたいと思っている。なぜなら自分が幼少の頃、母親が仕事をしていたため一人であることが多く、寂しい思いをしていたので、我が子にはそんな思いをさせたくない。そんな思いから、離乳食もすべて手作りにし、子どもが起きている間は子どもの相手に専念して、きちっと母親としての役割を果たしたいと考えている。そのために、家事をするのは子どもが寝付いた時だけなので、十分な時間が取れず、自分自身どうしたら良いのか分からなくなりノイローゼ気味だというのである。月1回、専門機関でカウンセリングを受けているというのだが、どうも治りそうにもない。こんな日々が続き、今朝は居たたまれなくなって、衝動的に家を飛び出してしまったというのだ。

母親の話最後までじっくりと聞いた上で、子育ては自分一人で抱え込まなくても、いろい

ろな人の手を借りてよいこと、むしろその方が子どものためにもよいこと、子育ては毎日続くことなので、完璧でなくてもときには手を抜いてもかまわないのではないかと、ということをお話してみた。こんなことがきっかけで、この0歳と1歳の兄弟は、時々一時保育を利用するようになった。子ども達は、保育園でいろいろな遊びが出来、たくさんの保育士に十分に相手してもらえるので、精神的にも満足しているようである。母親は最初はかなりやつれて険しい表情だったが、3回目あたりから大分穏やかな表情になってきた。子どもを迎えに来たとき、保育士が思わず、「おかあさん、今日はとても素敵な顔をなさっていますね。」と声をかけると、思わず涙ぐんでいる。お迎えにくると、子どもを抱きしめる姿も見られるようになった。また、母親の方から保育士に話しかけてくるようになり、次第に表情も明るく、年相応の若さが蘇ってきたように見えた。

泣きながら電話をしてきたあの日から4か月たったある日のこと、「こんどパートで働くことにしました。これからは仕事と子育て両方に頑張ります。」とすっきりした表情で話してくれた。我々は思わず、「がんばって」と肩をポンとたたいてあげたい気持ちでいっぱいだった。

事例6 「一時保育の体験が、幼稚園の入園となったK君」

3歳児のK君が一時保育を利用するようになったのは、妊娠中の母親の検診が理由だった。K君には、幼稚園に通う兄と障害を持つ2歳の弟がいる。母親は弟に手が掛かることと、自分自身妊娠中なので、K君を十分に遊ばせることができない。幼稚園に入園させることも考えたが、言葉が遅いので諦めたようだ。保育園に来はじめた頃は暴れていたK君だったが、回を重ねるうちに落ち着いてきた。言葉の方は相変わらずオウム返しだったが、泣いているほかの子を気遣って、おもちゃを貸してあげようとするなど、やさしい一面も見えてきた。保育園に来るのを楽しみにしていると、母親がうれしそうに話してくれるようになった。

3ヶ月後、母親が4人目の子どもを出産した

が、入院中特に不安定になることもなく、毎日楽しそうに園に通ってきた。言葉の方もずいぶん語彙が増えはじめた。3月のある日母親から、安心して出産準備が出来、出産後も赤ちゃんの面倒がみられたこと、K君が園に行くのをとても楽しみにしていたので、親としてはうれしかったことなどを話してくれた。集団生活に慣れたので、4月からは幼稚園に入園させたいと言ってきた。

4. 上記事例にみる一時保育の必要性

事例1、アレルギー児の対応の困難さ

アレルギー児のアレルゲンは個別的であり、千差万別である。継続的に保育を利用する通常保育の在園児の場合においても困難とされているアレルギー児を、一時保育でどのように対応すべきかは、困難きわまりないものである。

事例2、虐待の告白

事例のように一時保育の利用理由が就労であったとしても、その家庭の背景にある子どもの養育状況までは推測し難い。一時保育の利用をかさね、保育者との信頼関係を築いたことが父母を安定させ、家庭内の養育機能が高まり、子どもへの愛情を感じ、ひいては虐待の事実までも保育者に語ったことは、一時保育が地域の子育て支援そのものであることを物語っている。

事例3、けがへの対応

一時保育利用児の行動の予測は、通常保育の在園児の行動と違うところがある。けがや事故につながる場合も多々あるので、保育者の配慮の重要性を物語っている。また、けがや事故が起きてからの対応だけではなく、日常の信頼関係を短期間に築くことが求められる。

事例4、家庭養育のサポート

保育現場の長年の経験から保育士がアトピーのスキンケアをこまめに行ったことで、症状が和らぎ、子どもが表情まで明るく変化し、母親の信頼を保育園が得ていく様子がこの事例は語っている。「スキンケアは、家庭のやるべきこと？保育園が手を出していいこと？」と役割の線引きを行うのではなく、家庭と連携を取りながら、子どもの最善の利益を求めることが、保育園が求められている。

事例5、育児ノイローゼを支える

孤独との戦いのなかで、その叫びを保育園に求めたケースである。継続的に行われる一時保育を通して地域の子育て支援の姿勢が母親に届いたからこそ、B保育園に駆け込んできたのであろう。「いつでもどうぞ」と保育園が言いながらも、相談日を固定しているケースを見かけるが、地域に開かれた保育園は、ある朝、ある母親が不安におののいても対応できる、職員の一丸となった姿勢が求められる。

事例6、一時保育は集団保育の体験

幼稚園に入園させるには不安があるが、一時保育を近くの保育園が行っているとすれば、第一段階として軽く利用をするであろう。集団生活に入るための親と子の緊張を和らげて安心を与えられるのは保育園ならではだろう。

5. まとめ

一時保育の保育の人的環境としては、子どもを通常のクラスのカリキュラムの流れの中に組み入れることに終始するのではなくて、一時保育の個々の子どもが自らの活動を開始するまで、ゆっくりと保育者が接していく大切さを述べている。環境設定のハードとしては、楽しみが伝わりやすいコーナーの設定や、くつろげる空間として敷物を置くなどの工夫が見られた。これらは家庭に一番近い保育の場を作り出す工夫であり、保育所の保育環境の中に家庭に限りなく近い場の必要性が求められている。保育指針の中で、保育所保育が家庭養育の補完であるとうたわれ、その究極が一時保育のできる保育環境を作り出すことと捉えても過言ではない。

一時保育担当保育者の記録に見る6つの事例研究は、就労支援の理由に加えて、地域の子育て支援であり、育児相談であり、育児からのリフレッシュであり、子どもの健全育成であり、子どもの健康支援でもある。これらの事例を通して見えてくるのは、一時保育とは、子育て家庭が自ら支援を求めて地域社会に訴える第1次的アクションではないのだろうか、と考えるのである。育児を家庭の問題・役割としてきた日本の社会通念に対し、やっと地域に支援を求め始めた子育て家庭の叫びを、受け止めるための

場として一時保育は存在するのではないだろうか。

このように考えると、保育所が地域の社会資源としての事業を行う中核的役割を果たしているのが一時保育事業であり、一時保育なくして円滑な子育て支援は存在しないと考えるわけである。そのためにも地域社会の家庭養育の実態と保育ニーズを各保育園がしっかりと把握し、保育園が運営に主体性をもって対応できる一時保育事業が今後展開されることが求められると考える。

報告2

一時保育の感想は、総じて好意的である

S市の一時保育についての概況を、調査票配布時に訪問した際の感想を含めて報告する。

S市の一時保育は、厚生省「一時的保育事業実施要領」の翌年、平成3年11月に始まる。しばらくはこの公立民営園が、S市公私立157園中唯一の一時保育実施園であったが、「緊急保育対策5カ年事業」を受けるかたちで、平成9年に1園、平成11年に10園と広がってきている。この一時保育拡大は、平成10年4月厚生省通知「特別保育事業の実施についての取り扱いについて」により、S市「一時保育促進基盤整備事業」を定めたことによる。以下、この事業の内容を記す。(内容的には、厚生省通知に準ずるものではあるが)

目的を、「縦続的就労や短時間就労などの就業形態の多様化に伴う一時保育、保護者の傷病などによる緊急保育など、保育所が自主的に実施する一時保育の取り組みを促進し、保育所が地域における保育センター的役割を担うようその実施基盤の整備を行い、もって乳幼児の福祉の増進を図ること」とし、対象を、非定型的保育「保護者の短時間・継続的労働、職業訓練、就労等により、原則として平均週3日程度家庭における育児が困難となり保育が必要になる児童」、緊急保育「保護者の傷病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的にやむを

得ない事由により緊急一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要となる児童」、私的理由による保育「保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の私的理由により一時的に保育が必要となる児童」と定めている。利用料は、非定型的保育及び緊急保育は、3歳未満時 2,000 円、3歳以上児 1,200 円。私的理由による保育は、3歳未満児 2,700 円、3歳以上児 1,600 円。運営費は、補助金及び利用料となっている。補助金額は、1ヶ月平均6名以上、年額 330 万円。6名未満、年額 158 万円である。この6名未満はS市独自の補助である。

調査票依頼の4園について

S市の「一時保育」は、すべて私立認可保育園が運営しているため、2園については、公立民営園とした。(A保育園、B保育園)

4園中3園は、特別保育事業等を設立当初から行っている保育園である。C保育園は、S市障害児指定園として区の障害児保育を担ってきた。(現在、指定園制度は廃止されている) B保育園は、夜間保育園(現在S市には2園)を併設。A保育園は、乳児単独園である。

訪問時の感想

①一時保育を行っての感想は、総じて好意的である。

特にA保育園では、一時保育を始めたことによって園の保育に好影響があったと評価している。というのは、この園では、一時保育専任者を置かず、全員が、相談者希望者の面談から、子どもの受け入れまでにあたる態勢を取っているということで、保護者の実状が、保育者一人ひとりによく理解され、一時保育以外の保護者についてもその置かれた状況に対する理解が深まったということであった。園としての受け入れ姿勢も積極的で、周知を計るために、カラーのパンフレットを作成し、関係機関にとどまらず、周辺の地下鉄駅など近隣で広く配布している。一時保育を外部から与えられたものとせず、積極的に園の保育の在り方に生かす姿勢が見取れる。その結果として、本年度が初年度であるが、利用者の延べ月平均は、100名を越えて

いる。この実績は、S市の昨年度一年間の延べ利用児童数 174名と比較すると、画期的とも言えよう。

他の園においても、保護者の期待に correspond しているとの実感を得、やりがいを感じているという点や一時保育の子どもが暮らしやすい生活こそが、一般の子どもにも生活しやすい環境であるはずと一時保育を評価する視点が語られていた。②一時保育の子どもの受け入れについて

一時保育は、変則的で、予測が立てにくいと言うことで、従来の保育園の体制では取り組みにくいものと考えられてきた。子どもの受け入れ上の問題点などをたずねたが、今回の4園に関しては、特に受け入れ上の困難や問題は指摘されなかった。その時々の子どもの状態に合わせて柔軟に保育がなされていると言うことか、従来保育現場で心配されてきたような反応はない。これについては、各園の体質のようなものを予感させる、障害児指定園であった保育園は、現在も障害児が複数在籍しており、障害児の生活しやすい環境と言うことで、クラス編成も固定化せず、担当保育者もチーム編成で柔軟に子どもたちの生活を援助できるシフトを試行中である。子どもはその子の好きな空間で過ごすことのできる環境である。個々の子が視点にあれば、どのような子が加わってきても慌てることはあるまい。乳児保育園も、個人差の大きな乳児の受け入れを行っているのだから同様のことが言えよう。また、夜間保育園についても、変則的な生活条件を理解し、保護者の実状に合わせた対応が保育体制として確立していると考えられる。

現在の一時保育事業実施園は、なかなか拡大しなかったこの事業を、幅広い家庭保育支援の一環として先駆的に取り組んでいると言えよう。今回、疑問、不満、違和感等は、殆ど表明されていないのは、この先駆性にもあるように感じた。唯一、非定型保育の場合、子どもが環境になじむことが難しいとの指摘があった。これは、保育園側の受け入れの問題にとどまらず、保護者の一時保育必要度と子ども自身の生活についての納得の仕方との関連などもありそうだ。今後の課題となりうるのではないか。

報告 3

親の深刻な悩みに対応する一時保育

1 定員と在籍数

定員オーバーで受け入れている。0・1・2歳児の途中入所が増加している。

2 職員

一時保育専任保育士・常勤保育士＋パート保育士・常勤保育士

3. 一時保育開始

K市は民間保育園で実施5園

平成2年開始2園、平成4年開始2園、平成9年開始1園、

市内4地区4カ所で実施していたが、市内中心部においてニーズが高まり平成9年から市の指示により実施

4 対象となる子ども

1) 決めている・決めてない両方ある。

2) 生後43日・・・乳児保育園併設園
生後6カ月

3) 一日の受け入れ定員

10人、15人、20人、25人

利用者が年々増加し、保育園の定員オーバーと重なって受け入れできないときがある。

キャンセル待ち、前日まで受け入れの返事ができない時がある。

4) 年齢毎の定員

決めてない

5 一時保育の対象となる条件

市内在住

利用料の決定のため

感染症にかかってない

健康な子どもを受け入れるのが基本

6 一時保育の開始・終了

7:30～18:00

年末は12月29日、年始は1月4日。その外は休日・祝日は受け入れてない。

一時保育利用の子どもは、休日保育と合わせて利用している。

7 年齢別月延人数

1・2歳児の利用者が目立って多い。4・5歳児の利用が僅かに見られるのは、母親が仕事を止め家庭にいるようになり保育を途中で退所した子どもと幼稚園に行かず家庭にいる子ども。5歳になると幼稚園への入園をすすめている。

8 利用した保育時間

1日利用 8時間前後

1日単位で利用料を徴収するため、1日利用しないと不経済という考えがあるようだ。保護世帯と市民税非課税世帯は、利用料が無料のため、次第に慣れてくると無料ならという気持ちなのか定められている利用限度週3日を利用する。利用は、4月から次第に倍加し、8月には減少するが9月から再び増加し、12月には減少する。

9 一時保育の理由

就労している（パートサービス業・自営手伝い）。上の子どもの参観日・介護・資格取得（パソコン・介護福祉士）等様々であるが、その他育児をしているとイライラして子どもにあたる・保育園入園までのならし保育・祖父母に預けているが都合の悪い日

10 保育上の配慮

親と連絡を交わす。一時保育の子どもと分かるように名札をつける。0・1歳児は、体調に留意・2～5歳児は事故・怪我等の対応が主になっている。

11 保育形態

3歳未満児は、特別プログラム・3歳以上児は、通常保育。全員特別プログラム等園によって様々である。

12 何処で保育しているのか

年齢・保育内容によって通常クラス・専用クラスと使い分けている。0・1歳児は専用クラスが多い。

13 一時保育の子どもの様子

3歳未満児は、別れをいやがる・不安・抱かれたがる・すぐ目覚める・思い出したように泣く等、不安な状態で一日を過ごしている。3歳以上児は、体験的な入所も多く保育園に来るのを楽しみにし、保育中にこやかで、子ども同士よく遊ぶ。通常の保育時とほとんど同じ生活をしている。

14 受け入れ時の健康安全についての把握

調査票の記入（別紙）。住所・家族の氏名・緊急

連絡先・自宅までの地図・家庭でのようす・子どもの性格・かかりつけ医師・写真（親（送迎者）と子）・健康保険証のコピー。園長が必ず面接する。

15 健康マニュアル

在園児のマニュアル適用

16 健康状態の把握

保護者からの連絡・保育者の観察・体温を計る等健康状態には特に留意して受け入れている。

17 体調不良の時

保護者に連絡

18 健康について特に配慮している点

体温、食欲・機嫌等体調の観察、感染症の早期発見

19 食事についての配慮

無理強いしない

20 睡眠についての配慮

日光の遮断・静かな場所・眠りたいとき眠れるようベッドやサークルを用意・眠る時必要な物（タオル・ぬいぐるみ等）を持参してもらう。

21 記録について

記録用紙がある（別紙）

22 子どもの様子を知らせる方法

お便り・口頭（連絡帳を使用していたが、利用者が増加し対応しきれなくなった）

23 保護者の悩みなど相談に応ずる機会

登降園時、年12回懇談会・参観日

24 利用度

よく利用している。わりと利用している

25 満足度

別紙保護者の声

必要な時に利用できない・・・申し込みが多すぎキャンセル待ちなどで、前日になるまではっきりした返事ができない園がある。

まとめ

- ・K市の一時保育は、市の方針で私立保育園5園で実施している。
- ・毎日不特定な子どもを預かるという保育上の困難さと、子どもの情緒面への影響等消極的であった保育園も、子育て中の母親の深刻な悩みに接し（保育園を頼っている）一時保育の必要性を感じ、ベテラン保育士を配置し、

いい保育をすべきと努力し、積極的な姿勢が伺える。

- ・年々ニーズが高まる中、市街地の実施園が少ないため、利用申込をしても対応しきれないため、キャンセル待ち等で前日になるまで返事ができない園もある。
- ・そして、通常保育も定員オーバーの状態、一日の受け入れ人数も限られてきた。
- ・一時保育の対象となる条件は、市内在住であることと健康な子どもが主な条件である。
- ・感染症には特に注意し、健康状態の把握と受け入れ時の手洗いを徹底している。
- ・一時保育の利用者は、休日・祝日の希望もあり休日保育と併せて利用している。一時保育は、保育園の開所時間内となっている。
- ・利用年齢は、1・2歳児が目立って多く、3歳児は体験入所（幼稚園の3歳児保育がない（公立））として、4・5歳児は保育園に入所していたが母親が仕事を止めたため退所し家庭で過ごしている子どもである。3歳以上の子どもは登園を楽しみにしている。
- ・利用時間は、8時間前後で仕事が終わる次第迎えにくることはない。利用料は1日単位で徴収するため1日利用しないと不経済だという思いがあるのだろうか。
- ・利用料が無料（生活保護家庭・市民税非課税世帯）と分かると、週3日の利用限度いっぱい利用する。
- ・利用月のピークは、6月と10月・11月である。6月は、参観日、10月・11月は運動会・遠足等幼稚園・小学校の行事が集中するためである。
- ・一時保育は、どんな理由でも受け入れるが、育児をしていてイライラして子どもに当たってしまう、子育ては一人でしているのではない、保育園も頼ることができ預けることによって心の逃げ道になるという母親がいる。そして、育児ノイローゼで悩む母親は、一時保育を利用することで、相談できる保育士を得ることができ快方に向かっているなど母親を支援する大きな役割を果たしている。また、保育園に入園するまでのならし保育として利用したり、保育園にすぐ入れない待機

児童が利用したりしている。

- ・保育上の配慮は、親との連絡を密にし、特に一時保育の子どもと分かるように名札をつけ、体調の変化・事故怪我には細心の注意を払って保育している。
- ・保育形態は、特別のプログラム・通常のクラスで保育するなど、年齢、保育内容によって、通常クラス、専用クラスと使い分けている。
- ・1・2歳児の様子は、別れを嫌がり思い出したように泣くなど不安定な状態で1日を過ごしている反面、3歳以上児は保育中にこやかで子ども同士よく遊び、通常の保育児とほとんど同じ生活をしている。
- ・一時保育の受け付けは、園長が面接をし、調査票への記入を義務付け、児童の情報を正確に把握している。特に迎え時の事故を防ぐため親と子に写真を添付している。
- ・健康状態には注意して受け入れ、食事・睡眠は無理強くないよう又家庭で使っているものを持参してもらうなど子どもの情緒の安定に配慮している。
- ・1日の記録は、実施園が話し合い同一の記録票を使用している。
- ・母親の子育てに対する不安・悩みを解消するため、積極的に相談に応じたり、懇談会・保育参観等も実施している。
- ・一時保育の理由としての私的理由（リフレッシュ等）は、親にとって都合のいい感じがする時もあると園長は指摘する。
- ・買い物、テニス、音楽会等の理由で預ける親は、わが子が泣いても平気、長時間預かってもらうことで自分の時間ができて育児から開放され喜んでいる。しかし子どもは不安定になり後追いが激しくなり泣いたり夜泣きしたりする。そのことでわが子がますますいやになるという母親の声もある。
- ・真に必要な人のみが利用するようになればと切に思う。
- ・私がある園を訪問した時、母親の買い物で、預けられた2歳児の顔が忘れられない。暗く沈んだ声で泣き続けていた。子どもは母親が何をしているか感じ取っている。真剣に働く親の子どもは納得しているので表情が違う。

このことを利用者に知ってもらう必要がある。

報告 4

健康面の問題点について

K県下の市・郡部の私立園（各1園）における一時保育の実態を検討した。

- ①調査対象の各園とも、一時保育を実施しており、その実施理由は地域の行政の指示・要請によるものでなく、園の方針や地域のニーズがあるとしている。
- ②その対象については、特定している施設と特定していない施設と一定せず、受入れ人数も2～3人から10人以上と施設によって異なっている。また、実施日によっても異なる。年齢別には、比較的低年齢児（4歳未満）を受入れており、乳児のみの施設はない。受入れ時間については、二極性が見られる。すなわち、5時間未満と8時間以上の人数のピークが認められる。また、子どもの条件として、郡部の施設では、心身障害のないもの、感染症に罹患していないことをあげている。
- ③保護者側の実態については、市部の施設では就労が、郡部では母親の出産・病気、家族の介護が一時保育の理由となっている。
- ④保育上の留意点については、保護者との送迎時の連絡、子どもの体調、事故があげられている。
- ⑤保育形態や保育場所については、市部の施設は、専用の保育室を確保しているが、郡部の施設では通常の保育室で一般の子どもと同じに保育している。
- ⑥記録については、全ての施設で記録をとっており、決めた様式によっている。
- ⑦子どもの状態の連絡方法は、文書によるもの、口頭によるものの双方の手段を活用しており、連絡をしていない場合は、保護者が子どもと一緒に保育を経験している事例のみに限られていた。
- ⑧一時保育の利用状況については、市部の施設は比較的使用度が高いように感じられたが、郡

部では余り利用されていないと回答しており、実施理由である「地域のニーズがある」という回答と矛盾しているように思われた。しかし、少数でもニーズがあれば、実施すべきであるという施設長の意識であり、これが地域における保育サービスの原点であるという意見である。しかし、利用者の反応が必ずしも高くないという回答であり、この点でも、この施設の悩みが表出しているものといえる。

さて、この郡部の施設を例に、一時保育における保健面の問題点を検討したい。

この施設では、一時保育における留意事項に、「子どもの体調」「事故、怪我などの対応に特に心がけている」をあげている。これは、保育の原点である「生命の保持と情緒の安定」に心がけていることになり、一時保育においても基本を満たしていることになる。さらに、一時保育の対象の子どもの条件として、感染症に罹患していないことをあげている。その感染症に罹患の有無に関する判断については、結核に代表される慢性感染症の把握は比較的困難ではないが、いわゆる「風邪」や子どもに多い急性感染症についての把握は必ずしも容易でないこともある。その点に関しては明確な回答は得られなかった。一応は、保護者の判断に委ねることになるとのことである。保護者が保育を望むために、病気を隠すこともあり得るとも思われ、現在までに一時保育対象者が感染源になったと思われる事例はなく、通常保育の園児にも該当疾病の罹患児があったので、その園児が感染源となったものと判断しているとのことである。特に、この施設では、一時保育対象児は、通常の保育室において、通常の園児と一緒に保育されているので、一時保育児が感染症の蔓延をもたらす危険性は否定できない。

一時保育の対象の乳幼児の受付時には、看護職も面談の場に参加して、保健的把握は実施されている。それ故、その対象児の健康状態や健康上の留意点は、保育の実践に活用できることは、一つの利点として指摘できる。しかし、登園時の健康状態の把握には、その看護職が参加しておらず、保護者の申告と保育者の観察に任

されている。折角、看護職が配置されているので、一時保育の対象児の健康問題が、他の通常の園児の健康に及ぼす事態を認識するならば、受入れ時の乳幼児の健康状態の把握を、看護職の業務とすることも考慮したい。しかし、保育中に体調が変化したときには、看護職の判断が保育の継続の是非を決めている。この対応は、通常の保育の健康管理の基準に応じたものである。看護職が配置されていることが、通常の園児の健康問題と一時保育の対象児の健康問題との関係を考慮した健康管理を可能にしていることは、この施設の一つの長所としてあげることができる。

一時保育の対象児の食事は、通常の給食を提供しているが、対象児の家庭での食生活を配慮してとのことであり、好き嫌いも含めてその対象児に合わせることにしている。また、睡眠は、対象児の実態に合わせているとのことであり、通常の園児との兼ね合いも問題となるとも危惧された。

この施設の一時保育の対象児は、一日2～3人であることから、通常の園児の健康や生活を脅かすことは経験していないとのことである。

以上、一つの施設における実態からは、一時保育の保健問題についての結論を出すことはできないが、一般的な小児医学的、小児保健学的視点から、感染症対策には十分に配慮することの必要性は最も基本的なことであり、通常保育の園児への感染防止対策を確立させることが不可欠なことである。

報告 5

実施率 25.9%の地域

保育室利用と子育て支援

一時保育は空き保育室利用と子育て支援の二つの目的で始まった事業でした。しかし、地域子育て支援の必要性が急速に高まったため、空き室がなくても一時保育実施園を増やし（公私立合わせて 25.9%の実施）、受入れ体制を整備し（実績に応じた専任保育士の配置や備品等の

配置)、利用者へのサービス内容の工夫と強化(手続きの簡便さや受入れ保育時間の柔軟性)をして、子育て支援の体制を強化してきました。つまり、在園児と一時保育児は同室で保育されている場合が常です。

そのため、一時保育実施保育所では、在園児と一時保育児の発達保障について、常に話し合いが必要ということです。

現在、一時保育時の受け入れをおおむね10人程度としています。その範囲の中で希望者の選定(申し込み順)がなされるのですが、園によっては50%以上が非定型の子どもが事前に予定されており、残り50%が緊急やリフレッシュ理由の子どもです。

そして低年齢の子ども(3歳以下の園児の利用率は95.2%)が多いため、在園児保育担任の保育援助は常に必要です。

各年齢の保育室で保育を受けるため、3歳以上児はそのクラスの担任に子どもをお願いすることになります。その時、園内の行事はもちろん、園外の行事(お年寄り訪問、校区の行事、園外保育)にも非定型の子どもは在園児と一緒に参加していますが、緊急やリフレッシュ等の子どもは、3歳未満児室で過ごしていることが多いようです。それは、単発的な登所のため、3歳以上児でも午前中は安定感が少なく、自分の居場所をつかむことでいっぱいだという印象から活動エリアの広がり少ない。

一時保育の非定型の子どもは、子どもにも登園の選択権が多少あるように思います。保育所だより等を渡してあるので、母親と子どもが話しをして、楽しい行事のある日に仕事を入れることもあり、子どもの安定度に影響があるように思われる。子どもと母親、保育所の関係がとても良いようです。

計面的に利用

事前申し込みの必要はないのですが、朝、急に…という件数は意外に少なく、計面的に利用される人が多い。

保護者は常勤務者で平生は祖母が家庭保育をしているが、その祖母がリフレッシュのために一時を利用する等、生活スタイルに応じた利用も増えている。

子どもの実態把握や連絡方法については、申し込み書と成育歴がありますが、それらは1年間保管するので、次回からの手続きは簡便になっている。

給食

給食は在園児と同様の食事が提供されます。乳児の場合、本人が常時飲んでいるミルクを事前に準備します。保育所には、常時3種類の粉ミルクを常置していますが、緊急保育のため種類の違うミルクが必要な場合は、1回分を家庭より持参していただき、早々に準備する。

怪我の対応について

在園児は日本体育・学校健康センターに加入し、園での怪我治療の保障がされます。一時保育児は主管課にて一括保険加入がなされとおり、怪我治療が保障されますが、保育中に治療が必要な怪我は過去1年間発生しなかったということです。これは、一時保育の子どもは個別に対応することで安定感が保てることから、在園児保育が多少手薄になっても一時保育児の安全性を確保している現状があり、園全体の協力体制の努力のたまものと思いたい。

利用者の月別人数変化について

利用者は、言葉には出しませんが「子どもにわるい」「子どもがかわいそう」という罪悪感があるように思われる。リフレッシュでもなく、誰にも納得できる利用理由があってもです。ですから、打ち合わせでは「大丈夫か」としきりに尋ねる母親の気持ちの根底には「そんな思いまでして子どもを預けたくない」と思っていると理解したい。ところが秋ごろには、おにちゃんの運動会等の催し参加や小旅行といった理由での一時保育利用が増え、家族兄弟の行動範囲の広がりや大人の社会参加への広がりと同時に子ども自身の成長(気候の良い時期に子どもの成長を実感する経験を目の当たりにする等)が一時保育利用者増にあらわれているのではないかと。また、体調が悪くなった時の保護者への連絡では、子どもの様子を案じてすぐにお迎えにこられるのも一時保育の母親の特徴です。

朝子どもの様子がおかしいと思えば、利用を控える等、子どもへの思いが強く喜ばしいと思います。

報告 6

アンケートの職種別回答から

K市で実施している、5園のうち「A保育園」と「B保育園」について調査票を依頼した。A保育園はK市の中心街よりやや離れた地域に位置し、定員120名の園で、現在ある厚生省の示すすべてのメニューを実施する先駆的、意欲的な保育園である。又B保育園はK市C地区に位置し、定員230名の大規模園で創立50年を経過し、時代に応じた保育を実施している保育園である。

一時保育実施園のアンケート調査後の感想を記してみる。

- ・利用者がその日の都合で増減するため、保育者の配置に困っている。
- ・預ける保護者にとっては、一旦登録していれば、何時でも利用できるという安心感があり、自分の行動範囲が広がりとても重宝している。
- ・集団に馴染みにくい乳幼児の場合、当初から一日の保育は無理な面があり、慣らし保育的な期間が必要と思われる(子どもにとって)。しかし、保護者にとっては一日が必要であり何とも悩ましい所である。
- ・経営的には、利用料との関係もあるが、全て正規職員での対応ができる程安定的でない。パート職員での対応だと机上の計算では成り立つが、実際の職員確保が施設側として大変苦慮するところである。
- ・職員確保とも関連するが、年度当初の利用児童数と、年度後半、特に年度末等には相当数の要望に応えなければならず、人事問題は頭痛の種である。
- ・利用のための制度が保育所入所のように厳密でないため、利用する保護者にとってはよい制度であると思う。
- ・異年齢保育が中心なので、保育室が一か所だけでは対応できない。しかし何か所もの保育室確保は現実には出来ないため、子どもの発達過程における適切な対応は出来兼ねる。又保育園の行事に参加してもらう場面等では、

同年齢クラスに入って貰うが、毎日の保育園児と、単発的な一時保育児では統一した行事が出来にくい。

- ・一時保育の行っている保育所の設置場所が限られているため、かなり遠くからの利用者もいて、数的に実施場所を増やす工夫が必要。
- ・核家族の増加で、育児のために心身ともに参っている親がかなりの数いると思われる。施設のあることをもっと大々的にPRして育児ノイローゼ(その一歩手前にいる人も)から解消してあげれる、助け人になってあげたい。
- ・保育者として、母親の身勝手さに苦慮する場面もしばしば出くわす。母親が遊びたい、子ども世話が嫌、子どもが嫌い等々子どもはどうすれば良いのか。しかしその為に虐待を受ける子どもがいることも事実で、只単に身勝手だとも言い切れない。

- ・保護者の不安感を取り除くための努力が大変だった。親と接する時間が短時間(短期間)の為、理解してもらうまでに時間がかかった。

以上のような感想を聞くことができた。両園共、通所児童数の不安定さと、職員確保の困難さを問題点としてあげており、利用料と委託料だけで経営を考えるのは少々無理があるのではないかと感じられた。又、利用者の視点と、保育者の考えではかなりギャップを感じた。

まず、親は利用したい時、何時でも利用できると言う面と、極論ではあるが、育児放棄したい時でも利用でき、論点は違うが、児童の福祉にはなっていると思われる。保育者が親の育児観に問題ありと言っているが、制度がそれを保証するためのものである限り、致し方ないことかなと思う。最終的には現在の保育所で行う保育の中に取り入れて特別メニューでなく対応できる事が望ましいと考える。

報告 7

子育て支援センター事業としての一時保育

N県で一時保育を行っているA保育園を訪問し、園長先生と主任の先生にお話をうかがった。

園長先生のお話は主に次のような内容であった。

本園は、平成5年10月に「子育て支援センター・N」を開設し、相談事業を開始した。現在、この「子育て支援センター・N」の大きな事業には、電話相談、緊急一時保育事業、休日保育等がある。緊急一時保育事業は平成6年4月より実施している。

緊急一時保育事業には非定型的保育サービス事業と緊急保育サービス事業の2つがある。前者の事業は保護者の労働、職業訓練、修学等により断続的に家庭保育が困難となる児童を対象とするものであり、一日あたりおおむね10名の利用人数に限定している。後者の事業は保護者の疾病、災害、帰省、出産、介護、冠婚葬祭等社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭保育が困難となる児童を対象とするものであり、一日あたり2～3名を限度としている。いずれの事業も生後57日目から就学前までの乳幼児を、地域のニーズにより受け入れている。

緊急一時保育事業の子どもについては、①一人一人の子どもの状況がわからないので困ることがある。②通常保育の子どもとの接点で苦勞するなどの点から、現場の職員にとって緊張や負担が大きい。

しかし男女共同参画社会という社会の流れや、地域社会のニーズ、さらに家庭保育を第1にして、多様なニーズに多機能に対応するシステムが必要と考えるならば、今後ますます欠かせない事業である。

ますます多機能になる保育所に関して、保護者はニーズを持ちながら不安も持っている。この不安をサポートし、かつリードできる保育者が必要となる。活動的で、かつ知識的、技術的に秀でている人が求められる。しかし人的な面は、人材確保や処遇という点で不十分であり、今後の大きな課題である。

主任の先生からはアンケートを元に、次のようなお話をうかがった。

一時保育専任の保育士は常勤の形態で3人をおいている。このうち一人が相談業務の補助等で手が離せなくても、残り二人が一時保育の子どもを担当できる。子育て支援センターの中に、

一時保育事業用の部屋として2部屋を設けている。そのため、一つの部屋で低年齢児が午睡している間でも、もう一つの部屋で年長児が過ごすこともできる。

現在のところ、非定形型保育は多い日で13名、緊急保育は毎日3名が利用している。これらの子どもの保護者には、入園時に、通常保育の子どもと同じ「入園のしおり」を渡し、同じように面接している。また日々の受け入れ時には検温も実施している。

育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のためにこの事業を利用している人の中には、市の保健婦の勧めで利用している人もいる。虐待や放置等の懸念がある場合である。この方たちは来られたり、来られなかったりするので子どもの状態がわかりにくい。本園では一時保育を一つのクラスとして位置づけているので、状態がわかりにくい子どもは特に難しい。

二人からこのようなお話をうかがい、次のように感じた。

一時保育を単独の事業として実施するのではなく、「子育て支援センター・N」の事業の一環として位置づけられている点は興味深い。地域の子育てを支援するという大きな観点で一時保育をとらえることで、子どもに対する関わりも安定すると思うからである。一時保育専任の保育士を常勤で3名、かつ一時保育の部屋として2部屋を確保していることは、この安定感の証左であろう。

保護者の持つ不安をサポートし、かつリードできる保育者の必要性を述べられたときには、そのような保育士をどれだけ数多く輩出できているかという点で、保育士養成校の教員として反省した。ニーズ、制度、現場、人材養成がうまく流れることが、望ましいシステムの条件であるといえるであろう。ニーズを受けて制度ができた、ニーズに現場が応えたと考えるならば、人材養成もニーズを反映したものにしなければならない。養成校の責務を痛感した。

私自身、市の保健センターで行われている乳幼児健康診査の心理相談を担当した経験から、第三者の勧めで制度を利用されている方たちが

難しいことは肯けた。制度の目的を知り自ら主体的にそれを利用する方たちには、その制度は効果を持つが、受動的に利用する方たちにはほとんど効力をもたない。様々なニーズを持つ保護者の子どもを受け入れるに当たっては、一時保育の制度そのものを地域にもっと知らせていくことが必要であると感じた。

報告 8

一時保育の意義及び実施方法

一時保育について訊ねた際に、公立では実施していないとの返事が目立った。公立の場合、人的配置が困難なので私立園に依存している、と理由をあげた園長もいた。ここではS区の公立園と社会福祉法人立保育園の一時保育の事例について報告する。

社会福祉法人立の保育園の事例

3時間からの時間受け入れを行っており、保育料は有料である。開設日は、保育園に準じ、日・祝祭日及び年末年始を休む他は開設する。時間は9時から5時までとしているが、理由により保育園に合わせて延ばすこともする。産休明けゼロ歳児から就学前まで一日10人をめどに受け入れている。利用条件は、感染症にかかっていないこと。

保育園在園児（定員60名）と随時行き来はするが、一時保育専用のスペースを確保し、プログラムを別に用意して保育する。職員（保育士）は一時保育の専任（2名）がおり、必要に応じて、クラス担任やフリー保育士たちが応援に加わる形を取る。保育園児用保健マニュアルなど、できるものは適用するが、食事や寝具の扱い、受け入れ時の対応、連絡ノートの記録など、細かい配慮点は別にしている。

開設の動機は、区の方針による部分も大きい。在園児のみへのサービスではなく地域サービスの必要性を感じた園の方針もある。始めて2年目なので地域にまだ充分知られていないが、ニーズは高いと思われ、開設個所が増えること

が望まれる。利用の理由は母親の休息、リフレッシュも含めて多岐にわたる。初めは、親の為の理由で利用するが、子どもが喜ぶから、子どもの為になるから、と利用の理由が変わっていくことも多い。

公立の子育て支援センターの事例

公立保育園を閉鎖し子育て支援センターとして電話相談、子育て教室、子育て広場、短期緊急保育の4事業を実施している。時間は9時から4時30分（火・金は1時30分より）、必要な時間に応じて受け入れを行っており、保育料は無料である。開設日は、月曜日から金曜日。ゼロ歳児から就学前まで時間あたり8人くらいをめどに受け入れる。他の3事業との関係で受け入れ人数は調整する。就労の為、親のリフレッシュの為、子どもが感染症にかかっている、等の場合は利用できない。区民が優先されるが、他区の利用者も受け入れる。医者受診のための理由が最も多い。満員の為申し込みに応じられないことはあるが、原則として緊急の場合は受け入れる。申し込みを受け付けても、利用のキャンセル率が高いことも目立つ。4事業を5人の専任職員が担当し適宜アルバイトが入る。開設4年目であるが、利用者は年々増加（平成10年度月平均47人）している。地域ニーズに応え子育て支援の一環として区の方針で行っている。親が気軽に利用できるように配慮する（細々とした指示を出さないことなど）。子どもにはリラックスできる居場所となるようおもちゃを沢山用意するなど環境を整え、一人一人に対応する。集団のプログラムにあわせた保育ではなく一人一人のペースにあわせた保育であり、保育者は、やりがいと手応えを感じている。公立保育園との人事交流によってここでの体験を保育所に還元することができる。平行して行う他の3事業にも関心がもたれ子育て支援の一環として実施することが出来る。

一時保育のあり方についての共通的意見

一時保育の実施方法は公私の立場により異なるが、処遇のあり方は共通項が多い。

まず子どもに個別に充分付き合うことで、子

どもをリラックスさせることが強調されている。その為には、専用のスペースと、専任保育者の配置が条件としてあげられている。

また、親に対しては、使いやすく（あまり細々と指示や注文を付けないなど）安心できる条件（子どもがよろこんで過ごせるようにするなど）を示すことに力を入れている。

保育の進め方は、一言で云うと保育する側に柔軟性がないと出来ない。当然のことであるが、集団に子どもを合せるのではなく保育を子どもに合わせて行う。保育者には、子どもを受け止める力量と優しさが求められる。質的にも数的にも保育者が必要である。市立保育園の場合は、保育園の通常保育の部分と融通し合うことによって成り立つ事業であるとしており、公立の育児支援センターでは、一時保育は、他の平行して行っている事業と調整をとりながら、受け入れ人数を決めている。

一時保育を実施することの意義として、保育園では、保育園児以外の家庭で育つ子どもの姿にふれることが、保育者にとって、大きな刺激や発見につながる、地域へ貢献出来る、などが述べられている。

報告 9

応じきれない保育への要望

〇市私立A保育園

聞き取り日：2000. 1. 24（月曜日）

回答者：保育士、27歳、保育経験6.75年、

当日の一時保育人数：5人

一時保育は平成3年6月から、行政の要請によって始めた。

1. 部屋について

始めるときは、一時保育用の部屋を用意しなければ許可にならないので、部屋を用意したが、現在は使用していない。空き部屋になっている。その理由は、一時保育利用者の年齢に幅があり、10人の子どもたちが来園したときは一人の保育士では保育できない。乳児さんの場合などは、

一人に授乳して、同時に他の子どもにおしめも替えるということなどはできない。一時保育は子どもたちの年齢がことなる場合が多いので、同年齢の子どもたちのいるクラスに入った方が、子どもたちも落ち着くようである。定期的に週に一度とか利用している場合は、クラスの子もたちともお友達になっている。外国籍の子どもで、健康診断で、集団の中で言葉の刺激を受けた方が良いといわれて利用している場合など、同年齢の子どもたちの方が環境として良い。

2. 利用理由

利用理由は就労が多い。これは1歳児と3～5歳に多い。1歳児の場合はパートさんの場合が多い。3～5歳では、子どもは幼稚園に通園しているのだが、夏休みに定期的、あるいは緊急一時利用が見られる。

3. 登園の様子

聞き取りをしているとき、一時保育利用者の保護者が子どもを預けに来ているときでしたが、保育士に説明を受けないと一時保育利用者か入所者かは全く区別つかないほど保護者が自然に部屋まで子どもをつれて入ってきていました。

4. 入園数

通常保育の定員が90人のところ、98人を4月から受け入れているので、これ以上は受け入れることができないので断っています。それでは何とか一時保育の方に入れてくれませんかという問い合わせがあります。一時保育も、定員が10人ですので、と言って断ることがあります。

報告 10

一時保育の用途の幅広さ

A県下4市町における一時保育についての調査結果概要である。

1. 取り組みの状況

平成2年6月に創設された一時保育事業は、平成6年12月のエンゼルプランに基づく緊急保育対策等5カ年事業の実施により急速に普及した。とはいえ、地方自治体の財政事情等を反映して自治体の独自事業としてはなかなか進展せず、特別保育事業として国庫補助対象に指定されることにより実施されるケースが大半であった。

1) 対象児童

一時保育の対象となる児童は、「延長保育等促進基盤整備事業実施要項」によると、①保護者の就労形態等により、断続的に保育が必要となる児童、②緊急一時的に保育が必要となる児童、③私的な理由等により一時的に保育が必要となる児童としている。この3つのケースすべてを受け入れている保育所を「一時保育の実施園」としているのが一般的である。市町村では、この一時保育の実施園は「指定園」制度の中で「一時保育実施園」と定め、その園のみで一時保育時を受け入れている場合がほとんどである。なかには「緊急一時」の児童については、その自治体内のいずれの園でも受け入れる体制を採っているところもあった。

一時保育の対象児は、園所在の市町村に在住する児童に限られ、多くが登録制を敷いていた。入所の条件として、このほか感染症にかかっていないことが多く挙げられている。年齢も生後7ヶ月児からというのが最も低く、8ヶ月児以上の市町もあった。しかし、緊急の場合は、この枠にとらわれてはいなかった。

実際の入所児は、3歳未満児が大半であり、1・2歳児がとりわけ多い。市町村の担当課が入所定員の少ない1・2歳児については、入所できるまでの期間を一時保育を利用するよう指導しているケースもあった。低年齢児の一時保育利用率が高いのは、こうした別の事情も関係しているようである。

一園あたりの一時保育児の定員数は、ほとんどが10人以下となっている。これも特別保育事業の補助金との関連で定められていると考えられる。しかし、緊急時については10人を超えても受け入れるとしている。年齢ごとに定員は定められていない。

2) 一時保育の実施時期

一時保育事業の実施の時期は、平成7・8年が多い。これは明らかに緊急保育等5カ年事業の補助金を受けての市町村の施策といえる。実施の理由も十中八九が市町村の方針とし、子育て支援の一環と考えているところからも明白である。その一方で、地域住民からの一時保育についての問い合わせはある。とりわけ開発された団地の住民に多い。

3) 保育時間・保育料等

保育時間は、多くが午前8時から午後4時、あるいは午前9時から午後5時までであった。特に必要とされる場合は午前7時30分から午後6時30分までとしているところもあった。開所日は日曜日、祝祭日、年末年始（役所等の休業日の12月29日～1月3日）以外のすべてであった。

保育料は、1日あたり3歳未満児2,000円、3歳以上児1,000円程度が多い。たとえば、3歳未満児2,080円、3歳児970円、4歳以上800円と食費（パン代1食40円、総菜は市町村費により支給）

4) 保育担当者・保育の場所

一時保育の担当者を置いて実施しているところが多くみられた。その多くが正規職員（1名）と臨時職員とを当てていた。通常乳児を保育している園にあっては、看護婦の配置をしている園が多かった。（ただし、看護婦は保育士定員として算定され、特別の配置とはなっていなかった。）

一時保育の場所として一時保育専用の部屋を用意しているところはなく、空き室を一時保育室に一時転用しているもの、一時保育児の状況により、同年齢児の保育室で通常保育児と一緒に保育しているといった形態が多い。

一時保育のための特別なプログラムは組まず、通常保育児と一緒に活動させたり（とりわけ3歳以上児の場合）、その子のしたいことを自由にさせて時を過ごさせているのが実態のようである。

2. 実施の状況

1) 利用人数・利用時間等

月別、年月例別の利用者統計はあまり採られていない。1日あたりの保育時間については概ね把握されているようである。ある園についてみると、4～12月の各月ともに0歳児が5～10人、1・2歳児が50～90人程度であり、夏休み期間には3歳以上児が5～10人程度であった（平成11年実績）。夏休み期間は幼稚園児の利用もある（利用を認めている）。

利用時間については、ほとんどが9時から3時頃までとなっている。断続的な就労のために利用している場合はそれよりも長くなり、午後5時30分頃まで保育することになる。基本的には、一時保育児の受け入れ及び引き取りの時刻については、特別設定せずに利用者の自由に任せているところが多い。ほぼ午前中のみ保育を利用するだけでもよいような場合も、多くは給食を食べ、昼寝をして帰るケースが大半という。

2) 利用理由

一時保育を利用する理由として、「資格の取得・職業訓練」や「就職口探し」が多い。これは時代を反映するものとみることができる。同様に「子どもに保育体験をさせるため」も少子化や、都市化などの影響であろう。子どもの社会性の発達の視点からは、一時保育の利用は便宜的措置としてはいいとしても、抜本的な解決策が考えられるべきであろう。緊急一時の入所では、「母親の出産・入院等」や「家族の看病・介護等」が目につく。緊急とは必ずしも言えないが「上の子の授業参観や遠足」など学校行事との関連での利用は多い。

「わが子が可愛いとは思えない」とか「子どもに手をあげてしまいそうで不安になる」などの心理的な理由から、一時保育を利用しようとする者の増えてきているのも最近の特徴といえる。こうした理由での利用者には、保健センターなどから「一時保育」を紹介されて入所に至った者もあり、他機関との連携の重要性を改めて示唆されるケースもある。

3) 保育上の配慮

保育をする際「保護者との連絡」については、年齢を問わず配慮しているようである。「連絡ノート」を用意している園もある。また、体調

に留意し、事故・怪我などへの対応には特に気を配っている。

低年齢児にあっては、子どもを受け止め、手を握ったり、だっこするなど身体的接触（スキンシップ）に努め、子どもの要求にスムーズに応えるようなあり方（眠いときには眠りやすく、好きな仕方で遊ぶなど）を工夫している。3歳以上児には、なるべく安定して遊べるようにし、好きな遊びにじっくり取り組めるようにしたり、在園児との交流が出来るように配慮もしている。

一時保育の子どもの昼寝については、抱く、おんぶなどして、安心して眠られるような配慮が為されている。

4) 健康等への配慮

一時保育では、その日だけ入所するといったケースも多く、入所児一人一人が安定してその日一日を送るための保育体制をどう組むかが課題のようである。

一時保育児として受け入れる際には、「健康調査票」等に記入を保護者に求め、健康状態等の把握をし、一時保育児が登園する際には園長及び一時保育の担当者が十分に観察する。登園時に体温測定を実施している園もある。それと同時に保護者から口頭又は文書による連絡をもらうことにしている。保育中も顔色、機嫌や食欲等には絶えず気を配っている。他方、母子健康手帳等の提示を求めたり、看護婦・保健婦による健康観察まではしていないようである。一方、健康・安全のマニュアルを作成している園はなかった。保育中に体調に異常をを認めた場合には、保護者に連絡し、引き取りの依頼とするものが殆どで、嘱託医にまず相談等をする園は極めて少ない。

食事について、一時保育児を特別扱いをすることはないが、乳児や低年齢児が多いだけにミルクの状態や離乳食には気を配り、食べやすいよう細かく切るなど手を加えているという。

5) 一時保育児の様子

乳幼児が保育の中で見せる様子は、一時保育の利用理由によりかなり異なっている。断続的な就労等により利用している場合は、「園にくるのを楽しみ」にし、「園内を元気に動き」回って遊び、「子ども同士で遊ぶ」姿も見られ、

昼寝も熟睡し、園の遊具等にも興味を示す傾向が強い。断続的に親が就労する場合には、子どもは絶えず定期的に園に来ることになり、園の状況も知り雰囲気にも慣れ、友達とも親しみを抱くような園生活を日頃しているのであるから、上記のような姿を見せるのは当然ともいえる。

緊急・一時的な事情での入所児は、やはり「保護者との別れ」がつらく、「落ち着かず不安げ」であり、通常保育児等と遊ぼうとはせず、思い出したように泣いたり昼寝では眠りは浅い。ある園長の言によれば、「緊急一時は大変である」という。急にある日突然に申し込まれ、「緊急」であるが故に断りもならず、保育の体制づくりが難しい。その上子どもは極めて不安定で、それを見ていると「気の毒」に思える、という。

心理的負担等私的な理由での入所児は、保育者に抱かれたがるなどの甘えを見せたり、泣いてばかりいたりして落ち着かない子どもが多い。

体験的入所児には、「園内を元気に走り回る」子や、子ども同士でよく遊ぶ子、通常保育の子どもたちに興味や関心を示したり、園の施設・遊具に興味を持ったりする子が多い。保育者に抱かれようとしたり、話しかけてくる子もある。「緊急一時」や母親の心理的負担等で入所してくる子どもたちとは、かなり異なった様子を見せる。

3. 保護者との連携・満足度

1) 親・園の連携

一時保育のための「記録用紙（ノート）」を用意している園はかなりある。その日の子どもや保育の様子を降園時に、殆どの園が口頭では親に伝えているが、その上に連絡帳を用いているところもある。

保護者の悩みなどの相談には入所申し込みの折りや、登降園時に顔を合わせたときに受けているケースが多い。

2) 満足度等

一時保育の実施者側から見ると、「一時保育」全体としてみれば「よく利用されている」と認識しているようである。

利用者の満足度は高いと見ており、その理由

として「子どもの育ちに繋がっている」「保護者の手助けになっている。」さらに、「子育ての不安や悩みの解消になっている」からであるという。

4. まとめ

「一時保育」の制度は、現在の保育所の定型的な保育に対して、かなり柔軟に対応できる、保護者にとっては有効・便利な利用価値の高い保育システムであると言える。断続的就労による利用とされる「非定型」の保育は、就労形態だけでなく子どもの状況に合わせて自由に保育時間等を設定できるし、1日あたり1,000から2,000円程度で1ヶ月最大14日の保育が受けられるわけであるから、条件さえ合えばベビーシッターの利用よりもよい場合はいくらかでも考えられる。

育児の不安に駆られ、疲れきって、そのイライラを子どもに持っていくよりも、一時的に子どもから離れて過ごす機会を一時保育に求めて、自分の時間を思い通りに使い、心機一転して子どもとの生活に帰ることも必要である。少子化や核家族化の余波を受けて、家庭や地域で子ども同士が接触する機会を奪われた子どもたちが、一時的にも保育所を介して遊びを共にすることも「一時保育」の制度を利用すれば可能になる。一時保育は幅広い用途をが可能な制度と言える。

それにも関わらず、今回の調査対象園では利用率は高いというものの、実際はそれほどではなくもっと利用ないし活用されてよい制度である。園の認識と現実との差は、実施園の殆どが一時保育指定園であり、指定園は1自治体当たり2～5園にとどまっているから、指定園あたりでは利用者は多くても自治体全体から見れば僅かな数になる。一時保育制度の利用を増加させるには、まず職員と施設についてのより根本的な検討が必要であろう。その上で、全ての園が一時保育を可能とするように制度の変革が必要となろう。

それより先に、現時点でも自治体内の一時保育実施園間の情報交流も十分ではない状況を改善し、一時保育のノウハウを共有し、問題点を明らかにして、基本的課題を整理することが重

要と思われる。その上で、一時保育の内的事項及び外的事項の整備の方向を打ち出すべきであろう。

報告 11

職員の一時保育に対する理解の必要性

A市B保育園は、一時保育を市の事業として行っている。地域に開かれた園としその責務を果たすべくこの事業に取り組んでいるが、その実態は利用者数があまりいない。広報活動が十分でないためが一番の原因であると考えられる。一時保育の在り方がまだ十分に利用者に理解されていないこと、一時保育の存在を本当に必要な人に伝わっていないこと、一時保育を利用するにあたって子どもという一人の人間を預かる訳なのでその手続きがどうしても煩雑になってしまうこと、等が考えられる。また、職員の一時保育の理解というものが、いままでは、措置児入所児だけを対象に保育してきたこともあって一時保育そのものの在り方に戸惑いを感じているものもすくなくない。

保育については、専用の保育室を用意しているが、受け入れ人数が少ないことや年齢の幅などから一つの保育室、単数の保育士では受け入れ態勢に限界がある。通常の年齢のクラスと一緒に保育する場合、保育の継続性や遊びの活動といったものから一時保育の子どもが溶け込みにくい状況も起こっている。担当保育士が丁寧に接すればその分そのクラスの子どもたちは、場合によっては活動を中止させられることもある。在園児が、一時保育の子どもたちのことを相手の身になって考えることは重要なことである。しかし、この現象が毎日違う子どもが入れ替わり立ち替わり登場していくなれば、受け入れ人数と専用の保育室一時保育担当保育士の数やキャパシティなどの問題について総合的に検討する必要があると思われる。また、全国の一時保育実施の各園での実施状況について工夫している点や長所・短所などの情報があると本園の参考になると思う。

報告 12

県全体の実施

F県の保育所における一時保育の実施状況は、国庫補助事業の対象になっている保育所は7カ所である。これらの保育所は、いずれも各市にある保育所で公立が1カ所、民間が6カ所で、計7カ所である。平成9年度の本県の保育ニーズの調査によると一時保育を利用したいと答えている人は53.1%と高いが、国庫の補助対象になるためには、利用する人数が1日平均6人以上が原則となっているため、この基準を満たす保育所が少ない。そのため、どの保育所でも一時保育を実施していただきたいと考え、国庫補助の基準を緩和して、一日平均3人以上が利用すれば補助するという県単独補助事業を10年度から実施した。この県単独補助事業の対象になっている保育所は5カ所あり、公立保育所が3カ所、民間保育所が2カ所である。その他、市町村事業として実施しているところや自主事業として位置づけて実施している保育所があると聞いているが把握はできなかった。今回調査の対象としたのは、国庫補助または県単独補助事業を実施している保育所9カ所で、その内訳は、公立保育所4カ所、民間保育所5カ所であった。

保育所の受け入れ態勢

一時保育の実施にあたっては、多くの保育所では、環境の安全確保と、預かる子どもの情緒の安定を図るとともに、安心できる保育内容を提供したいと考えている保育所が多かった。

そのため、子どもを一時保育するにあたり、子どものその日の体調などを把握するために、保護者から当日の子どもの健康状態、病気、癇などの子どもの状態を詳細に聞き、保育を実施するときの参考にしていく。

子どもの状態－受け入れ理由による変化

はじめて一時保育として預かる子どもの多く

は、分離不安を起し、保護者が迎えに来るまで、保育士に抱っこされて離れない子どもがいる。

特に低年齢児においてはこの傾向が強い。この場合には通常の保育室でなく、他の子どもたちから離れた別の保育室で保育する方法を導入している保育所が多い。

しかし3歳以上児の場合には、通常保育に興味を示したり、子ども同士で遊ぶことが多いことから、別の保育室で保育する方法よりは通常の保育室に入れて、一時保育の児童が職員に話してきたら必ず受け止めるように心がけるなどできる限り子どもの気持ちや要求を受け入れて情緒が安定するように工夫して保育をしているところが多い。

また、はじめて保育所に受け入れる場合と断続的に受け入れている子どもにおける保育方法も多少異なっている。

はじめて一時保育する子どもの場合には、親から離されて分離不安になっている子どもが多いため、保育所では情緒を安定させることを重点にしているところが多い。しかし、断続的に一時保育をする子どもの場合には通常保育を行っている子どもと一緒に保育を行っている保育所が多い。

このことから、ある保育所は、はじめて保育所で預かることを少なくする意味からも、地域の子育て家庭に対して広報して、育児サークルなどの子育て支援事業に参加をしてもらっている。

また、一時保育した子どもの保護者には、子育てサークルなど保育所の行事の案内状などを出し、できる限り保育所の行事に参加していただくようにしている。

保護者への連絡

一時保育を終え、保護者に一時保育での子どもの状態を伝えることにしているが、この時に、育児についての相談を受けることが多い。

これらのことから一時保育は子育て支援であると考えている保育所が多い。

報告 13

保育士の意識の変化

S市H保育所（公立）

回答者：園長（女性、27歳、保育経験27年）

S市では公立保育所9園中、H園のみが一時保育を実施している。また、民間保育所は4園が一時保育を実施している。S市には、「S市一時保育事業実施要項」があり、一時保育を利用しようとする場合には、一時保育事業利用申請書を提出して登録しなければならない。また、実質的には該当する年齢の通常の保育グループに入って活動を行っている。

・スタート時の混乱

平成8年に一時保育を開始した。スタート時には次に示すような些細なことでも、一時保育を利用する保護者や児童に疎外感を感じさせ、ぎくしゃくしてしまうことになってしまった。

・ オレンジ色の帽子

一時保育で通所してきた子どもについては、事故防止などのためにグラウンドでの活動や散歩時に他の通常の在園児とは異なったオレンジの帽子を使用していたが、疎外感を感じたようで「なぜオレンジ色なの」と疑問を抱かせた。

・ 行事などへの保護者の参加

新年度の入園時、行事などに、一時保育の保護者の参加は求めていなかったが、やはり疎外感を感じさせたようで、参加したいとの要望がだされた。

・ 「コアラ組」の存在

一時保育のグループを「コアラ組」としてグループを独立させたが、なかなか在園児と同じレベルで存在が認識されずに特別の存在になってしまった。

・ 遠足のお弁当

遠足の日、在園児は自宅からお弁当を持参することが常であったが、一時保育を利用している児童には配慮して給食で準備した。それに対して保護者から「クラスに同じように入っているのに別扱いをされて悲しかった」と言われた。

・手続の簡素化

平成 8 年度の一時保育事業を開始した当時は、一時保育を利用する保護者が市の担当課に申し込み認可されるシステムになっていたが、現在は保育所に直接電話で申し込むシステムに改善された。手続きの簡素化により、利用者にとっては一時保育が非常に利用しやすいものとなった。

・利用率を上げるには

H 保育所は、一時保育の利用率が他の民間の保育所の一時保育の利用率に比較して低いが、その理由として①特に乳児の利用率が高い②一時保育のための部屋が準備されていないなどがある。

乳児の利用の場合には、通常の保育の中に組み入れられることが難しくなるケースが多くなり一時保育専任の保育士を配置することになるが、配置されている保育士が 1 名では受け入れ人数には限界がある。また、通常の保育の入所児童と一緒に生活リズムなどさまざまな面で不都合が生じている。利用希望の多い乳児をさらに受け入れるためには、どうしても一時保育専用の部屋が必要になる。

・ニーズに応えるために

S 市の一時保育事業では、週 3 日を限度とする断続的な就労等によって家庭保育が困難な児

童などの枠、また 8 時 30 分から 17 時 00 分の枠が設けられているが、それらが利用を困難にしている。例えば、出産時に利用したくても父親の通勤時間を考えると枠内の時間では利用が困難になってしまう。時間枠の問題も市内 5 園の一時保育実施園が横並びで統一して実施しているので、H 園独自では変更ができない。

地域のニーズが高いだけに、利用者の立場にたって今後さらに利用しやすいシステムに改善していく必要がある。

・保育士の意識の改革

一時保育を実施することによって保育士の意識が変革した。従来の通常の保育では目の前の子どものことだけに目を奪われていたが、地域の子どもの子育てのことについても考える、また行事なども地域の子どもの組み込んで企画することがスムーズにできるようになった。

以上が訪問調査でお聞きした内容であったが、「本当に困ったときにあそこがあって助かった」と言われるような一時保育にしていきたいと結ばれた。実施上の一番のネックは専用の部屋がないことで、職員室も半分は一時保育を利用する子どもの持ち物を収納する棚などに使われているといった現状であった。物理的な部屋の問題、利用するための条件枠の問題、時間枠の問題など、まだまだ過渡期のように思われた。

資 料

資料 1.ビデオ録画による一時保育の状況

資料 2.一時保育実施園の広報資料

(1)一時保育の案内（子育て支援センター）

パンフレット

利用方法

(2)申込書

(3)利用開始時の書類

(4)記録等

(5)預り保育利用券

(6)面接記録

(7)利用料金集金袋

資料 2.自由回答集

資料 3.アンケート用紙

資料 1.ビデオ録画による一時保育の状況

ビデオ録画した資料から一時保育のそれぞれのポイントとなる部分を写真と簡単な説明を加えた

- 1、茶々保育園（埼玉県入間市）
- 2、中原保育園（神奈川県平塚市）

茶々保育園



1. 受け入れ

玄関に用意された一時保育利用者の出席簿。利用した日に保護者がしるしをつける。



2. 受け入れ

乳児室（0，1歳）は登園時に検温をし、その日の体調を保護者と保育者とで確認をする。



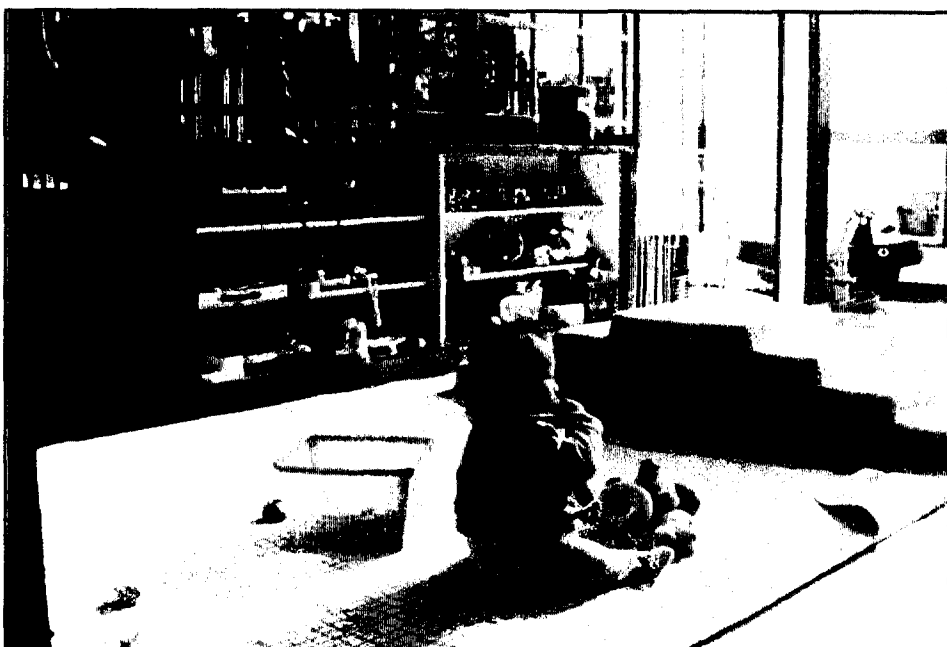
3. 受け入れ

在園児と同じ荷物入れを用意し利用日にはその子の名札をつけ荷物の置き場所がわかるようにしておく。



4. 保育室

畳やジュータン、クッションなどを置き、部屋を区切って落ち着けるコーナーを作ったり、やわらかな家庭的な雰囲気作りをしている。



5. 保育室

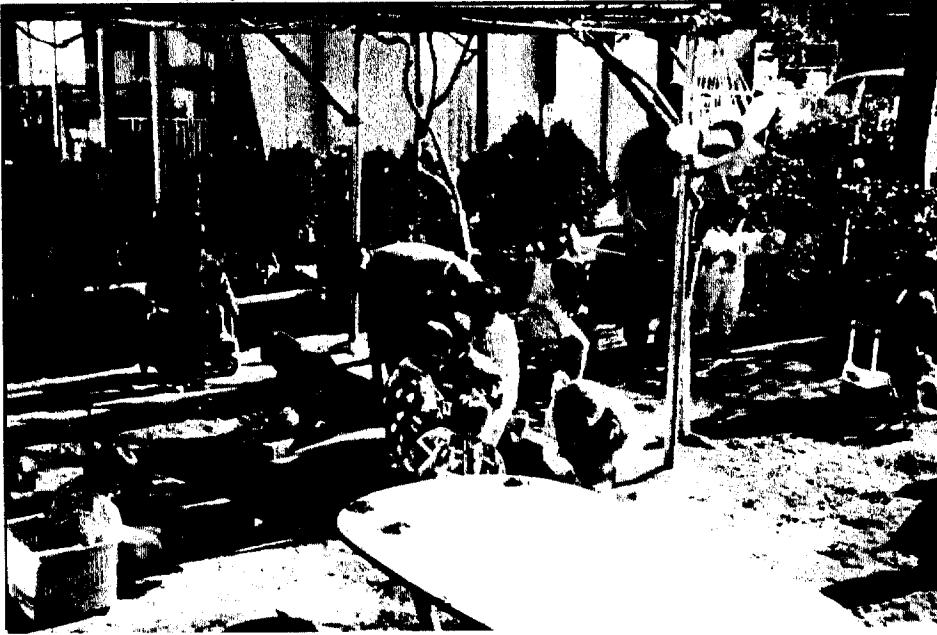
大きめでオープンな棚に子どもたちの興味を引く玩具をならべ、いつでも手に取ることができるように設定している。



6. 遊び

保育者のひざに抱かれることで気持ちが落ち着くと、そばにある玩具に手を出したり、在園児の遊んでいる様子に関心を示すようになります。

茶々保育園



7. 遊び

保育園に慣れないあいだは、保育者に手を引かれ、周りの子どもたちの遊んでいる様子を見たりと、保育者との1対1の時間を過ごします。

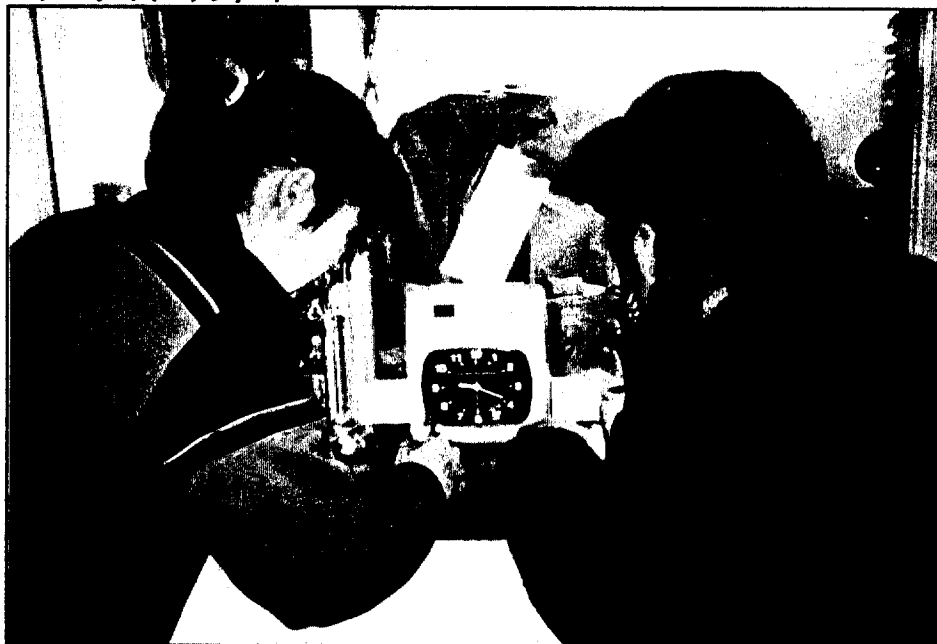


8. 食事

同じ年齢のクラスの子どもたちと同じメニューを用意します。嫌がるときは無理強いせず食べられるものだけにします。

保育のポイント

1. 初めて家族とわかれて集団生活をする子どもが多いので、保育室はできるだけ家庭的な雰囲気作りをする。
2. 初めから園のリズムに合わせるのではなく、まずは家庭の生活に合わせるようにする。
3. 好きな場所で好きな遊びが出来るような玩具の置き方、コーナー作りをする。
4. 受け入れ時にはその日の体調をつかみ、泣いている時に、体調が悪くなったのかその他の理由なのかがすぐつかめるようにする。



1. 受け入れ

名前、年齢、その日の体調
連絡先、保育時間を確認
これらをネームタグに記入し
持ち物につける。
保護者には、保育開始の
タイムカードを押しても
らう。



2. 受け入れ (0歳児)

0歳児の場合は、名前、年齢
その日の体調、連絡先、保育
時間の他にミルク、離乳食の
状況も確認します。



3. 受け入れ

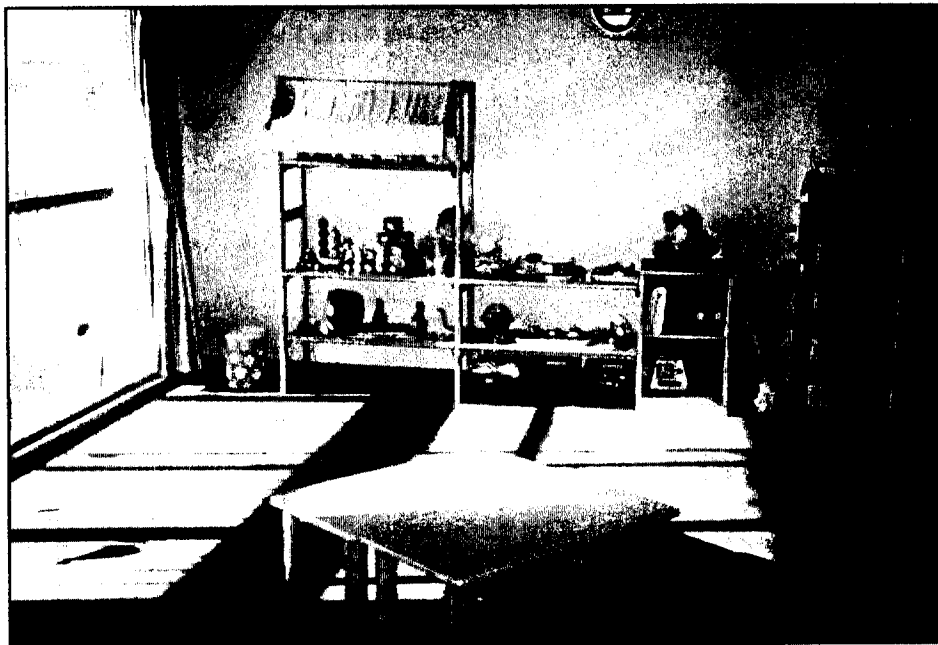
名札、一時預かり用リボンを
つけたら保育室へ

中原保育園



4. お父さんとバイバイ

少し不安そうなMくん。
保育者がしっかりと抱きしめます。



5. 一時保育用保育室

初めて保育園に来た子ども
たちが手を伸ばしたくなるよ
うな遊具や、パッと目を引く
色使いの玩具を用意して
いる。



6. 遊び

在園児が大型ブロックによじ
登って遊ぶ姿を見ているMく
ん。他児の遊ぶ様子をうか
がっています。

中原保育園



7. 遊び

Mくんはしばらくすると、自分から手を出して遊ぶようになりました。砂場と車のおもちゃが気に入ったようです。



8. 食事

同年齢の園児グループに混じって、給食を食べます。

保育のポイント

1. 一時保育専用の保育室を設けているが、できるだけそれぞれの年齢のクラスで受け入れ、在園児との交流をはかっている。
2. 一時保育利用児は、初めて親から離れる子どもがほとんどなので、別室で一時保育利用児だけが隔離されてしまうより、同じ年齢の子どもたちの中の方が気もまぎれ、遊びにも入りやすく安定した時間を過ごせる。
3. 園のリズムに合わせるのではなく、出来るだけその子の合わせて過ごせるように心がける。

資料 2.一時保育実施園の広報資料

訪問した一時保育実施園から提供された次の資料を掲載する

(1)一時保育の案内（子育て支援センター）

パンフレット

利用方法

(2)申込書

(3)利用開始時の書類

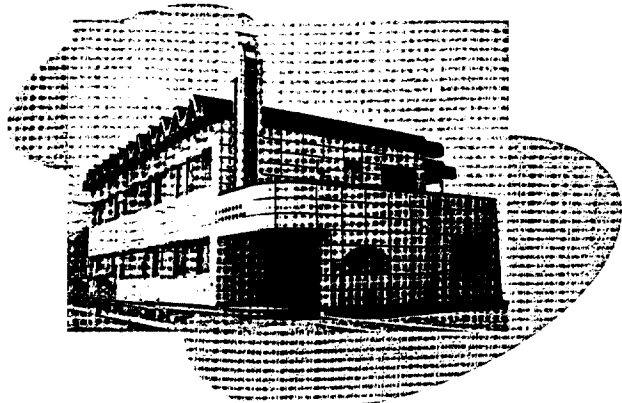
(4)記録等

(5)預り保育利用券

(6)面接記録

(7)利用料金集金袋

一時保育のご案内



社会福祉法人 発寒子どもの園
札幌市二十四軒南保育園
 〒063-0801 札幌市西区二十四軒1条4丁目2番6号
 TEL (011) 631-8616
 FAX (011) 631-8617

守ってほしい事

- ※ 緊急な時の連絡先はかならず明確にお知らせください。
- ※ 登園時間とお迎え時間は守ってください。
- ※ 必要書類は遠やかにご提出願います。
- ※ お迎えの人が違う場合は必ずご連絡を下さい。
- ※ 別紙記載の持ち物は必ずご用意ください。

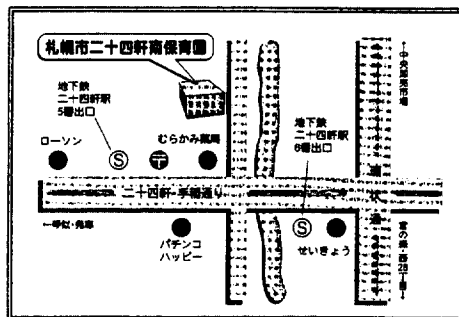
園との約束事で許可できない範囲の問題が起こった場合には、以後の利用をお断りする場合がありますので、ご了承下さい。

<子供の保育園での生活>

時刻	生活の流れ
8:00	登園・健康視診・あそび 自由あそび
10:00	クラス別保育
11:30	昼食
13:00	午睡
15:00	おやつ 自由あそび
18:00	保育終了

※毎月1回、厚生労働省指定の保健師による健康診断を行います。
 ※毎月1回、保健師による健康相談を行います。
 ※毎月1回、保健師による健康相談を行います。
 ※毎月1回、保健師による健康相談を行います。

保育園附近の見取図



一時的保育事業のご案内

好評につき一時保育の
 利用範囲が広がりました。

こんな時にご利用下さい。

1. 非定型的・・・週3日のパート就労のため、習い事、通学のため断続的に家庭保育が困難となる乳幼児を対象とする保育。(12日/月が限度)
2. 緊急保育・・・保護者の疾病、出産、冠婚葬祭、親の介護等社会的にやむを得ない事由での一時預かり。(一日単位での保育(15日/月が限度))
3. 私的理由による保育・・・上述以外で、引越し、講演会・コンサート・PTA参加、職業活動による休みの為、都合、あるいは常時預けている祖父母の都合等の為など私的理由による一時預かり。(一日単位での保育(15日/月が限度))

※利用者が混み合っておりますので事前にお電話でご確認下さい。 ☎52-0469
 ※対象乳幼児は、生後6ヵ月～就学前の児童(幼稚園児)

一時保育の利用料について

- ◎子どもさんのおやつや食事の準備・職員配置のため、できるだけご利用になる前日までに予約して下さい。万全のスタッフで保育にあたりたいと思っておりますので、ご協力をお願いします。
- ◎平日(月曜日～土曜日)は、午前8時30分から午後5時30分まで開園しております。
- ◎年末年始の開園は1月1日～1月3日、12月28日～12月31日

	名園市在住の方のご利用			名園市以外の方のご利用		
	単 位	年 齢 区 分	金 額	単 位	金 額	給 食 代
非定型的保育	1 日	2才以下	1,600円	食事、おやつ代含む	—	—
		3才以上	1,400円		—	—
緊急保育	4時間以上	年齢区分なし	1,600円 900円	4時間以上	2,200円	食事、おやつ代含む
私的理由保育	4時間以内			1,100円		
保育時間	午前8時30分～午後5時30分まで ※上述以外の時間もご相談に応じます。					
ご用意していただくもの	① 当園所定の申請書・健康保険証・印鑑・母子手帳(1才未満児のみ) ② 衣類着替えを上下3組 (お昼寝のためのタオルケット1枚もご用意下さい) ③ タオル 2枚(1才以下は3枚) ④ 汚物入れの袋 1袋(スーパーの袋でも結構です。) ⑤ 「おむつ」の必要なお子さんは「おむつ」と「カバー」3～4組(紙おむつでも結構です。) ⑥ 愛用の粉ミルク(一日の分量) ※当園では乳食の用意がありますので、来園の際にお申し付け下さい。					

☆ 月曜日～土曜日 午前8時30分から午後5時30分まで

◆ 子どもを預ける時の心構え ◆

毎日登園するお子さんは、慣れるために少しずつ時間をのばしてお預かりする方法をとっております。

一時保育のお子さんも、慣れるまで不安と恐怖で大変な心境だと思えます。職員と十分に話し合いをし、お預け下さい。

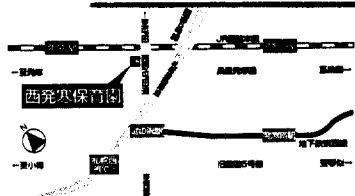
保育内容などについて

- 保育の内容は できるだけ年齢別に一般園児と合同で保育をします。
- 給食は 3歳以上のお子さんは主食をご用意ください。
- お昼寝は 一般の園児とお昼寝をしていただきます。
- 保育中の事故は 園で一時保育用の保険に加入しています。
- 行事の時は 遊戯会や親子遠足など参加が難しい場合があります。
- 持ち物などは 詳細は別紙で説明いたします。

決める事について

- 登園時間とお迎え時間は守って下さい。
- 必要書類は速やかにご提出願います。
- お迎えの人が違う場合は必ずご連絡下さい。
- 別紙記載の持ち物は必ずご用意下さい。

園との約束事で許容できない範囲の問題が起こった場合には、以後の利用をお断りする場合がありますので、ご了承下さい。



お問い合わせは

西発寒保育園

〒063-0829 札幌市西区発寒9条11丁目1番20号
TEL (011) 661-8464



社会福祉法人 発寒子どもの園
西発寒保育園

一時保育とは

保育園の入園要件を満たさない就学前のお子さんで、

- ① 保護者の短時間労働などで週3回までの保育を必要とする
- ② 保護者が病気や急用などで緊急に保育を必要とする
- ③ 育児に伴う肉体的、心理的負担などを解消したい

上記のようなケースに直接保育園へ申し込む事で利用ができます。

当園の一時保育は

上記の①～③のようなケースのお子さんで

- ・ 1歳6ヶ月から6歳(就学前)の健康なお子さんが対象です。
- ・ お預かりできる時間は午前8時30分から午後4時30分までです。
- ・ 1日にお預かりできるお子さんは6人までです。
- ・ 利用申し込みは直接、当園にて前日の午後3時まで受付いたします。ただし、緊急な場合には午後6時まで受付いたします。
- ・ 利用できない日は 日曜日、祝祭日、8月13日～8月15日、12月30日～1月5日(園の行事などで上記のほかにお預かりできない日もあります)

利用料は

〈利用料の日額表〉

区分	①と②のケース	③のケース	給食費
3歳未満児	2,000円	2,700円	300円
3歳以上児	1,200円	1,600円	

- ※ 利用料は利用当日の来園時に頂きます。
- ※ ①と②のケースについては家庭の事情による減免措置があります。
- ※ 利用料の時間割り引きはいたしません。
- ※ 当日はなるべくおつりのないようにご協力をおねがいします。

利用までのながれ

- 利用の相談 (午前9時30分から午後3時まで受付しますので直接ご来園下さい)
- ↓
- 利用の調整 (1日の定員が6人のため、園で人数の調整をします)
- ↓
- 利用者決定 (前日の午後6時までに電話でご案内いたします)
- ↓
- 一時保育の利用 (午前8時30分から9時30分までにご来園ください)

利用に必要な書類は

申込書、児童票、健康状況(園で用意しています)

【確認のために】

- ① のケースは
利用理由に合った証明書類が必要です。
〈例えば在職証明書や要看護(介護)状況を証明する診断書など〉
健康保険証をご提示して頂きます。(園で複写します)
〈保険証の提示が不可能な場合は住民票でも結構です〉
- ② のケースは
傷病、災害、事故、出産、看護、介護、結婚式、葬儀などが理由で緊急に保育を必要とする場合であり、最長は1ヶ月以内の利用です。
- ③ のケースは
私的理由による保育園の利用です、原則として週1回の利用とします。

利用料の減免とは

生活保護世帯と市民税非課税世帯の方に限り免除いたします。
〈保護決定通知書、最新の課税証明書をご提示して頂きます。(園で複写します)〉
ただし、上記の方でも他市在住、③のケース、給食費は免除対象外です。

緊急連絡先について

どのようなケースの利用であっても、必ずどなたか関係者に連絡がつき、対応できるよう連絡先は明確にお知らせください。(大切な約束事です)

☆パートや急病でも安心！ みんなで楽しく子育てしましょう！！
いずみ保育園の「一時的保育事業」

一時的保育事業

保護者のパート労働や疾病等により、一時的に保育を必要とする乳幼児のための事業です。

対象児童

年齢が（入園する月の初日現在で）満4カ月から就学前の乳幼児



事業の種類

- 非定型的保育サービス事業
保護者等が労働、職業訓練、就学など、断続的に家庭保育が困難になる乳幼児
原則として、平均週3日以内
- 緊急保育サービス事業
保護者等の疾病、災害・事故、出産、看護・介護、冠婚葬祭等社会的な事由により緊急一時的に家庭保育が困難になる乳幼児
- 私的理由による保育サービス事業
保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、家庭保育が困難になる乳幼児
リフレッシュで楽しい子育て

保育時間

時間	平日	午前8時30分～午後4時30分
	土曜日	午前8時30分～正午

※特別な事情のある方は園長にご相談ください

保育料等

年齢	保育料（月額）	給食代 主食代 も含む	半日	給食代 主食代 も含む	3時間以内	給食なし
0・1・2歳	2,000円		1,200円		1,000円	
3歳以上	1,500円		900円		800円	

支払方法	非定型的保育サービス	1カ月ごとに保育園へ納付
	緊急保育サービス及び私的理由による保育サービス	継続する場合は1カ月ごとに保育園へ納付 ・1日だけの場合は当日に保育園へ納付

医療費

保育期間中の負担等による通院医療費は、保険の範囲以外は保護者負担となります。

※その他詳しくは、いずみ保育園（☎32-6123）又は市役所 児童福祉課（☎54-8172）へお問い合わせ下さい。

保育園での保育

保育園は0歳から就学前の6歳までの子どもを保育しています。母親のもとを離れて過ごす乳幼児が情緒的にも安定して過ごせるような温かい配慮のある保育内容と、乳児や幼児との交流の中でふれ合いを大切にしています。そのため、いずみ保育園では一時的保育の乳幼児も同年齢の乳幼児と共に保育します。看護士さんも子どもたちの体調を見守っています。

一日の生活の流れ

保育園では主にこのようにして一日を過ごします。

8:30

登園（視診・触診）
排泄（手洗い）
あそび

- 笑顔であいさつし、あたたかむかえます。
- 体温、顔色、機嫌をみたり、家庭からの連絡を受け、連絡を重視しています。
- 自分でしようとする気持ちを大切に、又、自分でできることに自信をもたせながら習慣づけていきます。

9:30

おやつ（牛乳・菓物）
3才未満のみ
あそび

いろいろな道具を使って遊ぶ
リズムあそび、手あそび、集団あそびなどで遊ぶ
お話、絵本などに親しむ
散歩、園外保育などで自然にふれ遊ぶ
いろいろなものを作ったり描いたりして遊ぶ

- 出席確認 — 給食を準備します
- みんなで「お早うございます」 — 元気に体操

11:30

給食（手洗い・歯みがき）

- 安全でおいしい手作りの給食で良い食生活を身につけます。
- 食育へみんなそろって楽しい雰囲気の中で食べられるよう配慮します。

13:00

あそび（3才以下については午睡）
おやつ

- 絵本を見たりお話を聞いたりして気持ちをわかちあえようお話をまちます。

16:30

降園

- 心身の健康チェックをして見送ります。



ご案内

一時保育とは・・・

- ・ 非定型的保育
保護者の短時間・断続的労働などで、原則として平均週3回程度の保育を必要とする。
- ・ 緊急保育
保護者の病気・出産・介護・冠婚葬祭等、緊急に保育を必要とする。
- ・ 私的理由による保育
保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する等の一時的に保育を必要とする。

以上のような理由のある方が保育園へ直前申し込みにて利用することができます。

対象となるお子さん

1歳から就学前までの原則として健康なお子さんです。

定員

1日にお預かりできるおさんは10人程度です。
年齢の低いおさんの利用が多い日は、10人までお預かりできない場合もあります。

保育時間

毎日午前8時から午後6時までで、この時間内に家庭で保育できない時間を対象にします。

利用できない日

日曜日、祝祭日、8月13日～8月16日、12月30日～1月5日
このほか、園の行事などでお預かりできない日もあります。

給食

保育園の給食を利用することができます。
ただし、1食当たり実費として300円をご負担いただきます。

健康管理などについて

保育園内で、発病したり、事故があった場合は、応急の処置をとり、保護者の方に連絡しますので、緊急時の連絡先を確保していただくことが必要です。（園で一時的保育用の保険に加入しています。）

その日の健康状態で、保育園でお預かりが困難と判断された場合は、保育をお断りすることがあります。（健康状態により、診断書を提出していただく事があります。）

利用料

利用料は1日単位で、それぞれ次の料金をご負担いただけます。

		利用料（月額）
非定型的保育サービス及び緊急保育サービス	3歳未満児	2,000円
	3歳以上児	1,200円
私的理由による保育サービス	3歳未満児	2,700円
	3歳以上児	1,600円

（月の最後の登園日におつりのないようにお支払い下さい。）

利用申込み手続きについて

他のおさんの年齢構成によっては、お預かりできない場合もありますので、1週間前までにはかならず、園に電話などでお問い合わせください。

- (1) 全ての方にご持参いただきたいもの
健康保険証 母子健康手帳 ご印鑑
- (2) 全ての方に保育園でご記入いただくもの（用紙は、保育園に備えてあります。）
利用申込書 児童票
- (3) 生活保護世帯と市民税非課税世帯の方は、保護決定通知書、最新の課税証明書を持参ください。（園で複写します）
- (4) 非定型的保育サービスをご利用の場合は、ご家庭で保育できない理由を示す、在職証明書、事業稼働申告書や診断書をご提出いただけます

その他

非定型的保育をご利用の方は週3回までの利用ができます。
緊急保育をご利用の方は、最長で1ヶ月以内の利用です。
私的理由によるご利用は、原則として週1回の利用です。

「子育ては母親だけの責任」なのではないか。

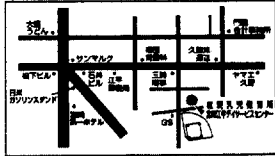
昔は、子どもの育ちに両親の他、祖父母や年長の兄弟、近所の大人たちと、さまざまな人々が関わっていました。核家族化が進むとともに、子育ての責任が母親だけに押しつけられるようになります。

子どもは、色々な性格や考えを持った大人たちと出会い、同じ年代の子とも一緒に遊びあうことで、社会の一員として育ちます。また、親は色々な人々の手助けや支えがあってこそ、子どもの「生」に自分の「生」を響かせ、楽しく子育てできます。

親がわが子だけを見ていたら、子育ては楽しくありません。隣同士が手をつなぐだけで、いっへんに子育てが楽しくなります。子育ての悩みを誰かとわかちあえたら、悩みすら楽しいものに変わります。子育てを必死で白うのではなく、「ちょっとこの子を預けてリフレッシュ」とできたら、また新たな気持ちで楽しく子育てができると思います。

子育て支援センターは、子どもたちが生き生きと生活できるように、そして子育てが楽しいと思えるように、地域の子育て、子育てを応援します。

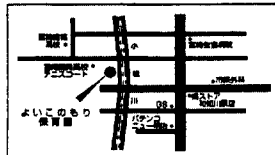
☎27-4624 権現乳児保育所
☎31-5565 宮崎江平デザインサービスセンター



子どもは一人で育たない。母親は一人で育てられない。だから...

権現乳児保育所とよいこのもり保育園の子育て支援センター

☎29-0077 よいこのもり保育園



時間延長保育
午後7時までの時間延長の保育をいたします。突然延長が入った、急用先がなくなった、遅く入ったなど、いつも決まった時間にはならないものです。電話一本で午後7時までの時間延長の保育が受けられます。

育児相談
乳児期から就学児童までの心や体の発達のことや子育てで悩んだらご相談ください。専任と育児相談員がご相談をお受けします。

緊急送中入所
保育所に入れるのが月だけだったら大変！保育所入所を考えて子どもを誰も預かる場所がない場合、月がかりで入所が可能です。月に限りがあるので早めのご連絡を！

高齢者との交流(デイサービス)
高齢者が可能な限り住み慣れたこの地域で家族や近所の人々と共に生活の一環として、暮らしをいっしょに暮らすため、この施設が社会の一員を担う事ができるなら部外の手立てです。

夜間保育(遅寝1時30分まで)
日曜、祝日保育(午前8時から午後10時まで)

子どもをもって働くお母さんの親戚の支援から平成6年に夜間保育所(定員30名)として設立。以来、地域の人の利用も多くなり平成8年に定員を60名に変更。

乳児保育(園休明けから育児休業明け保育)
産後8週間からの子どもとママの育児をひとりの指導やサポートに応じてお母さんと共に育てています。ミルクや母乳、しつけなど悩みも一緒に解決していきます。

送中入所
育児休業が明けた、引っ越しして来た、勤務先が変わった、臨時休みの日など、多様な条件が重なって通常の保育所では預けてもらえないとき、ご相談ください。

長時間・夜間保育
保護者の勤務時間が長かったり勤務先が遠くても、美しく子どもと遊びながらお迎えを待ちます。また、施設などで保育いたしません。午後10時までにはしっかりとした保育でお迎えを待ちます。

一時の保育
保護者の病気、老人の介護や家族関係、引っ越し、あるいは調子が悪くなったなど、多様な条件が重なって通常の保育所では預けてもらえないとき、ご相談ください。

低学年児童の保育
小学校に入らずにお母さんの帰りを待つまでは預かる長いものです。お母さんに代わって電話をして預かります。この子どもたちが共に生きる地域社会の一員として育ちたいと願っています。

子育て支援センター

お母さん!ひとりで悩まないで!

子育て相談

子育て中のお母さんの不安や悩みを一緒に解決します。育児相談、実情のことや育児相談を希望するから受けられます。

毎月1回
第3水曜日「権現乳児保育所」午後2時30分から1時間 無料 要予約
第4水曜日「よいこのもり保育園」午後12時15分から1時間 無料 要予約

みんなと一緒に遊ぶ時間

幼稚園や保育園に通っていない子どもたちが園児と一緒に遊べる時間です。育児相談、実情のことや育児相談を希望するから受けられます。

毎月1回
第3水曜日「権現乳児保育所」午後2時30分から1時間 無料 要予約
第4水曜日「よいこのもり保育園」午後12時15分から1時間 無料 要予約

実家の父が入院したけど、この子置いて看病に行けない

一時的保育事業

祖父母や家の人の病気、事故などで、緊急に保育が必要になったときの緊急一時保育/週2~3回のパート就労や仕事などで保育が必要になったときの特定型保育/ボランティアや文化活動参加など地域の社会参加のための育児フレッシュ保育/があります。

月曜から日曜(祝日も可)
午前8時から午後10時まで(原則として8時開園-延長保育あり)有料

保育所のプールで泳ぎませんか?

地域の幼児にプールを開放します。子どもが小さいと大きなプールは心配でなかなか連れて行けない。毎日ビニールプールではちょっとかわいそう。そこで、子どもたちの大きさにあった保育所のプールを利用

7月10日から8月末まで(毎週土曜日、午後1時半から5時半、雨天中止。プール以外の施設開放事業にも今後随時取り組めます。

プール開放・施設開放事業

ひくは早くお母さん気分!!

これからお母さんになるあなた、ミルクの作り方、おしめの交換、赤ちゃんの抱っこ、哺乳瓶など、ここに来てちょっと体験してみませんか。

専任・専任のお母さん、休職中のママ、お友達と一緒に遊びませんか。ここで生活しているママさんたちと一緒に遊んでほしいです。保育所の施設ももちろん使えます。

土曜日を隔て、午前9時半から12時まで、有料

ちよっとママ体験スクール

その他活動

たくさんの人と人が互いの思いを共有しながらあそぶことができる。そんな中で、いろんなことを感じる事ができたら、そこでふれあう広場として、色々なことを試みます。

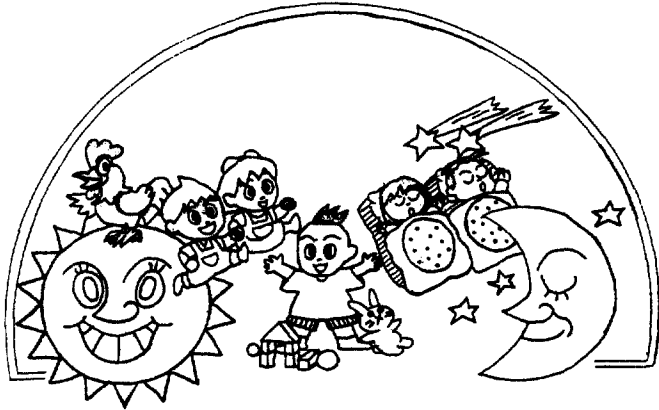
満足 (5月-11月)
バザー (9月)
発表会 (9月)
うんどう会 (10月)
内容については、その場、順の掲示などでお知らせしています。

低学年児童保育

＜キャンセルの場合＞

- ①当日キャンセルをお申し出になった場合、昼食、夕食をそのつもりで準備していますので、食事代はお返しできませんのでご了承ください。
- ②申請された時刻に合わせて職員を配置しますので、登園は申し込まれた時刻をお守りください。登園時刻を変更になった場合は返金できません。
- ③10時間の保育を希望されており、その日になって早くお迎えが来られるようになり、8時間以内の保育になった場合、2時間分の超過料金はお返しします。
- ④夜間の部の保育を希望されており、予定より早くお迎えに来られた場合は、夜間の保育料金はお返しします。

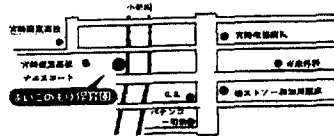
一時保育のご案内



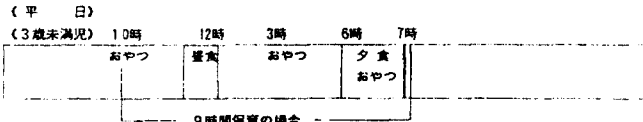
☆月曜～土曜 午前8時から深夜2時まで
 ☆日曜～祭日 午前8時から午後10時まで

この事業は宮崎市の一時的保育の補助事業です。

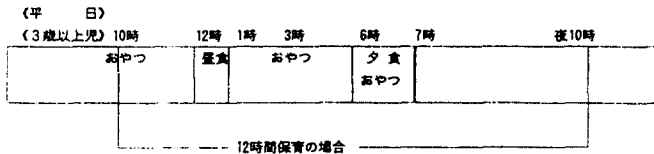
社会福祉法人順真会
よいこのもり保育園
 電話 29-0077
 宮崎市和知川原町3丁目13-1



平日月例



3歳未満児童基本料金・1,800円
 1時間の延長保育料・・・200円
 昼食の御飯代(米)・・・100円
 午後6時のおやつ・・・50円
合計2,150円



3歳以上児童基本料金・1,400円
 4時間の延長保育料・・・800円
 昼食の御飯代(米)・・・100円
 夕食代・・・400円
 夜間保育料・・・600円(7時～10時・200円×3時間)
合計3,300円



休日の3歳未満児童基本料金・2,800円
 夕食の御飯代・・・100円
 夜間保育料・・・600円(7時～10時・200円×3時間)
合計3,500円

昼間・夜間の一時保育の利用料について

- ☆子どもさんのおやつや食事(昼食・夕食)の準備・職員配置のため、ご利用になる2日時の正午までに予約してください。万全のスタッフで保育にあたりたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。
- ☆平日(月曜～土曜)は、午前8時から午前2時まで開催しております。
- ☆休日(日曜・祝祭日)は午前8時から午後10時まで開催しております。
- ☆昼間保育と夜間の部保育との継続の利用が可能ですが、午後7時を過ぎると夜間の利用料が必要で、午後7時を超える場合は日中が8時間以内であっても夜間料金が加算されます。
- ☆保育時間は1日8時間を原則として保育の時間延長を希望されるときは、時間延長の保育料金を納入ください。さらに午後7時を過ぎますと夜間料金が必要になります。

	平日の場合の利用料金(8時間)	休日の場合の利用料金(8時間)
8時間の利用料	3歳未満児童・・・1,800円 3歳以上児童・・・1,400円	3歳未満児童・・・2,800円 3歳以上児童・・・2,200円
1時間延長利用料	30分～1時間以内 200円	30分～1時間以内 300円
夜間保育利用料	午後7時～午後10時 1時間 200円 午後7時を基点 午後10時～午前2時 1時間 300円	午後7時～午後10時 1時間 200円 休日(日曜・祝祭日)は午後10時で保育終了
午前と午後のおやつ(無料)	3歳未満児童は、午前と午後3時におやつが提供されます。 3歳以上児童は午後3時のおやつが提供されます	左に同じ
午後6時のおやつ(有料)	午後6時過ぎまで利用される方 50円	
食 事 (昼食・夕食)	食事は、昼食・夕食のいずれか一食になりますが、ご飯代(米)100円が必要ですが、両方とも必要な方は、昼食のご飯代(米)が100円と夕食400円が必要になります。 ご飯だけの弁当持参でも結構です。	左に同じ 両方とも必要な方は、おかずも入った昼食の弁当をご持参ください。 夕食の必要な方は、ご飯代(米)100円が必要になります。 ご飯だけの弁当持参でも結構です。
ご用意していただくもの	①健康保険証・印鑑・自動車の免許証・母子手帳 ②お昼寝、または夜間の睡眠のための寝具(夏はタオルケットとバスタオル) ③手拭きタオル ④衣類着替えを上下3組 ⑤汚れ物入れのビニール袋(スーパーの袋でも結構です) ⑥「おむつ」の必要な子どもさんは、「おむつ」と「カバー」 の乳児(0歳児)はおしぼりタオル	

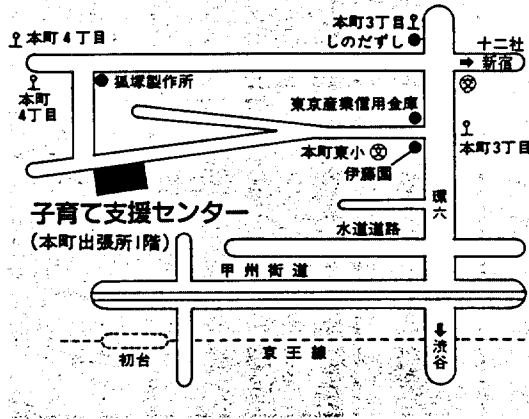


お問い合わせ・ご相談は
いいこに
0120-03-1152
※ご利用に際しては、全て無料です。

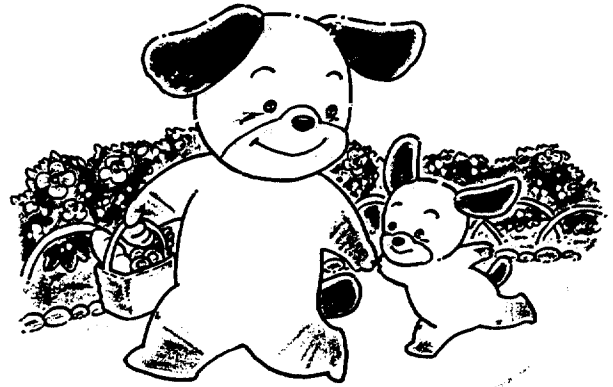
子育て支援センター

お母さんたちの子育て、応援します。

周辺交通案内図



- 交通 ●バス本町三丁目下車徒歩5分
(渋谷←中野……中野坂上経由)
- バス本町四丁目下車徒歩3分
(新宿←永福町)
(新宿←中野車庫)
(新宿←佼正会聖堂)



渋谷区本町4-9-7
(本町出張所1階)

子育て支援センターでは、お母さん達
の子育てを応援します。
お気軽にご利用ください。

たとえば

- ・社会参加したい。
情報交換の場がほしい。
- ・リフレッシュしたい。
- ・子育ての勉強をしたい。

- ・歯医者に行きたいけど
小さい子がいていけない。
- ・家族の病気やケガで入院
手続きや準備をしたい。

- ・育児書通りにいかない。
- ・子供といるとイライラする。
- ・食べない、夜泣きを
する。
- ・友だちと遊べ
ない。

- ・話し合える友だ
ちがほしい。
- ・遊び場がほしい。
- ・同年齢、異年齢の
子供とふれあいた
い。

電話・面接相談

子育てで困っていること
や悩みをお電話ください。
(相談時間
月～金 9:00～4:30)



短期緊急保育

一時的にお子さんをお預
りします。
<特別>
冠婚葬祭、傷病など
月～金 9:00～4:30
<その他>
通院、官公庁等手続きなど
火・金 1:30～4:30

子育て教室の開催

親子で参加できる講座を
開き、子育てについての
情報を得たり話し合いを
します。(年9回実施)

子育て広場の開催

親子で遊びに来てくださ
い。子どもを遊ばせなが
ら、お母さん同士の交流
の機会を広げましょう。

(月～金 9:30～12:00)
及び
月・木 1:30～4:00)

園児募集



・病院に行きたいけど子供連れでは
 ・冠婚葬祭のお付き合いがあるけど…
 ・子供どうして遊ばせたいなあ～
 時にはママもリフレッシュ！



沖縄市 一時的保育事業

1、対象児	生後6ヶ月から就学前の児童		
2、入園条件	・保護者の仕事の都合で(パート等)一時的に保育が出来ない場合 (週3日) ・保護者が傷病、事故、出産、介護等で (月15日) ・育児負担を解消するため、リフレッシュしたい時、行事への参加の時(週1日)		
3、保育時間	午前 7:30 ~ 午後 6:30		
4、保育料金	一日保育	午前(7:30~6:30)	1300円 (給食 おやつ含む)
		午前(7:30~1:00)	700円 (給食のみ)
	半日保育	午後(1:00~6:30)	600円 (おやつのみ)
※ その日でお支払い下さい。			
5、受付場所	沖縄市 児童家庭課 (☎ 939-1212)		
6、必要な物	印章 健康保険手帳 申請書		

※ 詳細は 沖縄市児童家庭課 へお問い合わせ下さい。

児童福祉法改正の趣旨を十分に踏まえた上で、乳幼児の福祉を積極的に増進した民間保育園をイメージして清水町の子育てを支援します。

保育園の役割

- ★乳児保育…産休明けから2才未満までの乳児の保育
養護を中心とした生活を保障し子どもが健康で安定した情緒が育つよう助育の立場で家庭を支援
- ★児保育…2才から就学前までの幼児の保育
養護と教育の両面を考慮し、子どもの生活の場としての保育環境を整え、知育・体育・徳育・食育が育つ育つに取り組む(異年齢保育、年齢別保育)
- ★障害児保育…様々な障害を持った子ども達の療育支援と健常児との統合保育を行う
(知的障害、自閉症、ダウン症他) 関係機関と連携をはかる。心身障害児教育治療連携センター「ムーブメント教室」に月一回母子と保育士が共に参加し、療育と保育を学ぶ
- ★時間外保育…母親の就労の都合を考慮し、早朝7時から午後7時までの保育を行う
- ★一時的保育…地域の中で保護者が突発・出産・事故・冠婚葬祭等で家庭保育が困難になった場合、緊急一時的に預かりが必要な時間保育を行う

子育て支援センターの役割

- ★育児相談
子育てで悩んでいる事(しつけ・養育・栄養・心身障害等)をだれでも気軽に相談を受け付ける(登園、登園後3時～11時、月11:00) 保健師・医師・相談員と連携をとる
- ★子育て情報提供
・開放保育
月一回園庭を開放して在園児とのふれあいの場を提供する
・子育てサークル(子育て支援会等)と他園との情報交換の場とする
・子育て講演会
子育ての手助けを支援するために専門家を招き講演会を行う(年5回)
- ★地域交流
*とびり保育
園の楽しい行事(夏祭り・運動会・クリスマス会)に案内し楽しんでもらう(未就園児)
*ふれあい保育
障害児(者)や施設の方と交流する(お母の会・コーン・絵巻・絵巻・お母の会)
*シルバー保育
いきいきふれあいサロン(91-7474)の老人の方を保育(小学生・中学生)
*子育て行事
本園児行事に連携したり、園児との交流活動を行う(年5回)
- ★育児図書・ビデオの貸し出し
育児の手がかりをはかる

一時保育を利用される方へ

1.ご利用は

●いろいろな事情で一時的に家庭保育ができない方
 例えは ・パートなどの勤務
 ・冠婚葬祭、看護、出産、通院、治療
 ・免許、資格取得のための講習会受講

●引っ越し、授業参観、行事
 ●自己啓発、趣味活動
 ●ボランティア、コミュニティ活動

2.保育料は

●公立 1日→2,000円 ・半日→1,000円(税別)
 ●私立 各園に、お問い合わせ下さい。

3.お預かりするお子さんは

●生後6か月から就学前の、健康なお子さん

4.利用日数と時間は

●週3日、月12日以内 8:30～16:30
 ●土曜日、日曜日、祝日、年末年始…休み

5.持ち物

●お父さんのお子さんの状況によって、次の物を準備下さい。
 ・着替え(朝服2枚・服、上下3組)
 ・エプロン
 ・おしぼりタオル
 ・哺乳ビン(ミルクを飲まれているお子さん)
 ・スーパードライ(汚れた衣服入れ)
 ・おむつ(1日3～4枚)
 ・お尻ふき(ウェットティッシュ)
 *持ち物には、必ず名前を書いて下さい。

6.お申し込みは

●事前に、希望の保育所(園)に申し込んで下さい。
 ●保険証を、持参下さい。
 <実施保育所(園)一覧>
 (公立)
 1 柳町保育所 ☎32-7051 於保多町1-23
 2 新庄保育所 ☎32-7290 新庄町3-4-20
 3 日置保育所 ☎21-7481 康都町109-3
 4 松若保育所 ☎41-8371 松若町116-37
 5 具羽保育所 ☎34-2446 具羽町4990
 6 水橋保育所 ☎78-0479 水橋中村町203
 7 四方保育所 ☎35-0098 四方 608-1
 8 大広田保育所 ☎37-9923 大広田町2-7-11
 (私立)
 1 あまぎ保育所 ☎24-8833 瀬川町455
 2 りんご保育所 ☎41-5919 五福1区545
 3 あまぎ保育所 ☎33-2622 五福9区4323
 4 ひろし保育所 ☎29-6161 布市682-1
 5 あまぎ保育所 ☎92-1193 町村166-4
 6 あまぎ保育所 ☎41-2305 上井江-1012-5
 7 愛和保育園 ☎78-1150 水根町崎57-1

子育て支援センター 奈良

奈良市では、平成5年10月1日から、子育て支援センター(奈良)を佐保山保育園内に開設しました。
 昭和22年から毎週母親を支援し続けてきた佐保山保育園の専門家による電話・面談相談や一時保育事業を行っています。
 同センターでお話しをつながいしました。

子育てをもちょうろ、楽しい、軽快あるものに「するたに」お話しをつながいした子育て支援センターの園主任さんは、自分自身も娘や甥の役に立ててもらって助かっている人が子育てをしてきたと語ります。一人でも多くの人が子育てを楽しいものと感じてくれるように、同センターでは、地域や医療や学校などとの子育てネットワークづくりに取り組んでいる最中です。

子育て相談は、気軽にどんなことでも「聞いたらいいから」とか、「イライラして子どもに当たってしまう」など、相談の内容は様々です。身近に本音で話せる友人がなく、一人で子育てに悩んでいるお母さんが多いのではといえます。育児ノイローゼや子どもの虐待ということにならないように気軽に相談してみたい方が多いでしょう。

子育ては、両親がともに100%のかわりを最近では送り迎えや園の行事に子どもたちのお父さんの姿がよくみられるようになりつつあります。けれどもまだまだ「子育ては母親の責任」という意識は強いようです。子育ては素晴らしい創造的な仕事です。両親ももちろん、いろいろな人が関わって子育てを楽しんでください。

子育ての悩みや 育児情報は

子育て相談は、気軽にどんなことでも「聞いたらいいから」とか、「イライラして子どもに当たってしまう」など、相談の内容は様々です。身近に本音で話せる友人がなく、一人で子育てに悩んでいるお母さんが多いのではといえます。育児ノイローゼや子どもの虐待ということにならないように気軽に相談してみたい方が多いでしょう。

育児不安や発達相談などどんなことでも
 ■ 面談相談：佐保山保育園
 ■ 電話相談：さほやまっ子テレビホン TEL.27-0725

一時 子どもを預けたい 保育

一時保育の利用は、多様な理由で「親の仕事の都合で週3日だけ預けたい」「親が働いて子どもをみる人がいない」「子育てに悩み、子どもを少しの時間預かってほしい」「大学で勉強するための子どもを預けたい」など利用する理由は幅広く、保育園は身近なものになっています。

利用希望の方は、下記へ申し込んでください。
 申込：佐保山保育園 (TEL.23-5512)
 あけぼの会児童発達センター (TEL.22-1699)
 市役所保育課 (TEL.34-1111代表)
 費用：1日1400円(飲食等は実費)

お問い合わせは、実施保育所(園)か富山市児童福祉課☎43-2060

一時保育の申込書の例

申込NO

一時保育申込書

富山市立 柳町 保育所長様

保護者 住所
氏名
電話
申込児童との続柄

一時保育を受けたいので、次のとおり申込みます。

*事業区分	1 非定型的保育サービス 2 緊急保育サービス 3 私的理由による保育サービス
申込児童名	氏名 平成 年 月 日生 男・女 4/1 現在 歳 緊急連絡先 電話番号 TEL
希望する期間及び時間帯等	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで (非定型的) 月・火・水・木・金 (緊急) 日間 時 分 から 時 分まで
家族の状況等	氏名 続柄 性別 年齢 職業 勤務先及びTEL
申込理由 該当する番号に○印	1 家庭外労働 4 疾病・看護 7 冠婚葬祭 2 家庭内労働 5 通院 8 リフレッシュ 3 出産 6 職業訓練等 9 自己啓発等
特記事項	保健証番号

- (注) 1 *欄は、記入しないでください。
2 該当項目を○で囲んでください。

別記様式(第4条関係)

受付番号

短期緊急保育申込書				年 月 日
児童氏名	幼典	保護者氏名	児童との続柄()	
生年月日	年 月 日	申込者氏名	児童との関係()	
住所	渋谷区	電話	()	
緊急時連絡先	電話 ()			
当日の予定及び用件	希望保育時間	性	性	性
病歴及び注意事項	健康状態	連絡事項		
持ち物	呼び名	児童の保育園等での経験	有・無	
引取者署名				
保育時間	: ~ :	担当者		

受付用

保育クラブ		利用申込書	年 月 日 ()
よりがな 児童氏名	オ ケ月	会員番号	
よりがな 利用者	児童との関係		
利用時間	午前 時 分から 午後 時 分まで		
利用理由	(具体的に)		
あなたの居場所 または 緊急連絡先	(名称:必ずお書き下さい) (電話番号)		
今日の予定	朝のメニュー ()		
健康状態	あり () 無 () なし 平熱 () 高熱 () 今朝の体調 () 悪 () 健康状態 良好・普通・悪い ()		
薬の使用の有無 (現在)	無・有 () ・薬名 () ・処方 ()		
病気の有無 (過去1ヶ月以内)	無・有 () ・病名 () 月 日 治ゆ ・病名 () 月 日 治ゆ		
家族の病気の有無 (過去1ヶ月以内)	無・有 () 児童との続柄 () 病名 () 病名 ()		
連絡事項			

保育クラブ入会申請書

*保育クラブの方針に賛同し、保育活動に参加したく入会を申請いたします。
入会後は、保育クラブの規約に従って行動することを約束いたします。

記入日 年 月 日

記入者 印

よりがな 児童氏名	男・女	生年月日	年齢
よりがな 保護者氏名	続柄	勤務先住所	電話
現住所			
電話番号			
入会年月日	年 月 日	日から	日まで
期間 () *記入しないで下さい			
緊急連絡先(上記以外の連絡先をお書き下さい。)			
よりがな 氏名	児童との続柄 ()		
住所			
電話番号			

様式第1号(第9条関係)

年度		№	
----	--	---	--

入間市一時的保育事業利用申請書

平成 年 月 日

入間市長 木下 博 様

保護者 住 所

氏 名

電話番号

入間市一時的保育事業実施要綱第9条の規定により、一時的保育事業を利用したいので、次のとおり申請します。

対象児童	フリガナ			続柄	性別	生 年 月 日	年齢
	氏 名			本人		年 月 日生	歳
利用児童の世帯員	氏 名	続柄	生年月日	年齢	勤務先(会社、学校名)等	勤務時間	
利用希望施設名称 <input type="checkbox"/> 豊岡保育園 <input type="checkbox"/> あけぼの保育園 <input type="checkbox"/> 茶々保育園							
申請理由 (1)非定型的保育サービス(就労、職業訓練、就学、その他) (2)緊急保育サービス(傷病、災害・事故、出席、看護、介護、冠婚葬祭) その他							
予定利用期間及び予定利用日数	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 日間	利用希望時間(1日)	平日 : ~ :	土曜日 : ~ :			
緊急時連絡先	父	母	添付書類	(1)就労証明書(有・無) (2)診断書(有・無) (3)その他()			
	名称	名称	児童の健康状態				

(第1号様式)

受	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 児童家庭課
		<input type="checkbox"/> 光の子保育園
付	番号	<input type="checkbox"/> 杉の子保育園
		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新

一時的保育入所申込書

沖縄市福祉事務所長 殿

一時的保育事業施設の利用を受けたいので、下記のとおり申し込みます。

平成 年 月 日

保護者 住 所

氏 名

電 話

印

区分	氏 名	続柄	生 年 月 日	年 令	性別	職業(勤務先)等
利用児童の家庭の状況	利用児童(本人)	本人	平成 年 月 日	歳	男・女	
希望する保育事業		<input type="checkbox"/> 非定型的保育サービス事業		<input type="checkbox"/> 緊急保育サービス事業		
保育希望日(期間)	平成 年 月 日から 曜日: 月・火・水・木・金・土 曜日(週3日以内)	保育希望日(期間)	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 日間(15日以内)			
申込理由	就労・職業訓練・就学 その他()	申込理由	傷病・災害・事故・出席・看護・介護 冠婚葬祭・その他()			
申込理由を具体的に記入して下さい						
緊急連絡先 : 1.				電 話		
2.				電 話		

一時預り保育登録カード

中原保育園

初来園年月日		種 類	日 日
お子さんの名前		姓	名
住 所	自宅TEL		
家庭状況	父 母 兄 姉 弟 妹 祖 父 祖 母 他		
父親・その他()		母親・その他()	
	氏 名		
	勤務先		
	連絡先		
	TEL		
特記事項(アレルギー、くせ等)			
何處で知りましたか			
今までお子さんを預けたことがありますか	ある	ない	何處に誰に
相談したいことがありましたら下記へ			
東園記入欄			

利用開始時の書類

生 育 歴

ふりがな 児童名	生年月日	平成 年 月 日 生まれ
出産時の状況	①第 子 ②分娩・正常・異常() ③早産(在胎 週) ④体重 ⑤特記事項()	
今までの生活状況	①小児ぜんそく ②ひきつけ ③アレルギー(アレルギ) ④その他()	
5:00	起床	起きる時間... 月 日... 起床... 目覚め... ナオムを月... の頃() 寝起き... よい・わるい
6:00	排便	1回目(AM : ~ :) 2回目(PM : ~ :)
7:00	排	・おむつ... 布おむつ・紙おむつ
8:00	池	・尿の交換回数... 1日 回
9:00	池	・大便の回数... 1日 回 状態: 普通・軟便・おどめ
10:00	運動	・あやすとほほえんだり手足を動かす (はい・いいえ) ・動くものを追って目が動く (はい・いいえ) ・音のする方をみる (はい・いいえ) ・機嫌のよい時は、喃語をいう (はい・いいえ) ・首のすわった時期 (か月)
11:00	な	・お座りをした (か月)
12:00	ど	・はいはいした (か月)
1:00	ど	・つかまり立ちした (か月)
2:00	食	・母乳... 1日 回 × ml ・ミルク... 1日 回 × ml ・フォローアップ... 1日 回 × ml ・牛乳... 1日 回 × ml
3:00	食	・母乳時間 (母乳・粉ミルクを 時間おきに cc) ・離乳食 (期食) ・普通食 ・牛乳が飲める, 飲めない ・偏食 () ・コップで飲める, 飲めない ・一人で食べる (スプーンで 箸で) ・量 (多い 普通 少ない)
4:00	授乳方法	哺乳ビン (乳首サイズ SML) マタキョ・ストロー・コップ
5:00	離乳食	準備期 初期 中期 後期 完了期
6:00	離乳食	おもゆ つぶし粥 お粥 軟飯 ごはん 煮物 粥 バン粥 トースト パン 野菜粗 みじん切り おむつ上置 くだくだん まらめうどん 野菜スープ 白身魚 白身魚 赤身魚 果 汁 コーゲル ト スパゲティ 野菜のよし 野菜のみじん切り まらめ おし 野菜のみじん切り
7:00	排	・おむつの使用 (常時, 睡眠時) ・トイレで排便 (できる, できない)
8:00	池	・大便 時頃 (普通便, 軟便, 硬便, 便秘) (予告する, しない)
9:00	池	・小便 (予告する, しない)
10:00	睡眠	・夜 (時 ~ 時頃) ・昼 (時 ~ 時頃) ・寝かせ方や寝ぐせ ()
11:00	そ	・一人で着脱ができるもの ()
12:00	他	・好きな遊び () ・もし、自分の意思がとおらない時にはどう表現しますか? (泣く, すねる, かんしゃくを起こす, 我慢する, 話せば納得する) (その他) ・気になること ()

*生活面で心配なことがありましたら、書いてください。

* 医師・食事・おむつ・洗濯機等を記入下さい。

現況生活調査表 [一時的保育・休日保育]

児童名	ふりがな	平成 年 月 日生	よび名
		H 年 月 日現在	年 月
体質について	該当するものに○をして下さい ・風邪をひきやすい ・吐きやすい ・喘息がある ・転びやすい ・脱臼しやすい ・ひきつけを起こしたことがある ・アトピー性皮膚炎 (度以上 歳の頃 回) ・鼻血がでやすい ・ひきつけやすい (度以上) ・アレルギー (卵, 牛乳, 鶏肉, 大豆, 小麦, 菜, そば) その他 ()		
食事	・授乳時間 (母乳・粉ミルクを 時間おきに cc) ・離乳食 (期食) ・普通食 ・牛乳が飲める, 飲めない ・偏食 () ・コップで飲める, 飲めない ・一人で食べる (スプーンで 箸で) ・量 (多い 普通 少ない)		
排便	・おむつの使用 (常時, 睡眠時) ・トイレで排便 (できる, できない) ・大便 時頃 (普通便, 軟便, 硬便, 便秘) (予告する, しない) ・小便 (予告する, しない)		
睡眠	・夜 (時 ~ 時頃) ・昼 (時 ~ 時頃) ・寝かせ方や寝ぐせ ()		
その他	・一人で着脱ができるもの () ・好きな遊び () ・もし、自分の意思がとおらない時にはどう表現しますか? (泣く, すねる, かんしゃくを起こす, 我慢する, 話せば納得する) (その他) ・気になること ()		

家庭調査表

(年度用)

児童名	ふりがな	男 住 干	女 住 干		
	平成 年 月 日生 血液型	型	型		
保護者名	ふりがな	連絡先	自宅TEL		
	(続柄)				
家族・同居人の状況	氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先	電話番号
		父			
		母			
	家庭での様子	自宅から園までの地図			
		4			
	子どもの性格				

緊急連絡先	
*氏名, 続柄, 会社名など、わかりやすいように、記入して下さい。	
氏名	続柄・会社名
1	Tel
2	Tel
3	Tel
4	Tel
5	Tel

写 真

* 誓約書に記入された送迎者の方とお子様の写真をお貼り下さい。

(注) ・3ヵ月以内に撮影されたもの
・正面を向いて、お顔がはっきりわかるもの
・プリンタはご遠慮下さい
・兄弟、姉妹は、上のお子様の方へお貼り下さい

健康保険証
コピー

* 兄弟、姉妹でご利用の方は、上のお子様の方へお貼り下さい。

かかりつけの医師

Tel

医師
病院

Tel

医師
病院

一時保育の記録等

一時的保育日誌

平成 年 月 日 曜日 天気					園長	主任	担当
利用人数	未満児 (0才) (1才) (2才) (3才) (4才)	計	行事	給食献立	お朝 や 3時 つ		
利用者名	生年月日	非・薬	保育時間 午前 午後 1日		健康観察	活動クラス	
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
		非・薬					
特記事項							

一時預り予定表 (月) 中原保育園

(時)	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
合計													
1-3歳児													
3.1-5歳児													
5.1歳児													
合計													
1-3歳児													
3.1-5歳児													
5.1歳児													
備考													

一時保育・連絡表

日付	名前	お家での様子			園での様子			備考
		睡眠	朝食	排便	睡眠	昼食	排便	
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		
/		多 普 少	硬 普 軟		多 普 少	硬 普 軟		

健康状態 年 月 日 曜日

観察項目	家			園		
朝食	献立名			多・普・少		
睡眠	時 分 ~		時 分		時 分	
大便	普通便(回)	軟便(回)	出ない			
機嫌	良・普・悪 ()					
家庭からの連絡事項						
観察項目	保 育 園					
昼食	よく食べた	普通	食欲がない			
睡眠	時 分 ~		時 分		時 分	
大便	普通便(回)	軟便(回)	出ない			
機嫌	良・普・悪 ()					
園からの連絡事項						

0007-101

一時預り保育利用券 (0・1・2歳児)

たのしい一日 ともだちいっぱい
よりよい子育ての窓口です

一時預り保育利用券
(0・1・2才児)

00226

★地域育児センター 中原保育園

☎ 0463-32-8600 36-0622
FAX 0463-36-4986

名前 _____ ¥5,000

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ①

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ②

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ③

.....きりとり無効.....

一時預り保育利用券 (5歳児)

たのしい一日 ともだちいっぱい
よりよい子育ての窓口です

一時預り保育利用券
(5才児)

00008

★地域育児センター 中原保育園

☎ 0463-32-8600 36-0622
FAX 0463-36-4986

名前 _____ ¥3,000

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ①

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ②

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ③

.....きりとり無効.....

一時預り保育利用券 (3・4歳児)

たのしい一日 ともだちいっぱい
よりよい子育ての窓口です

一時預り保育利用券
(3・4才児)

00040

★地域育児センター 中原保育園

☎ 0463-32-8600 36-0622
FAX 0463-36-4986

名前 _____ ¥4,000

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ①

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ②

.....きりとり無効.....

 保育利用券 ③

.....きりとり無効.....

食事・おやつ券

たのしい一日 ともだちいっぱい
よりよい子育ての窓口です

一時預り食事券


00057

★地域育児センター 中原保育園

☎ 0463-32-8600 36-0622
FAX 0463-36-4986

名前 _____ ¥3,000

.....きりとり無効.....

 食事券 ①

.....きりとり無効.....

たのしい一日 ともだちいっぱい
よりよい子育ての窓口です

一時預りおやつ券

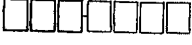
00059

★地域育児センター 中原保育園

一時保育 面接記録

面接日 平成

氏名			
住所	〒		
電話			
緊急連絡先			
利用の理由			
利用の日時			
児童の様子	<食事> <排泄> <睡眠> <遊び> <病歴・その他>		
生活の流れ	 6:00 9:00 12:00 3:00 6:00 		
園だし保育	/	日() : ~ :	日() : ~ :
	/	日() : ~ :	日() : ~ :
	/	日() : ~ :	日() : ~ :
	/	日() : ~ :	日() : ~ :



一時保育利用料金集金袋

名前 _____

月 日 の分

金額 1300円
1600円
3200円

お願い
 ・利用したその日に
 ・お約りのないように
 そよかぜルームの黒ポストに
 納めて下さい

茶々保育園

E100 品質保証率100%の紙製袋を使用しています

資料 2.自由回答集

資料 3.アンケートの下記項目の自由回答である

1. 一時保育の子どもの健康について特に配慮していることは何ですか
2. 一時保育の子どもの食事について特に配慮していることは何ですか
3. 一時保育の子どもの睡眠について配慮している内容
4. 一時保育の保護者の悩みなどの、相談に応じる機会をどのように設けていますか
5. 最後に、一時保育について、ご意見、ご感想など、自由にお書き下さい

1、 一時保育の子どもの健康について特に配慮していることは何ですか

- 私立 睡眠時間や休みの日の生活などをノートで把握し、疲れていないか、また園での生活に無理の内容に、保育内容を考慮するようにしている。登園時に子どもの体調など様子を必ず聞くようにしている。
- 私立 登園時の体調、食欲、午睡の状態。特に0・1歳児については家庭での様子を口頭または連絡帳を通して親から聞く
- 公立 朝、登園時の視診を特に入念に行う
- 私立 持病、アトピー、アレルギー、偏食を面談時に詳しく聞いて対処している
- 私立 室温、換気に気をつける。各々の子どもの状態を常に知っておく
- 私立 食欲があるかどうか、顔色、体温、動き（元気に遊んでいるか）等、常に気をつけるようにしている
- 公立 保護者から普段の健康状況を聞き取りをしたり、受け入れ時の視診を丁寧に行っている
- 私立 在園児の健康管理の基準に合わせながら、対応する
- 私立 手洗い、うがい、朝の体調を聞く
- 私立 注意深く体調を把握する。保育園児と同様
- 私立 朝の受け入れ時に健康状況をきちんと聞く。緊急連絡先の把握。面接時にアレルギー持病などは聞いている
- 私立 室温、換気に気をつける。各々の子どもの状態を常に知っておく
- 私立 室温、換気に気をつける。各々の子どもの状態を常に知っておく
- 私立 室温、換気に気をつける。各々の子どもの状態を常に知っておく
- 私立 室温、換気に気をつける。各々の子どもの状態を常に知っておく
- 公立 保護者との受け入れ時を大切にする。子どもの様子をよく観察する
- 公立 受け入れ時に健康状態を把握し、体調の優れないときは検温をする。又緊急時の連絡策の確認をする。衣服の調節や戸外遊びの時の配慮、手洗い、うがいなどにも留意する
- 公立 受け入れ時の健康観察、検温をしっかりと行う。子どもの近況、健康状態を必要と思われた場合、詳細にたずねる
- 公立 受け入れをする時、体調を必ず聞く。又当日の連絡先も確認しておく。顔色や機嫌の状態を常に観察し、対処（時に、保護者に連絡を取る）している。園で伝染性の病気が流行している時には、予約時に知らせる
- 公立 子どもへの配慮：見知らぬところで、精神的にパニックを起こさないために、保護者および職員間の連携を密にする。保護者に：日頃の健康状態を聞き取りアレルギーについても聞く。病気けがの際にはしっかり親に連絡できるようにしている
- 公立 登所時の健康観察を行うと併に、保護者より健康状態を聞き保育の参考にする
- 公立 現在の体調について聞き取ることや今までにかかった病気、また食事に関しての様子、排便の状態を把握する
- 私立 うがいや手洗いをこまめにする。無理なく薄着にし、状態を把握する。家庭との連絡を取り合いながら個々に合った健康管理をしている
- 私立 戸外遊びの後、食事の前など、石鹸での手洗いをする。家庭とあまり差のないように、できるだけ薄着で過ごすように心がけている。保育士も、おしめ交換後、食事用意前など、こまめに石鹸での手洗いを心がけている

- 私立 発熱、下痢、伝染病には気をつけている。ひきつけ、アレルギー、だっ白等の有無を確認し、担当職員全員が把握する
- 私立 検温、食欲、機嫌など子どもの体調を観察し、何かあったら保護者に伝える。衣服の調節。
公立 登園時に保護者の方に子どもの様子を聞いたり、連絡帳にその日の健康状態を記入してもらおう。表情や動きなどに気を配り、又、12時30分頃には検温をするなどして、健康状態に配慮している。変化がみられた場合には、園長に相談するなどして、適切に対応するようになっている。
- 私立 視診と検温
- 私立 当日の子どもの健康状態の把握と共に、全日までの健康状態や今までの病歴など詳しく聞く。異常のある場合は、適切に対応するよう心がける
- 公立 登園時の子どもの様子を視診、触診などにより健康状態を把握しておく。
- 公立 継続性がないので、その子の今の健康状態や癖などを聞き把握する。朝の受け入れ時の子どもの顔色、様子をしっかりとみる。
- 私立 体調の善し悪しを保護者との連絡の中、把握し、検温したり、一人ひとりを観察して、無理のかからないように配慮している。衣服の調節をこまめにする。
- 公立 きげんはよいか。熱はないかなど、常に配慮し、体調の急な変化に気をつける
- 私立 受け入れ前に出産状況や日頃の健康状態について詳しく話す。特に引きつけやアレルギーの有無を確認
受け入れの時に、一人ひとりの子どもの健康状態を観察し、又、入所前の健康状態を把握し、状況に合わせた保育をしている。
- 私立 児童の健康状態については別紙を用意し、記入してもらっている。又面接の時にいろいろ発達健康について、たずね把握している。
- 私立 個々の子どもの特質を把握しておき、その日の全身状態を観察する。
- 公立 朝に保護者の方から体調を聞いて、衣服の調節をしたり、外遊びや油物（食事）を控えたりなどしている。お迎えの時は、一日の様子を知らせ、今後、体調で心配されるようなことを話し、配慮してほしいことを伝えている。
- 私立 園内で流行している病気を伝えたり、「体調はどうですか？」と保護者に尋ね情報を交わす。保育中は部屋の換気や室温に気をつけ、個々の体調に合わせた対応を心掛けている。
- 公立 視診連絡については担当保育士が配慮している。
- 私立 利用日不定の場合には、特に日々の健康状態が把握しきれないので、登園時（受け入れ時）保護者より口答で聞くようにしている。
- 私立 体長の変化、食欲の有無、他Q10に表記されているほか
- 私立 入園時面接を十分行う中で、健康状態、生育歴を聞き預かるようにしている。
- 私立 朝の視診、親への問診に配慮する。
- 私立 家での生活と急激な変化がないようにする
- 私立 登録の際に、各人の既往歴や諸注意（例 手の関節が抜けやすい）を詳しく聞き、対応していく
- 公立 受付時、または事前に調査票に記入してもらい、園で気をつけなければいけないことがあれば配慮する。
- 公立 送迎時に家庭と園との健康状態を連絡し合う。ひとりひとりの健康状態を視診や触診で把握する。

受入れ時に保護者から子どもの体調についてていねいに聞いておく。(チェック表などに記入してもらう)

公立 登園時の保護者から健康状態を聞き、それに合わせて無理なく、過ごさせる。降園時、園での様子を細かく伝える。

私立 病児は断っている

私立 既往症、感染症として把握する。

公立 体温。便の有無と状態。鼻水、目やに等

私立 登園時の健康チェック(体温、顔色、朝食、排泄)を保護者と共にする。

2、 一時保育の子どもの食事について特に配慮していることは何ですか

私立 咀嚼できにくい子や好き嫌いの多い子が目立つので、少しずつでも食べられるように与え方に配慮する。家での食事の様子を聞き、アドバイスなどをこまめにするようにしている(家と園とで一緒に取り組んでいる)

私立 家庭での食事の様子、好き嫌いを親から聞き、子供には無理強いせず、他の子の様子を見せながら少しずつすすめる(登園では2歳児以上は食堂での給食)

公立 子どもにあった食事にしていけるようにかめな子にはやわらかく煮たい、細かく切って食べたり、食べない子には味を少し濃くしたりしています

私立 アレルギー食品をのぞく

私立 アトピー用の食事。腸の具合により食事を調節する。離乳食

私立 アレルギー体質かどうか、受付時に把握して、アレルギーのある子どもは、除去食を用意する

公立 家庭の姿に近い状況を作っていくよう心がけている。好き嫌いの強い子への対応等、子どもの気持ちの理解に努めている

私立 家庭の様子(好き嫌い等)を考慮しながら、無理のないよう保育園の給食をともにする

私立 ここに合わせて量を決め、無理強いはしない

私立 保育園児と同様。家庭での生活に添わせる

私立 本児のペースを考え無理はしない

私立 アトピー用の食事。腸の具合により食事を調整する。離乳食

私立 アトピー用の食事。腸の具合により食事を調整する。離乳食

私立 アトピー用の食事。腸の具合により食事を調整する。離乳食

私立 アトピー用の食事。腸の具合により食事を調整する。離乳食

公立 月齢を見て(その子の発育段階を見て)実施する。保護者との連絡をよく取る

公立 離乳食を用意したり、その子に合ったミルクを事前に聞いて購入したり、体調のすぐれない時はおかゆや油ぬきの食事を用意しています。又アレルギーの子どもはその子に合った除去食を用意しています。

公立 アレルギー除去食の把握。授乳、ミルク名を知り、家庭で行われている方法と同様とする。離乳食についても家庭同様とする。

公立 0歳児においてはミルクのメーカーの確保と離乳食のすすめ具合を把握し、一人一人にあった食事内容で、調理担当者と打ち合わせ実施している。食べれる物から徐々に進めている

- くようにする。定期的利用児には、おいしい給食を食べれるよう一人一人マナーも合わせて指導を進めていく。卵や牛乳のアレルギーがないか事前に保護者に確認する
- 公立 生育歴の食事の項目に特に目を通し、0～1 歳児において調理員さんと相談し調理してもらう。アレルギー除去食においても細かいチェックと保護者からの要望に添えている。
- 公立 好みの食べ物を聞き（生育歴記入時）、献立の中から子どもの食べたいものを与え、偏食の子には徐々に対応する。離乳食中の子には、家での様子を聞きながら、献立する。
- 公立 おやつ、給食が伴うので、好き嫌い、偏食の様子、又アレルギー等がある場合、除去食等細かく聞き取る
- 私立 無理強いしないで楽しく食べれるようにしている
- 私立 無理なく楽しんで食べれるようにしている
- 私立 好き嫌いもあり、咀嚼も不十分なので、完了食を与え、食べ安いうようにしている。
- 私立 苦手な物については特に無理をさせないようにしている
- 公立 好きな食べ物、苦手な食べ物を聞いておく。アレルギーのある子には除去食を準備する。一人ひとりの発育に合わせて離乳食を進めている。
- 私立 月齢にあった離乳食。無理をしないで好むものを食べさせる
- 私立 家庭の状態に出来るだけ合わせるよう配慮し、緊張や慣れない為の不安等で食事を嫌がる子は無理強いせず、その子の状態に合わせて誘いかけるなどの配慮をしている。
- 公立 食事の偏りや量などに変化があるので、無理のないように、又、食べやすく調理するなどの配慮をしている。
- 公立 その子の食事のペースに合わせて進める（好み、量など）
- 私立 在園児と同じ食事の内容で、好き嫌いがなくなるよう、いろいろな物を少しずつでもいいから食べてもらう。スプーンやフォーク、箸の正しい持ち方の指導および食事作法のマナーも一人ひとり配慮している。
- 公立 固形物は食べやすい大きさにする。食べる量の把握。
- 私立 蛋白質の摂取状況。食物アレルギーの有無。家庭での食事の形態など（特に離乳食）、園のものと大きな違いがないように話し合い進める。
アレルギーなど、保護者に話を聞き、十分注意すると共に、楽しい雰囲気のを心掛け、その子にあった量、好き嫌いなどに配慮している。
- 私立 アレルギーの子については除去食を行っている。無理な指導をせず、安定した気持ちで食事がとれるように配慮している。
- 私立 面接資料をもとに、好き嫌いや、食事の量の加減をする。
- 公立 何でも、そのお子さんが安心して食べられるような雰囲気を心掛けています。おやつ、給食に好みの物が無い時は、栄養士と相談して、そのお子さんが好きそうな物を出してもらっている。慣れてきたお子さんには、まわりの子どもが食べている様子を知らせたり、苦手なものでも食べようとするように励ましたり、ほめたりしている。
- 私立 食べたがらない子には、無理強いせず、気持ちが落ちついた頃に与えたりしている。一人ひとりの気持ちに寄り添い、その子のペースに合わせている。利用回数が多く、落ちついていない子については、スプーンの持ち方や食事のマナーなどを伝えるようにしている。アレルギーをもっている子については、受付時にどの程度の物かを話し合い除去食で対応している。
- 公立 アレルギーの子供には除去食を出すようにしている。好き嫌いにも十分に保護者との事前

の話し合いを行い、子供の負担にならないよう、食事が不安の一つにならないように配慮している。

- 私立 食欲、好き嫌いの食材、フォーク、スプーン、箸の扱い、水物の吸入が出来るか、又その発達。
- 私立 入園時面接を十分行う中で、健康状態、生育歴を聞き預かるようにしている。
- 私立 アレルギーによる食事制限の把握。食べ物の好き嫌い、家庭での様子を聞き、楽しく食事出来る様に心掛けている。
- 私立 食事が楽しいと思えるようにする。まんべんなく食べてくれたらとは思いますが、欲張らず、どれか一つでも食べてくれたらよしとする
- 私立 事前に家庭での様子を詳しく聞いておく
- 私立 前日に献立を確認し、子ども達が食べれないものであれば給食と相談し、食べれるもの、食べやすいものを用意する
- 公立 アレルギーやきざみ食など、気をつけなければいけないことを受付時または事前に調査票に記入してもらい、それに従って配慮する。泣いて嫌がる子は好きな物のみ食べさせるようにしている。
- 公立 一才になったばかりの子どもには小さくきざんだものを用意する。非定型（断続的）に登園してきている子どもは、徐々に偏食をしないで食べられるように促す。食べられる物から勧めてみる。残しても「いいよ」と話してあげる。
- 公立 アレルギーの子どもに対しては調理員に知らせ、除去食を用意してもらう。一人一人の年齢や咀嚼力に合わせ、食物の大きさを変えてもらう。食べる量も一人一人の状態に合わせて加減する。年齢に応じてスプーン、フォーク、箸の持ち方等知らせ、出来るだけ自分で食べるように促す。
- 私立 アトピーの子どもの場合は気をつけている
- 私立 アレルギー等の禁食について。宗教上の理由などの禁食について
- 公立 除去食の有無。偏食と食べる量。朝食の有無と時間
- 私立 朝食の様子（何を、どれだけ、何時頃、食べたか）を知る。アレルギー、偏食等の確認。

3、 一時保育の子どもの睡眠について配慮している内容

- 私立 親の都合などで就寝時間が pm11:00 をすぎる子もいるので、生活リズムの大切さや寝不足による昼間の子どもの様子を伝える中で、少しずつ子供中心のリズムを作ってもらえるように話をしたりしている。また午睡をしっかりとれるように心がけている。
- 私立 0・1歳児については眠りたい時に眠らせる。無理に眠らせるようなことはしない
- 公立 その子どもが眠いときにねられるように、1対1で安定するようにおんぶしたりしています
- 私立 家での睡眠時間を考慮してその子にあった睡眠をとらせる
- 私立 各々の家庭でのリズムに合わせている
- 私立 できるだけ、安心して眠れる環境を用意するように心がけているが、眠くない子どもは（昼寝の時間）無理強いせず休息をとるようにしている。年齢（月齢）の低い子どもが眠いときは、いつでも眠れるようにベッドを常時用意しておく

- 公立 眠りたいときに安心して眠れるようおんぶしたり、静かな環境の中で睡眠がとれるようにしている
- 私立 家庭との連絡を取りながら本人に合わせていく
- 私立 落ち着いて寝れるように部屋を暗くし、音楽をかける。保育者がそばにつく
- 私立
- 私立 保育園児と同様。個々の家庭での生活時間や状態に極力合わせる
- 私立 眠たいときに落ち着いて眠れるように、その都度対応、環境も整えている
- 私立 各々の家庭でのリズムに合わせている
- 私立 各々の家庭でのリズムに合わせている
- 私立 各々の家庭でのリズムに合わせている
- 私立 年少の子どもは家庭でのリズムに合わせている。年中は午後からだが、その子どもの普段のリズムを考えている。
- 公立 静かな室内。いつでも安らげる場の提供
- 公立 家での午睡のさせ方などを事前に聞いて、なるべくその方法で寝かせるようにしている。
- 公立 子どもが安心して眠れるような環境、くせを把握する。家庭と同様の体勢がとれるよう心がける
- 公立 0～1歳児においては、そのこのリズムに合わせていつでも寝れるようにしておく。寝る時のくせを保護者から聞く。不安がる子はだっこしながら寝かせる。安心して寝付けるよう傍についてトントンしながら歌を歌ってあげたりして寝かせる。すぐ起きてしまう事もよくあるので、常に傍についてあげる
- 公立 その子に合わせた睡眠時間、場所、人がとれるように配慮する。睡眠のとれない子には、だっこして過ごしてあげたり、静かに本を読み聞かせたりして静的時間がとれるように配慮していく。
- 公立 どんな状態で眠りにつくかを聞き、特徴を把握し、その子の様子やリズムに合わせて眠りにつけるようにする
- 公立 眠る時に欠かせない物（おしゃぶりやタオルなど）があるかどうか。大勢の中では眠れない子もいるので、しずかな部屋を用意している。家庭での様子、時間帯、くせなどを聞き取る
- 私立 無理強いしないで眠くなった時、傍について寝かせてあげる
- 私立 眠いときに眠れるようにしている
- 私立 不安定で眠れない子はだっこしたり、あまりにも泣いて、眠れない時は、別の部屋で、1対1で、かかわって安定して遊べるようにしたりしている。
- 私立 日光の遮光。静かにするなど。0歳児については眠りたい時に他児の遊びの妨げにならない所で眠れるようにする（ベッド、サークル内）3～4歳児については、午睡を嫌がれば、静かな遊びをするなど。必要に応じて個々に眠りに必要なものを与える（タオル、ぬいぐるみなど家から持って来ていただく）
- 公立 安心して眠れるように、その子にあった寝るときのくせを聞いておく（おんぶ、タオル、おしゃぶりなど）。お昼寝用布団のシーツ交換、布団干しなどして、たえず清潔に努める。室温、衣服、寝具の調節をする。睡眠中も保育室から離れない。
- 私立 睡眠中の状態を観察する。一番安心できる方法で寝かせる（おんぶや抱っこなど）。
- 私立 家庭での状態になるべく近づけ、睡眠時間を考慮する。慣れない為、眠れない子には、抱

っこやおんぶなど安心をさせ、睡眠を促したり、別室で添い寝などする。

公立 子どもも緊張したりして疲れが見えたりするので、無理のないよう、休息や睡眠を十分にとるようにしている。保育士のぬくもりを子どもに伝えられるようにしている。

公立 その子の状態に合わせ、おんぶして眠らせたり、添い寝をしたり、できるだけ家庭を同じという意識を持って接するようにしている。

私立 各家庭に合った寝かせ方を聞き、おんぶやだっこなどして安眠に努める

公立 眠いときに落ちついて眠れる場を作る

私立 睡眠から目覚めた子ども達は別部屋を使って遊ばせるので、午睡している子はゆったり眠れる。

私立 入眠時のくせ（何かをもって寝る等）をオリエンテーションの際、確認し対応する。寝具は、他児が使用しているものと同じ種類のものを一時保育用に用意し、使用后、カバーを洗濯している。

入園当初や、短期間の児童には、特に、まず安定した状況を作る事を重視し、保育士との信頼関係を築く事から始め、安心して入眠出来るよう配慮し、その子、その子に合った午睡方法をとっている。

私立 泣く子は無理に寝かせないで様子を見て、少しずつ睡眠に入れるようにしている。

私立 他児と一緒に昼寝時間にこだわらず、初めのうちはその子の生活リズムに合わせていく。

公立 前日～当日にかけての睡眠の様子を尋ね、そのお子さんによって（体調も左右する）必要な時、睡眠が取れる状態を作っている。睡眠が十分とれるように、まわりの子ども達に静かな遊びを考えたり、担当が二手に分かれて保育したりしている。

私立 その日だけの利用で、眠ることを拒む子については、体を静かに休める時間を設けるようにしている。また、個々の生活リズムに合わせた睡眠がとれるように配慮している。生活リズムが把握できない単発的な利用をする乳児などSIDSの遅れもあり、睡眠中も常に側で観察したり、こまめに呼吸を確かめるようにしている。

公立 睡眠は他の入所児童と同じように身につくまでは時間を要する為、1対1で、又はその子にあった時間まで起こしておき、睡眠に入るようにしている等、個別対応を心掛けている。

私立 睡眠を要求しているか、保育室の明暗、換気、周囲の音、落ちついた雰囲気を用意する。

私立 事前の面接により、寝る時の癖、家庭での寝かし方を聞き、より家庭に近い状態で眠れるように配慮している

私立 子どもが安心感を持てるようにする。慣れてきたら午前中の活動量を多くし、生理的に眠くなるようにする。

私立 事前に家庭での様子を詳しく聞いておく

私立 主に2歳以下で、時間帯や睡眠時間は家での様子に合わせている。また保育時間の長い子や疲れ具合によっては3歳児も誘うことあり。

公立 午睡を嫌がる子は無理強いしない。睡眠が取りやすい環境を作る。

公立 一才になったばかりの子どもで午前中や食後すぐに眠い子どもはその子どものペースで睡眠がとれるようにする。不安な子どもには抱いたり、添い寝をして安心して少しでも睡眠がとれるようにする。

無理に寝かせるようなことはしない。休息できるような雰囲気（環境）をつくるようにする。（体をゴロゴロできるカーペット、おふとん、光を少し落とす等）

公立 年齢の低い子については、眠いときに眠れるようベッドを用い寝かせる。園用の布団を使

う場合と個人用の布団を用いてもらう場合がある。布団は日光消毒をしたり、シーツの洗濯を心がける。個人用は月1回程度持って帰ってもらう。子どもの寝ている状態を把握し、子どもの顔色、表情を確認する。安心して眠れる様、抱いたり、側にいて寝かしつける。目覚めた時も不安がらないように言葉がけし、側についている。

私立 ねむくなった時にねむる。

私立 慣れずに眠れない子については無理強いにならないようにする。乳児の睡眠については必要な時に静かなへやで充分にとれるようにする。

公立 起床時間、睡眠時間。うつぶせ寝

私立 保護者に家庭での睡眠時間、様子、くせなどを聞き、安心して睡眠が出来るように心がける。

4、一時保育の保護者の悩みなどの、相談に応じる機会をどのように設けていますか

私立 年に2～3回のクラス懇談会の開催。連絡帳のやりとりや送り迎えの時間での相談などを行っている。

公立 送迎の時、必要に応じて対応しています。

私立 登降時に相談に応じている

私立 送迎時に話す

私立 利用回数の多い保護者とは送り迎えの時の時間を利用して応じる。相談内容によっては相談日などを別にもうけて相談に応じる

公立 送迎時等、その日の子どもの姿を伝えたりする中で、子育ての悩みや関わり等よく話し合っている

私立 担任や園長が面談や電話などで相談に応じている

私立 支援センター。そのときに対応できるものであれば保育士が対応する

私立 お迎えの時に相談に応じる

私立 送迎時。支援センターを通して

私立 送迎時や子育て支援センターを利用

私立 送迎時に話す

私立 送迎時に話をする

私立 送迎時に話す。電話での会話

私立 送迎時、電話等

公立 その都度機会を持つ

公立 その日の子どもの様子など伝達する時に、保護者の悩みなど受け止めて聞くようにする。又、予約を受ける時などの機会も利用して、所長、副所長も窓口になっている

公立 送迎時に常時対応する

公立 送り迎えの時に応ずる。又、こみいった事などは事務室を利用し面談する。

公立 降所時など要望に応じて

公立 送迎時、一日の様子を話すとき。母親より相談がある場合は、時間と場所を設ける

公立 登所、降所時などに子どもの様子を知らせたり聞いたりしながら、話し合いをする。

私立 個別に送迎時にしている

私立 送り迎えの時

- 私立 送迎の時や連絡帳を通じ対応している。また年に1~2回、懇談を設けている
- 私立 登降園時など相談を持ちかけられたら。その時、その場で即答できない場合は、連絡メモや、後日お話ししたりする。
- 公立 送り迎えの時などの時間を有効に利用したり、連絡帳を活用したりしている。
- 私立 随時もうけている
- 私立 園で行う育児相談や子育てサロンに参加を呼びかけたり保育デーなどを設けその機会を利用してもらう
- 公立 帰りの時の保護者のゆとりある時間に話し合う。
- 公立 子どもの送り迎えの時など
- 私立 送り迎えの際に、お話を聞いたり、受け止めたり、励ましたりしている。お昼寝の時間に来園され、相談に応じる（園長、主任、一時保育専任など）
- 私立 送迎の際、口頭で、育児について話したりする他、連絡帳も活用している。
送り迎えの時など、声を掛け、お話する機会を作っています。0・1・2歳児は在園児同様、連絡帳を作っています。
- 私立 面接の時や、支払い（保育料）の時などに相談を受けている。
- 私立 保護者からの声があれば、送迎時に時間を設ける
- 公立 利用前の面接時に所長が話を聞いたり、送迎時に担当がお子さんの様子を話し合う中で、相談を受けたりしている。利用日以外にも、親子で保育所を訪ね、子ども同士や子どもと保育者の関わりなどを見ていただく中で、気軽にお話ができるように働きかけたりしている。
- 私立 子どもの送迎の時間を利用して。保護者からの電話による相談もある。
- 公立 特に設けてはいないが、いつでも声をかけてほしいとはオリエンテーションの時に伝えている。
- 私立 そのつど、保護者の希望に合わせている。
- 私立 送迎時に応じます。
- 私立 登降園時にかんたんに聞く。時間を必要とする時は、午睡時に来てもらって聞く
- 私立 連絡帳や送迎の機会を利用してしている。
- 私立 連絡ノートでのやりとり。朝夕、特に夕方話をする。特に難しい状況の場合、別室で落ちついて話す。
- 私立 登降園の際に
- 公立 利用してもらう前にできる方には保育園に来てもらってオリエンテーションを行い、その時に話を聞く。又、来園時や電話でも相談事があれば応ずることを保護者に知らせておく。
- 公立 一時保育の受付面接時や迎え時に保護者から相談されれば応ずる。
保育相談として希望者には応じている。事前に予約してもらう。
- 公立 登・降園時、保護者から相談があれば応じる
- 私立 送り迎えの時などに。又必要に応じて別に時間を設ける。
- 公立 送迎時に対応
- 私立 月2回実施の保育サークルに参加して頂き、今、悩んでいることがあれば、質問カードに書き、サークル後に話し合う（個人よりグループで行う）

5、最後に、一時保育について、ご意見、ご感想など、自由にお書き下さい

- 私立 一時保育に取り組んで3年目。年を重ねるごとに利用者が増え、少しずつだが、地域に根ざしたものになってきているのではないかと思う。その反面、一つの園では、1日にみれる子どもの人数にどうしても限界があり、（0～5歳を縦割りで見ているのもある）、利用者の要求に応えるところまではいっていない。予約でいっぱいの場合、ことわるケースも増えている。又、今は8：30～16：30（平日）、8：30～12：00（土曜）の時間帯で保育しているが、16：30のお迎えに間に合わなかったり、朝8：00から利用したいという人もいるが、それに答えられない現状がある。要求に応じていくには、人的配置が必要になるが、今、現在の補助金では少なすぎてそれも充分にはできない。もっと補助金等、拡充してほしい。一時保育を利用する人は、子育てに悩みを持つ人が多く、核家族での子育ての難しさを見るように思う。
- 私立 子育て支援事業として特に在宅時家庭に対してはとても重要であるが、また十分にこの制度が知られていない面もあり、いっそうのPRが必要である（特に行政によるPR）。利用者は常に変化するので、国の定める助成基準を満たす年度と満たさない年度があり、実施園では職員は常に配置しなければならず経営的には苦しくなる場合もあるので、市町村によるいっそうの助成が望まれる（一度始めた事業はニーズがある限りやめられない）。利用料は少子化対策の一環であることを考えればできるだけ利用者の経済的負担を軽減するためにも最小限度の額にすべきである。高額である程、利用者も減少する。
- 公立 人数と年齢が日によって違ってくるので、職員体制を組むことが困難になることもあり、子どもに少々負担をかけることもある。障害児に1対1で保育者が着かなければならない場合もある。あずかる以上、子どものより分けは出来ないのでことわることはできません。予約制でもないので、今のところ申込者は全員受けています。多い日は15人という日もあり、（担当）職員2名では出来ないこともあり、園全体のチームワークが必要。低年齢（1・2歳児）が多いため、各クラスに入るのに、無理な場合が多いので一時の部屋で見る。その方が子どもが落ち着く。
- 私立 保育園の職員体制上、月曜日から金曜日の8時30分から16時30分という限られた時間でしかあずかれないが、要望は、休日も夜間もという問い合わせも多い。一時保育のシステムについての問い合わせも多く、説明すると、とてもうれしそうにされる方もいる。昨年、今年度ともに、1日の利用人数や、年齢層も一定してきたことで、一時保育の担当職員も配置しやすくなった。今年度より、一時保育だけの部屋があり、泣き声が他の在園児に届かず、お互いに安定している。
- 私立 6年前は保護者として利用し、現在は保育士として受け入れの立場となっております。一時保育システムを知人を通じて知ったときから、積極的に利用いたしました。核家族で3人目の子育てに自身の体力消耗と神経疲労を意識して、“母親は生活の中でこんなにも疲れるのか”ということを実感いたしました。このシステムを利用することに依り母親自身が心身共にリフレッシュでき、よりよい刺激と体験が得られたのではと満足とともに感謝いたしました。当時は予想もつかなかったのですが、6年を経て縁あって現在は一時保育専門の保育士としてパート勤務をしております。受け入れの立場になり一層感じるのは、

子どもを解放す親の希望や心配事は様々であるということです。約束事を一通り説明してもなにがしかの不安を抱かれておられるご父兄には保育相談との兼ね合わせ充分は説明と相互理解により少しでも不安を解消し、気持ち良く利用していただけるよう心がけております。子供達は元より保育士も家庭的な雰囲気の中、明るく元気に楽しく過ごせるよう、そして親の悩みや疑問にも適切に対応できる状態が望ましいと考え、日々これに努めております。

私立 一時保育利用の申し込みは年々数が増えています。理由には就労、研修、介護等に加えて、育児の疲れからの虐待（児童相談所より連絡もあります）等もあります。核家族にて出産、出産前後の第一子（第二子）の世話をする人が身近にいないので、一時保育を利用したいとの申し込みも増えています。利用者の住所を見ると、広範囲です。一時保育事業をする施設が多くなれば、母親の育児不安、少子化の解消にもつながるのではないのでしょうか。虚弱児、病弱児の一時保育も広げてほしいと思います。

公立 一時保育には低年齢児が多いため、時には職員体制が困難な日もあった。一日15人の申し込みもあったが、ことわることをしないので、その対応に苦慮する。子どもにとっては不安感も強く保育士との1対1の対応を必要とする場合も多く、反面、慣れてきた子どもはクラスの保育室へ入れてもらったりと状況に応じて工夫が必要である。又、園全体のチームワークが大事である。障害のある子どもの一時保育はどうしても保育士との1対1のかかわりを必要とするが、利用者からは喜ばれている。一時保育児への対応は、最初からクラスの中へ入れてしまうのではなく、ひとりひとりの子どもの姿をよく理解し、一時保育室で過ごすことを必要とするケースもあるので、その環境を整えることは必要である。

私立 地域性もあるが、当町では一時保育のニーズがさほど多くないが、必要性もあり、数は少ないが対応している。しかし一時保育室もなく、定員120名を緊急枠15名限界まで保育している現状では、お断りするケースもあります。通常のクラスに入って保育するのは、他の園児や保育者への負担も多く、今後検討しなければならない。

私立 母親にとってはありがたわれている

私立 ①このアンケートを5部頂いたが、回答する内容が同じようになってしまうため、4部にした。なお、質問については担当者各々に記入してもらった。②利用者が予測できないため保育者の配置に困る。③利用料との関係もあるが、全て正規職員を雇う場合は赤字となる。④登録という形を取っているが、いつでもあずかってもらえるという安心感があって良いと思う（母親にとって）、⑤在園児との交流も時に行っているが、なじみにくい面もある。⑥慣れにくい子どもが当初から1日阿須から右場合に大変さはある。無理のない対応をしている（受け入れ、保育面等）。⑦待機児童の受け入れ施設にもなっているため、年度のはじめ頃は人数が少なく年度末になるにつれて多くなり、受け入れ対応に問題。⑧しかし現行人所の場合、仕事か保育園に入所か（どちらが卵か鶏か）の問題点を解消していて、お母さんにとってはよい制度であると思う。

私立 ますます授業も高まってくるので、それに沿った中身の充実が課題。予想しかねる年齢やその日の人数に合わせた職員の配置数等、かなり繁雑である。

私立 多くのお母さんがいろいろな事情で困られ、一時保育を利用されていますが、遠くからの利用も多かったり、利用人数も年々増加されています。いろいろな地域にもっと気軽に利用できる一時保育が増えれば・・・と思います。

私立 一時保育の担当の保育士は、あらゆる理由で訪れる方を“子育て支援”という形でケア-

していつているが、通常保育の園児の受け入れや保育方針が身に付いているので、最初の頃は、異年齢児の集まりの中で遊びの導入や集団になれている子どもとなれていない子どもへの対応や保護者の方の不安を取り除けるような対応など、とまどいを感じていたが、“子育て支援”を意識し、不定期でこられたり、初めてで慣れていない子どもや保護者の方の不安へも、落ち着いて受け入れ、対応することを心がけることが出来るようになった。しかしいろいろな遊びを取り入れたり、堰堤や園外保育をどんどん取り入れたいと感じているが、その日の様子などから積極的に動けない点を解消していかなければならないと考えている。市外の方の問い合わせがあったりするが、これからは市外の方等も受け入れたりと、支援センターの窓口を広げ、より良い子育てに向け、受け入れやすい環境になっていったらと思う。

私立 私の勤務先の園では7年も前から一時保育をしていたのに対して、私の住む町では平成12年度になってやっと一時保育サービスがスタートすることになりました。それまでは臨時アルバイトや冠婚葬祭、母親の通院など、とても不便な思いをしたが、これからは少しずつ利用していきたいとの声をよく聞きます。実際に私たちの園を利用している方たちに時々感想を聞くと、“子どもも喜んでいてくれるので、とても助かっています”“自分自身に少し心にゆとりがもてるようになった”“行動範囲が広がった”など満足している保護者が多数いるようで、一時保育サービスがスタートするというのは市民にとってもうれしいニュースではないのでしょうか。しかし私の住む市ではまた1つしかなく、遠方より来られる方には、交通の便が悪い、また一時保育という言葉自体が初耳であるという市民も多く、まだ様々な問題が残っています。一時保育をひらく側、利用する側、双方が理解し合い、市民に浸透していき、気軽に利用できる場となっていけばと思います。

私立 一時保育をはじめて8年、最初のとまどいや不安は解消したが、母親の対応に考えさせられることが多々ある。母親が遊びたいためとか、子どもをうっとおしく思う等で、一時保育を利用するのも見られる。母親がリフレッシュし、気持ち新たに我が子とのかかわりが出来るのであればうれしいことだが、自己中心の母親もあり、子供の問題行動等（心理的な面等）に無関心な親もいます。一人一人を大切に、人の痛みの分かる思いやりの気持ちを持って向き合うこと（聴くこと、受容すること）で信頼関係を作り、より安心して利用できるようにしたいと思っています

私立 当園での一時的保育の場は、開始当初においては申請の場所でなく、各年齢相応の部屋に振り分けていたが、10年度より独立した部屋になった。理由は利用者の増加と各部屋の人数が増減が日々変化して、運動会、お遊戯会など園の行事の前になると、一時保育の園児と毎日来る園児との統一性がとれにくいというのが主なところ。利用者数については少しずつ地域に根付いてきているとは思いますが、児島という地域では現状より大幅の増加があるとは考えてはいません。

公立 地域の方々、近隣の方々に良く伝わっているので、利用が大変ある。大変喜ばれ活用されているので、当保育所の一時保育はよい結果を得ている。私達保育士の側から見ても一時保育はよいシステムだと思う。又、現代の母親の中には、子育てに不安を持ったり、一人で子供を見ることに、ノイローゼになるといった声を聞かれるので、この点等から大いに支援していきたい事業と考える。時代にあった需要を考えて進めていく事業であるとも思う。

公立 当保育所は空部屋がないので、人数の多い日の受け入れや初めて利用される子どもの多い

日は大変なので、一時保育用の保育室があった方がよいと思う。利用時間も現在は8時30分～16時30分の間の利用になっているが（時には17時頃まで預かっているが）、定期的に仕事で利用しておられる方については考慮する面があると思う。公立なので、市の方針のもと、前向きに取り組んでいきたいと思っております。

公立 一時保育の実施を通して、核家族化の進行、地域連帯感の希薄、若い母親たちが多くの育児不安やストレスを抱えて子供を養育していることに気づかされます。一時保育が子育て家庭の祖歩オート役を果たす重要な事業であることを痛感するが故に、今後、保育士の配置や施設設備の充実の為の予算が必要であり、保育士の質的向上を図る研修内容の向上が求められると思います。

公立 慣れる慣れないなど、一人一人の育ちは様々で、受入に苦勞することも多々あるが、一時保育担当者は、子どもの不安な気持ちが和らぐよう常にスキンシップに心がけ、暖かく接するようにしている。その努力もあってか、子どもの環境の変化への適応力に驚くと共に、子どものすばらしい成長の変化をたびたび見ることができ、担当者として感動も多い。又、保護者も他人に預けることが始めてとあって、不安も多いが、子どもの変化を見ることや、1日の様子を担当者等から伝えてもらうことで安心へと変わっていくことも多い。継続的に保育所入所を必要としない人、突発的に用事ができた人など、利用しやすいこの事業は、子育て支援の中でも意義ある事業である。但し、当園は、単独の部屋や空き室がないことから、保育面でいろいろ問題もある。受入クラスの担当者とのコミュニケーションも大切な課題となってくる。日替わりメニューの子どもたちの一時保育の理想的なあり方を職員面、施設面等から今後も検討していきたいと思う。

公立 突発的な受け入れに対する現状の不安と緊張を主任保育士として常に身近に感じとるがゆえに、保育所保育の中で一時保育をどう位置づけていくのかが、いつも課題であった。子どもの最善に利益と親の支援は、重なり合うのか？保育所入所時の保育との調整のためにどう動けばいいのか？常に自分自身の頭の中にあっただが、どんな状態であろうとも子どもへの関わりの基本は同じであり、暖かく受け入れることが保育所保育の室の底上げにつながるのではないと思われる。そのために、これからの保育の工夫が要求されるのではないと思う。地域の子育て支援の機能充実のための一時保育の研鑽にますます努めたい。

公立 一時保育で子どもが早く慣れ、保護者が安心して預けることができるよう、1対1の関わりを充分持つようにしている。子ども自身の不安が少しずつ取り除かれていくようで、保育者へ慣れるのも早いように思う。保育室については、預かる子供の年齢、発達段階にもよるが、同年齢児の保育室で保育している。友達に関心を示し、遊ぶ様子を見て、興味を示す姿もある。また、兄弟の上の子が入所している場合は、上の子の保育室に行ったり、遊びに来てもらったりし、一緒に過ごす時間をもつことで心の安定があり、一時保育のために保育室は必ず必要ということもないように感じる（当保育所は3歳以上児童は3・4・5歳児の縦割り保育とし、年齢別保育室となっていないこともある）。ただ、一室、空き部屋があれば、利用初め頃の慣れない時の泣きじゃくる子どもとゆったり関わることができるのではと思う。この場合、当保育所では遊戯室や戸外にて対応している。利用者が少ない保育所なので、利用しやすい保育所を目指し情報の提供の工夫が必要かと考えている。

公立 十分な保育を行うためには、職員の配置を増やしてほしい。横の連絡を取り合うためにも年に数回の研修会合を設けるとよいと思う。T市では数カ所に限られていて、この事業を行っているが、利用者サイドの立場に立って、全力所の解放をすればよいと思う。

私立 一時保育は子供にとってある日突然預けられるわけですから、不安な一日が始まります。受ける方としては、常に子供が安心して遊べるような、物的・人的環境を用意しているつもりです。回を重ねると、少しずつ慣れ、笑顔で遊べるようになると、月齢の高い子であれば、他の子の遊びが気になったり、自然に友達とのふれ合いができてくるようになります。子供一人ひとりにあった保育を心がけ、同年齢の部屋が気に入ればそこでも遊べるように保育士同志の話し合いも大切にしています。預ける理由はどうあれ、子どもにとって少しでも安らぐ場所になるように努力したいと思います。お母さんのリフレッシュなどで預けられるとすれば、子どもは、どのような心境になるのでしょうか？親の気持ちを見抜いているとすれば、親と子の結びつきがなくなっていくような不安と、将来の子どもの姿が何か怖いような感じがします。一時保育は本当にこまる人だけ預けることが大切だと思います。

私立 一時保育は、子育て支援のためと国をあげて行っている。しかし、中でも私的利用（リフレッシュ）に関しては、親にとっては、便利でよいかもしれないが、子どもへのしわよせが、大きいように感じる。母親といえば、我が子が泣いていても平気、一日単位の利用料の為、長く見てもらわないと損をする。一緒に子どもといるとイライラするので、預かってもらう事で、自分の時間が出来、うれしいようである。反面、子どもは不安定になり、家で、後追いをしたり、離れると大泣きしたり、夜泣きが、預かってもらうことで始まると、よけいに、我が子がイヤになってしまう、という母親の声を時に耳にすると、今後、どのように、母子を支えて行くべきかを考え直していきたい。

私立 利用者の預ける理由、あるいは預けられる子どもの年齢などにより異なると思うが、就労形態などにより断続的に預けられる場合は、子どもが通っている間に徐々に園の集団生活や遊びにも慣れ、子ども同士の中で育ち合う姿もみられ、通常保育の流れの中で保育することがよいように思われる。しかし緊急的な場合は、保護者の支援が優先され、子どもにとって負担になることが多いと思う。通常保育との関連を考慮しなければならない。このようなことを考えると、普段から地域の中で開かれる園として気軽に、いつでも門戸を開けておくことが必要であり、連携が必要である。又、当園のように定員の数が少ない場合は、割に家庭的な雰囲気の中で子どもを預かることが出来、利用者にもあまり不安を与えないように思われる。運営面では人数枠があり、ニーズに応じて行くにはかなり厳しい面がある。やはり公的立場で受け入れ態勢を整えていくのが望ましいと思う。ニーズがあるからと安易に取り組むことではない。職員体制、保育環境など受け入れ態勢を整えた上で子供の健全な成長に結びつくような支援を考えていきたい。

公立 継続的にとすることはなく、単発的な要望で受け入れています。子どもが泣くだろうという心配は「案ずるより生むがやすし」の状態、この点では受け入れ側としては嬉しいことです。その為、預ける保護者も安心して下さるようです。こういう事で、保護者の方の助けになり、地域のニーズに応えられるのはとても嬉しいことです。

私立 女性の就労形態がますます多様化するに伴って、緊急・一時的保育の需要が高まっております。地方自治体においては、地域のニーズをしっかりと把握して、要望に応えられる体制を整えるべきだと思います。その為の財政的な援助も必要と思われます。各保育園が実施する場合、母親が実家に返っての出産のために、住民票がなかったり、出産、病気、入院のため、平均週3日程度を限界とする実施要綱に該当しない実状もあり、ニーズに対応できず、困って、残念に思うこともたびたびあります。もう少し実状に合わせた対応ができ

るよう、行政として緩和されれば非常に有り難く思います。子育てで苦勞しているお母さん方で、まだ一時的保育事業を知らない方が多いことに驚かされます。一日に2～3回は一時的保育の内容についての問い合わせがあります。市政広報以外でも、地域の住民の方々に知らせる手段があればよいと思います。

公立 一日一日受け入れ人数や年齢構成が変わるので、柔軟な受け入れ態勢を要する。年数を経るにつれて、地域の子育て自立支援に役立つことを実感している。

私立 親にとってはありがたい保育だと思いますが、子どもにとってはどうなのでしょう…。泣いている子を見て疑問を感じてしまう事があります。ケースによっては、親も子も、一時保育で救われたと感謝されることもあるのですが（入院、看護）などで…。いろいろ課題も多いと思います。

私立 通常の保育園の機能として、一時保育が位置づけられることが望ましいと考える。一時保育の幼児が過ごしやすいような保育園生活は一般の幼児にとっても生活しやすい場なのではないか。

公立 私共の保育所では一時的保育を開始して4年になります。開始の時、専任正規保育士1名の加配と0・1歳児室前のテラスとサンルーム風の食事室を増設しました。数字の通り10名の枠にはほど遠い一日の利用人数ではありますが、0・1歳児室は合同の部屋で生活しているところに一番利用度の高い0・1歳児の一時保育の子供たちが専任の保育士と共に入ります。食事ルームを増設したものの、それでもおさまりにくく事務室の一部も0・1歳児の食事コーナーとなっています。又、保育士は1名の為、0・1歳児の一時の子はほとんど毎日利用している為、この年齢にはりつけになることがほとんどでありますし、0・1歳となると一日2名が限度で慣れてきたところでも3名という人数ですので、日々の受け入れ人数を広げられないという悩みがあります。2歳児については、担当がクラスの子供と共に一時の子供の保育に当たります。2歳児は1年間又は1年少し0・1歳児で生活してきた為、新しい子供以外は割とクラスの流れにスムーズについていけるようです。でも手のかかる子に対して担任ばかりでは負担になるので担当やフリーの保育士で対応することもあります。部屋がないという悩みとは反対に、各クラスに一時的保育の子供達が入り込んでいることで、担任任せではなく、園全体が受け入れているよい面もあります。保育士の意識が違います。一時を行ってきたことで、行事に対しても柔軟に対応するようになりました。地域の子も一時の子も保育園の子もふだんどおりの関わりの出来る行事にしていこうと、この3年間取り組んできました。より幅広い子供の見方が出来てきた事、地域の子供や母親にも喜んでもらおうと言う体制と方針がしっかりと固まってきた事は一時保育をやっているからこそだと思っています。

私立 補助金以上の人件費を充当しなければ、乳幼児に十分な対応をしかねます。利用者が毎日変わるので、2対1～1対1ぐらいの職員配置でないと、子ども達の笑顔は見られません。

公立 核家族化、地域との関係が希薄になる中で、世代間での子育ての伝承や子ども同士、地域で遊んだりすることが少なくなっているように思う。一時保育を利用されている保護者の方も、その日の子どもの様子や、まわりのお子さんの様子を聞くと、我が子の長所を再確認したり、発達過程ではどのお子さんにも見られることだと知り、安心したりしている。

一時保育も就労や介護などで、保護者の方の手助けになる反面、少しでも子育ての参考になればと思っている。非定型、緊急での利用が優先されるが、幼児虐待、子育てで不安が心配される中、育児疲れなど私的理由での利用も、必要になっていると思われる。

私立 その日によって利用人数や、その子の年齢が違うので、一人ひとりの生活リズムの調整の仕方や、情緒の安定へと導く関わり方に迷いながらの保育で、大変難しい。また母親とも、信頼関係を築きにくく、子どもの様子を見て問題に思ったことも伝えるタイミングが大変難しいなど感じている。子どもの生活背景や生育歴を把握しにくく、発病や事故の予想がつきにくく、一日中、緊張の連続である。一時保育児の年齢と人数に見合った保育者定数があればよいと思われる。

私立 これまでの定型的な保育はフルタイムの保育が必要な家庭だけを対象としているが、一時保育をやってみて、フルタイムでない保育がとても重要だということを改めて認識した。／たとえば、子どもをできるかぎり自分の手で育てたい、しかし自宅でできる範囲で仕事もしたいという母親にとって、週に1日でも子どもから手が離せることはとても貴重である。あるいは、自分の手で子どもを育てながら、でも週に数日子どもを預けて勉強に通うことで、いずれ仕事につくための準備も少しずつして行けるようになったことで、将来への希望が持てたという母親。育児ノイローゼで相談に来て、週に1日子どもから離れカウンセリングに通ったこと、保育者や他のお母さんと話す場が持てたことで、すっかり明るくなったお母さん……。枚挙にいとまがないほどだ。／一時保育に来たことで、母親にとっても子どもにとっても健康になったという例がとても多くある。／上記のように、ほとんどのケースが、いわゆる非定型保育なのだが、「一時保育」という言葉は誤解されやすい。良いネーミングがほしい。もちろん、「美容院に行きたいから」とか「上の子のPTAに出るため」といった「一時預かり」のニーズにも応えられれば、それに越したことはないのだが、そこまでは対応できない現状である。しかし、それよりも非定型保育の意義はとても大きい。／当園の場合、一時保育の子どもだけを1クラスとした方法をとったことは正解だった。2歳児を中心に1-3歳児の混合クラスで曜日によって顔ぶれが変わり、常になんらかの出入りもあるクラスなのだが、意外と落ち着いていてクラスとしてのまとまりもある。もしも、普通児の年齢クラスに入れる方法をとっていたら、一時保育児にとっても、まとまりができた集団に入って行く心理的な低抗感は大きかったであろうし、クラスの側も落ち着かない状態だったのではないか。／一時保育児だけのクラスにはしているが、園の全ての行事は同じように参加するようにしているし、園全体の父母会にも参加して父母会の行事にも同じように参加している。／他の親たちの目も、保育者の目も、少し広がったように思われる。

私立 平成11年4月から、一時保育の出来る部屋が新しくできたので、たいへん保育がやりやすくなった。※とても良い制度なので、もっと広くPRをして利用していただきたい。※制度で色々約束事があるが、家族の入院などで2週間までとなっているが、場合によってはもっと利用させてあげたいケースがあります。※海外生活の途中で、2~3ヶ月の里帰りなども利用していただいています。が、「保育所」「幼稚園」には利用しにくいので、この制度で受けると喜んでいただきました。※2~3回利用されると子どもは楽しく過ごせる子どもさんが多いように思います。

公立 現在は保育料0円、100円、1200円になっているが、一律にしたらいいと思う。

公立 一日あたりの定員、対象となる子どもの年齢が決められていないために、一時保育担当者3人が担当しているが、日によって人数が多すぎたり、1歳になったばかりの子どもが多かったりしてみきれずに、他のクラスや行事等に、支障を与えることがある。保護者の収入によって0円、100円、1200円と松山市では保育料が決められているが、一時保育利用

は一律にしても良いのではないかと思う。保護者にとって、とても利用しやすい一時保育であり、緊急に保育を必要とする場合には、助かる保護者への支援だと思う。また保護者が子どもから離れていく時から解放されることも大切である。しかし子どもの気持ちをおきざりにして安易に必要以上に長時間預けようとする傾向の見られる利用者もあり、考えさせられることがある。

こどもの城の保育は会員制の保育を行っていますので、保育所等の一時保育とは意味合いが少し違うかもしれません。いつでも気軽に親子が利用できる（子どもの集団保育、親のための時間確保）施設が増えてほしいものです。一時保育は単に子どもを預かるだけではなく、親や保護者がほっとくつろげたり、リフレッシュできる場になれば尚いいと思う。

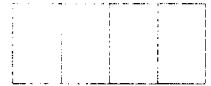
公立 一時保育が本当に必要なのだと実感できるこのごろです。始めて3年ですが、毎年少しずつ利用する人の様子に違いが見えることがあります。より預けやすい様にしたいと思いません。一時から通常の保育に切りかえる人もいます。園全体の雰囲気が分かってからの入所になるので、スムーズにクラスになじんでいる。

私立 親の利便性からは役立っていると思うが、子どもの側からはあまり賛成できない。保育所では4月の新入園児にはきめ細かくなるし、保育のための努力をするのに、一時保育ではそれが出来ず、子どもは突然つれてこられて置いていかれることになる。一時保育の必要な社会となっていると思うが、出来れば就労の有無に拘わらず保育所へ入所して必要な時間だけ保育をする方が、子どもへの心理的負担が少ないと思う。専業主婦の子育て支援も必要な時代であるから、保育所への入所が一般化されることが望まれる。

私立 一時保育の制度ができる以前は必要に応じて受け入れていましたが、育児相談からの継続で体験的意味合いの強いものでした。発育上の心配やことばの遅れ、母親自身の育児不安などが主な理由でした。制度が整い、専用保育室やスタッフをそろえてからは有料となり、先の理由の他に週2～3日の就労や兄弟の幼稚園行事の為の利用が増えました。また最近私的理由として母親の美容院やサークル活動など、子育ての合間をぬって自身のリフレッシュを求める母親の気持ちがかえります。一時保育は子どもにとっては無理のない範囲で保育の場に参加し、育ちに有効な刺激を受けたり友達関係、社会性を身につけるよい機会になると思います。又母親にとっても24時間養育を引き受けることは特に少人数家庭にとっては大変なことで煮詰まってしまう前に子どもを安心してまかせられる場を持ち、リフレッシュをはかれることは必要なことだと思います。またこどもが同年代の子どもたちと楽しく遊ぶ姿を見ることは母親にとって、ほっとし、子育てに対する意欲がわいてくることにもつながるのではないかと思います。問題は預けやすくなったことで「両親で遊びに行きたいから」など子育て宝飯期につながらないか心配なケースが見られるようになってきたことで、受け入れにはやはりしっかりした育児相談は不可欠だと思います。また保育料は時間計算なので、就労のための日数多く利用する場合、負担がかかるのは、やむをえないとはいえないへんんあのが現状といえます。

私立 一時保育の実施を昨年は地域の方々からの希望もあり行ったが、1日3人以上の受け入れは、人口10,000人の町村では、利用者に変動があり、助成対象にならなかった。今年度は希望があったときに受け入れが出来る人的配置の確保と、町行政に対して、1人受け入れに対する助成を認めて頂くように働きかけております。今後におきましても実施に至っては、①安全な環境で、②安心できる保育内容で、③安定した情緒の保育者のかかわりが少しでも保証できるように工夫して参りたいと思っています。

資料 3.アンケート用紙



「一時保育」についての調査票

平成 12 年 1 月 10 日

現代保育研究会

この調査票は、一時保育について、あなたの園の実情をお聞きするものです。細かい数字なども教えて頂くこともあります。何卒よろしくお願い致します。

ご記入にあたり、次の点にご留意願います。

1. 原則的には調査票記入日現在で回答して下さい。
2. 回答には、選択肢の中から選ぶものと、具体的に記述して頂くものがあります。
3. 選択肢の中からの選択は、記号に○印をつけて下さい。
4. 具体的に記述して頂くときは、出来るだけ詳しくお書きください。
5. 本調査票でおたずねしているもの、あるいはしていないもので関連があると思われる事項についての資料などありましたら、ご面倒でも調査票に同封してお送り下さい。
6. 保育士等の職種の内、「常勤」は正規職員、「非常勤」は常勤と同じ（あるいはそれに準ずる）職務であるが期間を限った雇用者、「パート」は週に数日とか、毎日限られた時間とかに就労する者（アルバイトを含む）をさしています。
7. 記入は黒のボールペンあるいは濃い目の鉛筆をお願いします。

尚、本調査票では園名や郵便番号などを書いていただいておりますが、集計はコンピュータで統計的処理をいたします。個人名などをあげての集計並びに報告は致しません。調査にご協力いただいた方にご迷惑をかけないようにいたします。

園 名 公立・私立 設立 大正 _____ 年
昭和 _____ 年
平成 _____ 年

郵便番号 —

調査票記入者 男・女 _____ 歳 保育経験 _____ 年 職務名 園長・主任・保育士

平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）
「一時保育における保育の処遇のあり方について」
現代保育研究会

研究代表 民 秋 言（白梅学園短期大学）

〒102-0071 東京都千代田区富士見 1-2-32 東京ルーテルセンタービル 203 号室
社団法人 全国保育士養成協議会 電話 03-3264-2715 FAX03-5276-2343 気付

Q1 あなたの園の園児数（定員と在籍数）を教えてください。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1. 定員	人	人	人	人	人	人	人
2. 在籍児	人	人	人	人	人	人	人

Q2 あなたの園の職員構成を教えてください。

	1. 園長	2. 主任	保 育 士			6. 栄 調 養 理 士 員	7. 保 看 健 護 婦 婦	8. 事 務 職 員	9. そ の 他	10. 合 計
			3.クラス 担 任	4.フリー	5.一時保 育専任					
1.常 勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2.非常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
3.パート				人	人	人	人	人	人	人
4.合 計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5.内 一時保育 担 当 者	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

Q3 あなたの園で一時保育を始めたのはいつですか。

昭和・平成_____年

Q3-2 あなたの園が一時保育を実施している理由は何ですか（複数回答可）。

1. 区市町村の方針・指示で
2. 園の方針で
3. 子育て支援の一環として
4. 地域のニーズがあるから
5. その他（ _____)

Q7 一時保育を利用した子どもたちの年齢別の月別延べ人数を教えてください。(平成11年度分)

年齢 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0 歳 児	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1・2 歳 児	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3 歳 児	△	△	△	△	△	△	△	△	△
4・5 歳 児	△	△	△	△	△	△	△	△	△

Q8 一時保育を利用した子どもたちの保育時間別の延べ人数を教えてください。

(平成11年度分)

時 間 \ 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1 時間未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△
1時間から 3 時間未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△
3時間から 5 時間未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5 時間から 8 時間未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△
8 時間以上	△	△	△	△	△	△	△	△	△

Q9 あなたの園で、平成11年4月から12月までで一時保育を受け入れた保護者の理由、その内、特に目立つ理由を下記の中から選んで○印を記入して下さい。（特に目立つ理由としては、件数が多い場合と印象深い場合の両方をご記入下さい。）

	一時保育の理由	特に目立つ理由
1.就労しているため		
2.資格の取得や職業訓練を受けるため		
3.就労先をさがすため		
4.通学などで学習を行うため		
5.母親が出産・病気・入院・通院のため		
6.家族の看病・介護・通院の付き添いのため		
7.葬儀・結婚式のため		
8.P T Aや地域活動に参加するため		
9.ボランティアを行うため		
10.講座などの参加で自己研鑽を行うため		
11.上の子どもの授業参観や遠足に参加するため		
12.買い物や遊びに行くため		
13.家事を十分に行うため		
14.スポーツや趣味や習いごとを行うため		
15.保育園保育を子どもに体験させたいため		
16.離乳食などの指導を受けたり、食べさせたいため		
17.その他		

Q10 一時保育の際、保育士はどのようなことに配慮して保育をしていますか。各年齢について5カ所以内に○印をつけて下さい。

クラス 配慮しているところ	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1.送り迎えのとき、必要な事項の連絡を親と交わす						
2.一時保育の子どもだと分かるように名札などを付ける						
3.寄ってきた子どもを受けとめようとする						
4.眠い時は眠れるようにする						
5.子どもの話をじっくりきく						
6.手をにぎったり、だっこする						
7.在園児と親しくなる機会とする						
8.軽食・補食を出す						
9.おやつとの与え方に工夫をする						
10.すぐに遊べるようにおもちゃを置いておく						
11.いつでも水分の補給ができるようにする						
12.子どもの好む絵本を読む						
13.好きな遊びがじっくりできるようにする						
14.異年齢の子どもとの交流を大切にする						
15.全員を集めて同じ活動などをする						
16.主にテレビやビデオを見せる						
17.動植物を置いて、なごむようにする						
18.子どもの体調にとくに留意する						
19.事故、怪我などの対応をとくに心がけている						
20.お気に入りの物を持ってきてもいいようにする						
21.記録を書き、引き継ぎをスムーズにする						
22.その他						

Q11 あなたの園の一時保育は、どの様な形態ですか（複数回答可）。

1. 一時保育の子ども用に特別のプログラムを用意する
2. 通常保育のクラスに入れて一緒にする
3. その子に好きなことを自由にさせる
4. 受け入れ引きとりの時間を自由に行っている
5. その他（)

Q12 一時保育の子どもはどこで保育していますか（複数回答可）。

1. 通常保育の園児と同じ保育室です
2. 一時保育専用の部屋（施設）を用意している
3. 空いている保育室を適宜利用している
4. 事務室です
5. その他（)

Q13 一時保育の子どもを受け入れた理由別に1人ずつ選び、その子どもの年齢を記入し、その子の最近の様子を該当する項目に○印を付けて下さい。（複数回答可）

子どもの様子	利用の理由	1.断続的な 労働等	2.緊急・一時 的な事情	3.心理的負担 等私的理由	4.体験的な 入所
		歳	歳	歳	歳
1.保育園に来るのを楽しみにしている					
2.保護者と別れるのをいやがる					
3.保育中、にこやかにしている					
4.落ち着かず不安げである					
5.元気に園内を動き回る					
6.乳首を吸ったり、自分のものを離そうとしない					
7.保育者に抱かれたがる					
8.おやつやミルクをとらない					
9.おやつやミルクをほしがる					
10.眠りが浅くすぐ目覚める					
11.ぐっすり眠る					
12.子ども同士でよく遊ぶ					
13.子ども同士では遊ぼうとしない					
14.通常保育の子どもに興味を示す					
15.通常保育の子ども遊びに入りたがる					
16.園の設備や遊具に興味を示す					
17.泣いてばかりいる					
18.時々思い出したように泣く					
19.保護者の迎えを大喜びする					
20.その他					

Q14 一時保育の受付のとき、健康・安全についてどのように把握していますか。

1. 子どもの健康状態について、調査票に記入してもらう
2. 母子健康手帳のコピーをあずかる
3. 園長が面接する
4. 保健婦・看護婦が面接する
5. なにもしない
6. その他（ ）

Q15 一時保育用の健康・安全のマニュアルがありますか。

1. 一時保育用のマニュアルがある
2. 在園児用のマニュアルを適用している
3. 特にない
4. その他（ ）

Q16 一時保育の子どもが登園したとき、健康状態はどの様にして把握していますか。（複数回答可）

1. 保護者からの報告（口頭または文書）による
2. 保育者が観察する
3. 保健婦・看護婦が観察する
4. 登園時に体温を測定する
5. 特に何もしない

Q17 一時保育をしている途中で、体調が不良になったと思われる場合、どうしていますか。（複数回答可）

1. 園長の判断で決める
2. 保健婦・看護婦の判断で決める
3. 嘱託医に連絡する
4. その子の主治医に連絡する
5. 保護者に連絡する
6. その他（ ）

Q18 一時保育の子ども健康について特に配慮していることは何ですか。

Q19 一時保育の子ども食事について特に配慮していることは何ですか。

Q20 一時保育の子ども睡眠について特に配慮していることは何ですか。

Q21 一時保育の子どものその日の記録をとっていますか。

1.はい → SQ21-2 その記録の形式はどのようなものですか。

1. 決まった記録用紙がある
2. 決まったノートなどに自由に書く
3. 様式はない
4. その他 ()

2.いいえ

Q22 その日の活動や子どもの様子を知らせるためにどのような方法をとっていますか。

1. お便り（メモ）や連絡帳で
2. 口頭で
3. 掲示板を使って
4. その他 ()

Q23 一時保育の保護者の悩みなどの、相談に応ずる機会をどのように設けていますか。

Q24 あなたの園の一時保育は地域の人々に利用されていると思いますか。

1. よく利用されている
2. わりに利用されている
3. あまり利用されていない
4. ほとんど利用されていない

Q25 全体的に見て、利用者（保護者など）は満足しているとおもいますか。

1. 満足している } → SQ25-2 その理由は何ですか（複数回答可）

2. まあまあ満足している }
+ }
1. 子どもが喜んでいる
 2. 子どもの育ちにとって有効である
 3. 保護者の手助けになる
 4. 利用料が適当である
 5. その他 ()

3. あまり満足していない } → SQ25-3 不満足なその理由は何ですか（複数回答可）

4. 満足していない }

1. 子どもがいやがる
2. あまり子どもにとってよくない
3. 1日だけ子どもを預けるのは不安だという保護者がいる
4. 申し込み手続きが面倒（事前申し込み等）
5. 利用料が高い
6. 必要なときに利用できない
7. その他 ()

これで質問は終わりです。

最後に、一時保育について、ご意見、ご感想など、ご自由にお書き下さい。

ご協力感谢您いたします。研究員一同。

平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）
「一時保育における保育の処遇のあり方について」
現代保育研究会

主任研究者	民秋 言（白梅学園短期大学）	研究協力者	小沼 肇（武蔵野短期大学）
分担研究者	大嶋 恭二（東洋英和女学院大学）	々	佐藤 信雄（北海道文教短期大学）
々	桑 幸男（名古屋市立大学）	々	西村 重稀（福井県高志福祉事務所）
々	倉戸 直実（浪速短期大学）	々	山中 和子（四日市市立西浦保育園）
々	高野 陽（東洋英和女学院大学）	々	菊池 繁信（大阪府もみの木保育園）
々	迫田 圭子（立正大学）	々	新納 雅司（岡山県親和保育園）
研究協力者	岡本美智子（聖心女子専門学校）	々	水上 彰子（富山市立東部保育所・所長）
々	千葉 武夫（聖和大学短期大学部）	々	杉山 治子（東京都練馬区立光が丘 第4保育園）
々	清水 益治（奈良保育学院）	々	河合富美子（倉敷市福祉部児童家庭課）
々	広利 吉治（宮城学院女子短期大学）		
々	金子 恵美（日本社会事業大学）		

関 係 各 位

平成 12 年 1 月

研究代表 民 秋 言
白梅学園短期大学教授

平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）

「一時保育における保育の処遇のあり方について」 の調査のお願い

皆さまにおかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私共は、平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）の研究助成を受けて「一時保育における保育の処遇のあり方について」研究をすすめております。

このたび、研究の一課程として、別紙のような調査票を作成しました。

そこで皆さまに調査をお願いする次第です。

調査の質問項目にお答えいただき、かつお気づきの点などご自由に、ご記入のうえ、ご返送下さい。

頂いた回答の結果については、皆様にご迷惑をかけないよう細心の注意を致します。

本務ご多忙の折、恐縮ですが何卒よろしくご協力の程、お願い申し上げます。

尚、後刻お電話などで事前に連絡をさせていただいて、当メンバーが貴園を訪問して、本調査票に関するお話を伺わせていただくこともあります。その節はよろしくお願ひいたします。

平成 11 年度厚生科学研究（子ども家庭総合研究事業）

「一時保育における保育の処遇のあり方について」の調査のお願い 現代保育研究会

研究代表 民 秋 言（白梅学園短期大学教授）

〒102-0071 東京都千代田区富士見 1-2-32 東京ルーテルセンタービル 203 号室

社団法人 全国保育士養成協議会 電話 03-3264-2715 FAX03-5276-2343

e-mail hoyo@sepia.ocn.ne.jp

気付